

IP通信網サービス契約約款
(メガ・エッグ 光ネット／ビジネス VPN サービス)

平成30年2月

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

目 次

約 款

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第2章 I P通信網サービスの種類等	4
第4条 I P通信網サービスの種類	
第5条 I P通信網サービスの品目等	
第6条 データ伝送速度の制限	
第3章 I P通信網サービスの提供区間等	4
第7条 I P通信網サービスの提供区間	
第8条 I P通信網サービスの提供区域	
第4章 契約	4
第1節 有線アクセスサービスに係る契約	4
第9条 契約の種別	
第10条 契約の単位	
第11条 契約者回線の終端	
第12条 収容区域及び加入区域	
第13条 有線アクセスサービス取扱局	
第14条 有線アクセスサービス契約申込の方法	
第15条 有線アクセスサービス契約申込の承諾	
第16条 最低利用期間	
第17条 品目等の変更	
第18条 契約者回線の移転	
第19条 契約者回線の利用の一時中断	
第19条の2 (削除)	
第20条 その他の有線アクセスサービス契約内容の変更	
第21条 有線アクセスサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止	
第22条 有線アクセスサービス契約者が行う I P通信網サービス契約の解除	
第23条 有線アクセスサービスの利用中止	
第24条 有線アクセスサービスの利用停止	
第25条 当社が行う有線アクセスサービス契約の解除	

第26条 有線アクセスサービス契約者回線の提供が不可能, 又は著しく困難になった場合の措置

第27条 その他の提供条件

第2節 (削除) 8

第28条 (削除)

第29条 (削除)

第30条 (削除)

第31条 (削除)

第32条 (削除)

第33条 (削除)

第34条 (削除)

第35条 (削除)

第36条 (削除)

第37条 (削除)

第38条 (削除)

第39条 (削除)

第40条 (削除)

第41条 (削除)

第42条 (削除)

第43条 (削除)

第3節 ビジネスVPNサービスに係る契約 9

第44条 契約の単位

第45条 共同ビジネスVPNサービス契約

第46条 契約者回線の終端

第47条 収容区域及び加入区域

第48条 ビジネスVPNサービス取扱局

第49条 ビジネスVPNサービス契約申込の方法

第50条 ビジネスVPNサービス契約申込の承諾

第51条 最低利用期間

第52条 契約者数の変更

第53条 品目の変更

第54条 契約者回線の移転

第55条 契約者回線の利用の一時中断

第56条 その他のビジネスVPNサービス契約内容の変更

第57条 ビジネスVPNサービス契約に基づく利用権の譲渡

第58条 ビジネスVPNサービス契約者が行うビジネスVPNサービス契約の解除

第59条 ビジネスVPNサービスの利用中止

第60条 ビジネスVPNサービスの利用停止

第61条 当社が行うビジネスVPNサービス契約の解除

第62条	ビジネスVPNサービス契約者回線の提供ができなくなった場合の措置	
第63条	その他の提供条件	
第5章	契約者回線群の設定等	13
第64条	契約者回線群の設定	
第65条	ビジネスVPNサービス契約者が行う契約者回線群の変更	
第66条	当社が行う契約者回線群の変更	
第67条	契約者回線群の廃止	
第6章	付加機能	14
第68条	付加機能の提供	
第69条	付加機能の廃止	
第7章	回線接続装置の提供等	15
第70条	回線接続装置の提供	
第71条	回線接続装置の移転	
第72条	回線接続装置の利用の一時中断及び利用中止	
第8章	回線相互接続	16
第73条	当社又は他社の電気通信回線との接続	
第74条	他社接続契約者回線の相互接続	
第75条	他社接続契約者回線接続変更	
第9章	利用に係るIP通信網契約者の義務及び禁止事項	17
第76条	利用に係るIP通信網サービス契約者の義務	
第77条	IP通信網サービスにおける禁止事項	
第78条	情報の削除等	
第10章	通信	19
第79条	通信利用の制限	
第80条	契約者回線による制約	
第11章	料金等	20
第1節	料金及び工事等に関する費用	20
第81条	料金及び工事等に関する費用	
第2節	料金等の支払義務	20
第82条	定額利用料の支払義務	
第83条	定額利用料の日割	

第84条	一時中断期間の利用料	
第85条	工事費の支払義務	
第86条	線路設置費の支払義務	
第87条	設備費の支払義務	
第3節	料金の計算方法等	22
第88条	料金の計算方法等	
第89条	提携事業者にかかる債権の譲受等	
第4節	割増金及び延滞利息	22
第90条	割増金	
第91条	延滞利息	
第12章	保守	23
第92条	当社の維持責任	
第93条	契約者の維持責任	
第94条	契約者の切分責任	
第95条	修理又は復旧の順位	
第13章	損害賠償	24
第96条	責任の制限	
第97条	免責	
第14章	雑則	25
第98条	承諾の限界	
第99条	サービスの提供範囲等	
第100条	IP通信網サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	
第101条	法令に規定する事項	
第102条	閲覧	
別表		27
別表1	IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項	
別記		28
1	IP通信網サービスの提供区域等	
2	IP通信網サービス契約者の氏名等の変更	
3	IP通信網サービス契約者の地位の承継	
4	IP通信網サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	
5	自営端末設備の接続	
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	

- 7 自営電気通信設備の接続
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 9 事務手数料
- 10 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等
- 11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 12 特定協定事業者
- 13 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い
- 14 新聞社等の基準
- 15 技術資料の項目

料金表

通 則	32
第1表 料金	34
第1 有線アクセスサービスに係るもの	34
1 適用	
2 料金額	
2-1 基本料	
2-2 情報に応じた加算料	
2-3 加算料	
第2 (削除)	57
第3 ビジネスVPNサービスに係るもの	58
1 適用	
2 料金額	
2-1 基本料 (ビジネスVPNサービス契約者回線)	
2-2 使用料 (グループVPN機能)	
2-3 加算額	
第4 付加機能利用料	65
1 適用	
2 料金額	
(1) タイプ1・コース1、コース5およびコース7のカテゴリ-1に係るもの	
(2) タイプ1・カテゴリ-2に係るもの	
(3) タイプ1・カテゴリ-3に係るもの	
(4) コース1のカテゴリ-4およびカテゴリ-5に係るもの	
(5) タイプ2に係るもの	
(6) タイプ3に係るもの	
(7) タイプ4に係るもの	
(8) タイプ5に係るもの	
(9) タイプ6に係るもの	
(10) タイプ7に係るもの	
第2表 回線接続装置等使用料	103
第1 適用	
第2 回線接続装置等使用料の額	
1 有線アクセスサービスに係るもの	
2 (削除)	

第3表	工事に関する費用	104
第1	工事費	104
1	適用	
2	工事費の額	
第2	線路設置費	108
1	適用	
2	線路設置費の額	
第3	設備費	109
1	適用	
2	設備費の額	
第4表	事務手数料等	110
第1	適用	
第2	料金額	
附則		114

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)により、IP通信網サービス(当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属をいいます。以下同じとします。)
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
4の2 有線アクセスサービス	IP通信網サービスのうち、有線アクセスを使用して行う電気通信サービス
4の3 (削除)	(削除)
4の4 ビジネスVPNサービス	IP通信網サービスのうち、ビジネスVPN装置(「契約者回線等」における(5)その他当社が必要により設置する電気通信設備)を使用して行う電気通信サービス
5 IP通信網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりIP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
5の2 有線アクセスサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより有線アクセスサービスに関する業務を行う当社の事業所
5の3 (削除)	(削除)
5の4 ビジネスVPNサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりビジネスVPNサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 IP通信網サービス取扱所	IP通信網サービスに関する契約事務を行う当社の事業所 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6の2 有線アクセスサービス取扱所	(1)有線アクセスサービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により有線アクセスサービスに関する契約事務を行う者の事業所
6の3 (削除)	(削除)
6の4 ビジネスVPNサービス取扱所	(1)ビジネスVPNサービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2)当社の委託によりビジネスVPNサービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 取扱局交換設備	IP通信網サービス取扱局に設置される交換設備
8 基地局	無線アクセスサービス取扱局のうち、契約者回線を収容する無線アクセスサービス取扱局

9 IP通信網サービス契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約
9の2 有線アクセスサービス契約	当社から有線アクセスサービスの提供を受けるための契約
9の3 (削除)	(削除)
9の4 ビジネスVPNサービス契約	当社からビジネスVPNサービスの提供を受けるための契約
10 IP通信網サービス契約者	当社とIP通信網サービス契約を締結している者
10の2 有線アクセスサービス契約者	当社と有線アクセスサービス契約を締結している者
10の4 (削除)	(削除)
10の5 ビジネスVPNサービス契約者	当社とビジネスVPNサービス契約を締結している者
11 契約者回線	IP通信網サービス契約に基づいてIP通信網サービス取扱局内に設置された取扱局交換設備等又は基地局と、IP通信網サービス契約者が指定する場所に設置する電気通信設備との間に設置される電気通信回線
11の2 有線アクセスサービス契約者回線	有線アクセスサービス契約に基づいて有線アクセスサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備等と、有線アクセスサービス契約者が指定する場所に設置される電気通信設備との間に設置される電気通信回線
11の3 (削除)	(削除)
11の4 ビジネスVPNサービス契約者回線	ビジネスVPNサービス契約に基づいてビジネスVPNサービス取扱局に設置された取扱局交換設備等と、ビジネスVPNサービス契約者が指定する場所に設置される電気通信設備との間に設置される電気通信回線
12 利用回線	相互接続点を介して、当社のIP通信網と相互に接続する電気通信回線であって、特定協定事業者のDSL等接続専用サービスに係る契約に基づいて設置されるもの
13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者、又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
14 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
15 特定協定事業者	協定事業者のうち、相互接続協定に基づき当社が協定事業者のサービス提供区間を合わせて料金を設定している協定事業者
16 他社接続回線	相互接続点を介して、当社のIP通信網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの(ダイヤルアップ回線を除きます。)
17 他社接続契約者回線	相互接続点を介して、当社のIP通信網と相互に接続する電気通信回線のうち、その契約者の指定する場所と相互接続点の間に特定協定事業者が設置する電気通信回線
18 JPDメイン名	株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)によって割り当てられる名称
19 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
20 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
21 契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 相互接続点(この欄の(4)に規定するものを除きます。)

	<p>(3) インターネット接続事業者との相互接続点</p> <p>(4) 当社が設置する電気通信設備とNSPIXPとの接続点</p> <p>(5) その他当社が必要により設置する電気通信設備 (ビジネスVPN装置等)</p>
22 契約者回線群	IP通信網を使用して相互に通信を行うことができるビジネスVPNサービス契約者回線から構成される回線群
23 回線接続装置	契約者回線の終端となる電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの。有線アクセスサービスにおける変復調装置および集合型回線終端装置、ADSLアクセスサービスにおける変復調装置も含みます。
24 自営端末設備	IP通信網サービス契約者が設置する端末設備
25 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
26 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続に係るIP通信網サービスにおける基本的技術事項
27 収容区域	1のIP通信網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域
28 加入区域	1のIP通信網サービス取扱局の収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算額)の支払いを必要としないでIP通信網サービスを提供する区域
29 区域外	1のIP通信網サービス取扱局の収容区域のうち、加入区域以外のもの
30 引込柱	有線アクセスサービス契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱等
31 引込線	有線アクセスサービス契約者回線のうち、引込柱から端子までの間の線路
31 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 IP通信網サービスの種類等

(IP通信網サービスの種類)

第4条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
1 有線アクセスサービス	有線方式により有線アクセスサービス契約者回線を設置して提供するIP通信網サービス
2 (削除)	(削除)
3 ビジネスVPNサービス	ビジネスVPN装置およびビジネスVPNサービス契約者回線を設置して提供するIP通信網サービス

(IP通信網サービスの品目等)

第5条 IP通信網サービスには、料金表に規定する品目等があります。

(データ伝送量の制限)

第6条 1の契約者回線において、1の料金月の送受信のデータ伝送量が別に定める量を超えた場合には、その定めるところによります。

第3章 IP通信網サービスの提供区間等

(IP通信網サービスの提供区間)

第7条 当社のIP通信網サービスは、当社が別に定める提供区間において提供します。

(IP通信網サービスの提供区域)

第8条 当社のIP通信網サービスは、当社が別に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

第1節 有線アクセスサービスに係る契約

(契約の種別)

第9条 有線アクセスサービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 有線アクセスサービス契約

(契約の単位)

第10条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の有線アクセスサービス契約を締結します。この場合、有線アクセスサービス契約者は、1の有線アクセスサービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第11条 当社は、有線アクセスサービス契約者が指定した場所内の建物若しくは工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線接続装置(変復調装置および集合型回線終端装置を含みます。以下同じとします。)を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、有線アクセスサービス契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第 12 条 当社は、料金表に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

(有線アクセスサービス取扱局)

第 13 条 契約者回線は、その契約者回線の終端のある有線アクセスサービス取扱局に収容します。

2 当社は、別に定める規定による場合のほか、技術上及び有線アクセスサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、有線アクセスサービス取扱局を変更することがあります。

(有線アクセスサービス契約申込の方法)

第 14 条 有線アクセスサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を有線アクセスサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 有線アクセスサービスの種類
- (2) 有線アクセスサービスの品目等
- (3) 契約者回線の終端の場所
- (4) その他有線アクセスサービス契約申込の内容を特定するために必要な事項

(有線アクセスサービス契約申込の承諾)

第 15 条 当社は、有線アクセスサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その有線アクセスサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込みをした者が有線アクセスサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他有線アクセスサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第 16 条 有線アクセスサービスには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、有線アクセスサービスの提供を開始した日から起算します。

3 有線アクセスサービス契約者は、前項の最低利用期間内に有線アクセスサービス契約の解除、又は有線アクセスサービスの品目等の変更及び契約者回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第 26 条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第 1 項の規定により有線アクセスサービス契約が解除となるときは、この限りではありません。

(品目等の変更)

第 17 条 有線アクセスサービス契約者は、有線アクセスサービスの品目等の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 15 条(有線アクセスサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第 18 条 有線アクセスサービス契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 15 条(有線アクセスサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の利用の一時中断)

第 19 条 当社は、有線アクセスサービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その有線アクセスサービス契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以

下同じとします。)を行います。

- 2 契約者回線の利用を一時中断するときは、そのことをあらかじめ有線アクセスサービス取扱所に申し出ていただきます。
- 3 契約者回線の利用の一時中断期間は、有線アクセスサービス契約者の申し出による一時中断開始日から起算して原則3年を限度とします。
- 4 有線アクセスサービス契約者からの利用再開の申し出があった場合、または当社の機器により契約者回線の利用が確認された場合は、当社は契約者回線の利用の一時中断を終了し、利用を再開するものとします。
- 5 当社は、次の場合には、前4項で規定する契約者回線の利用の一時中断を適用しません。
 - (1) 該当契約が、第16条に規定する最低利用期間内の場合
 - (2) 該当契約が、特定期間の継続利用を条件とする契約期間中の場合

(契約者回線の休止)

第19条の2 (削除)

(その他の有線アクセスサービス契約内容の変更)

- 第20条 当社は、有線アクセスサービス契約者から請求があったときは、第14条(有線アクセスサービス契約申込の方法)第4号に規定するIP通信網サービス契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は第15条(有線アクセスサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱いません。

(有線アクセスサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第21条 有線アクセスサービス契約者が有線アクセスサービス契約に基づいて有線アクセスサービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(有線アクセスサービス契約者が行うIP通信網サービス契約の解除)

- 第22条 有線アクセスサービス契約者は、有線アクセスサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ有線アクセスサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
- 2 当社は、前項の通知を受けた場合に、有線アクセスサービス契約者から申し込みがあり、かつ、その申し込みを当社が承諾したときは、有線アクセスサービス契約に係る設備等の全部または一部を残置できるものとします。
 - 3 前項の場合、残置した設備に応じて、当社は、前項の申出者(以下「申出者」と言います。)に対して、料金表に定める契約者回線等を撤去する場合の工事費の全部または一部を請求しないものとします。
 - 4 前項のお申し込みにより、有線アクセスサービス契約に係る設備等を残置した場合、契約解除後も、申出者は、無償にて、当該設備を自己物と同一の注意をもって管理するものとします。
 - 5 当社は、第2項に定める規定により、有線アクセスサービス契約に係る設備等を残置した場合であっても、設備状況の変化等により、その全部または一部をいつでも撤去することができるものとし、申出者はこれに協力するものとします。
 - 6 当社が、第2項に定める規定により、有線アクセスサービス契約に係る設備等を残置した後に、申出者の都合において、改めて残置した設備の撤去を希望する場合、申出者は、事前に当社にその旨を申出で、承諾を得なければならないものとします。
 - 7 当社が前項の承諾をした場合、原則申出者は、当社に対して料金表に定める契約者回線等を撤去する場合の工事費と同額の費用の支払をするものとします。

(有線アクセスサービスの利用中止)

- 第23条 当社は、次の場合には、そのIP通信網サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第79条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(有線アクセスサービスの利用停止)

第 24 条 当社は、IP通信網サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのIP通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務、および当社と提携する事業者（以下 提携事業者）が有する契約者への債権について、契約者が提携事業者から当社に譲り渡すことを事前に承諾した債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 76 条（利用に係るIP通信網サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 第 77 条（IP 通信網サービスにおける禁止事項）に該当する行為を行った場合
- (4) 第 78 条（情報の削除等）第 1 号ないし第 3 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- (5) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (6) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取り外さなかったとき。
- (7) 契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与えたとき

2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網サービス契約者に通知します。

(当社が行う有線アクセスサービス契約の解除)

第 25 条 当社は、第 24 条（有線アクセスサービスの利用停止）各号の規定によりIP通信網サービスの利用停止をされた有線アクセスサービス契約者がなおその事実を解消しないとき、その有線アクセスサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、有線アクセスサービス契約者が第 24 条（有線アクセスサービスの利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が有線アクセスサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、有線アクセスサービスの利用停止をしないでその有線アクセスサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その有線アクセスサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、有線アクセスサービス契約者にそのことを通知します。

(有線アクセスサービス契約者回線の提供が不可能、又は著しく困難になった場合の措置)

第 26 条 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供が不可能、又は著しく困難になった場合はその契約者回線に係る有線アクセスサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、その有線アクセスサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ有線アクセスサービス契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 27 条 有線アクセスサービス契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第 2 節 (削除)

- 第 28 条 (削除)
- 第 29 条 (削除)
- 第 30 条 (削除)
- 第 31 条 (削除)
- 第 32 条 (削除)
- 第 33 条 (削除)
- 第 34 条 (削除)
- 第 35 条 (削除)
- 第 36 条 (削除)
- 第 37 条 (削除)
- 第 38 条 (削除)
- 第 39 条 (削除)
- 第 40 条 (削除)
- 第 41 条 (削除)
- 第 42 条 (削除)
- 第 43 条 (削除)

第3節 ビジネスVPNサービスに係る契約

(契約の単位)

第44条 当社は、契約者回線群1回線群ごとに1のビジネスVPNサービス契約を締結します。

(共同ビジネスVPNサービス契約)

第45条 当社は、1の契約者回線群について契約者が2人以上となるビジネスVPNサービス契約(以下「共同ビジネスVPNサービス契約」といいます。)を締結します。

(契約者回線の終端)

第46条 当社は、ビジネスVPNサービス契約者が指定した場所内の建物若しくは工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線接続装置(変復調装置を含みます。以下同じとします。)を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、ビジネスVPNサービス契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第47条 当社は、料金表に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

(ビジネスVPNサービス取扱局)

第48条 契約者回線は、その契約者回線の終端のあるビジネスVPNサービス取扱局に收容します。

2 当社は、別に定める規定による場合のほか、技術上及びビジネスVPNサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ビジネスVPNサービス取扱局を変更することがあります。

(ビジネスVPNサービス契約申込の方法)

第49条 ビジネスVPNサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をビジネスVPNサービス取扱所に提出していただきます。

- (1)ビジネスVPNサービスの種類
- (2)ビジネスVPNサービスの品目等
- (3)契約者回線の終端の場所
- (4)他社接続回線を利用するビジネスVPNサービス契約の申込みにあつては、その他社接続回線のサービスの品目、区間及び協定事業者の氏名又は名称
- (5)契約者回線群
- (6)その他ビジネスVPNサービス契約申込の内容を特定するために必要な事項

(ビジネスVPNサービス契約申込の承諾)

第50条 当社は、ビジネスVPNサービス契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのビジネスVPNサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1)申込みのあつた契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2)他社接続回線を利用するビジネスVPNサービス契約の申込みにあつては、その他社接続回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (3)申込みをした者がビジネスVPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4)契約者回線群がないとき。
- (5)その他ビジネスVPNサービスに関する当社の業務の遂行上著しく支障があるとき。

(最低利用期間)

第51条 ビジネスVPNサービスには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、ビジネスVPNサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 ビジネスVPNサービス契約者は、前項の最低利用期間内にビジネスVPNサービス契約の解除、又はビジネスVPNサービスの品目等の変更及び契約者回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第62条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定によりビジネスVPNサービス契約が解除となるときは、この限りではありません。

(契約者数の変更)

第52条 ビジネスVPNサービス契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たにビジネスVPNサービス契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書(第49条(ビジネスVPNサービス契約申込の方法)の契約申込書に準拠したものとしします。)をビジネスVPNサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第50条(ビジネスVPNサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(品目の変更)

第53条 ビジネスVPNサービス契約者は、ビジネスVPNサービスの品目等の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第50条(ビジネスVPNサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第54条 ビジネスVPNサービス契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点と相互接続点以外の地点との間の移転については、この限りではありません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第50条(ビジネスVPNサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の利用の一時中断)

第55条 当社は、ビジネスVPNサービス契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断(その契約者回線等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 契約者回線等の利用を一時中断するときは、そのことをあらかじめビジネスVPNサービス取扱所に申し出ていただきます。

3 契約者回線等の利用の一時中断期間は、ビジネスVPNサービス契約者の申し出による一時中断開始日から起算して3年を限度とします。

4 ビジネスVPNサービス契約者からの利用再開の申し出があった場合、または当社の機器により契約者回線等の利用が確認された場合は、当社は契約者回線等の利用の一時中断を終了し、利用を再開するものとします。

(その他のビジネスVPNサービス契約内容の変更)

第56条 当社は、ビジネスVPNサービス契約者から請求があったときは、第49条(ビジネスVPNサービス契約申込の方法)第6号に規定するビジネスVPNサービス契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第50条(ビジネスVPNサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(ビジネスVPNサービス契約に基づく利用権の譲渡)

第57条 ビジネスVPNサービス契約者がビジネスVPNサービス契約に基づいてビジネスVPNサービスの受ける権

利(以下「利用権」といいます。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりビジネスVPNサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1)利用権を譲り受けようとする者がビジネスVPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)共同ビジネスVPNサービス契約の場合であっては、その譲渡についてその契約に係るすべてのビジネスVPNサービス契約者の同意がないとき。

(3)他社接続回線を利用するビジネスVPNサービス契約者回線の利用権の譲渡の場合にあつては、その譲渡が他社接続回線を利用するビジネスVPNサービス契約者回線に係る他社接続回線を設置した協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、ビジネスVPNサービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(ビジネスVPNサービス契約者が行うビジネスVPNサービス契約の解除)

第58条 ビジネスVPNサービス契約者は、ビジネスVPNサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめビジネスVPNサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(ビジネスVPNサービスの利用中止)

第59条 当社は、次の場合には、そのIP通信網サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第79条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(ビジネスVPNサービスの利用停止)

第60条 当社は、IP通信網サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのIP通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第76条(利用に係るIP通信網サービス契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 第77条(IP通信網サービスにおける禁止事項)に該当する行為を行った場合

(4) 第78条(情報の削除等)第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。

(5) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(6) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取り外さなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網サービス契約者に通知します。

(当社が行うビジネスVPNサービス契約の解除)

第61条 当社は、第60条(ビジネスVPNサービスの利用停止)各号の規定によりIP通信網サービスの利用停止をされたビジネスVPNサービス契約者がなおその事実を解消しないとき、そのビジネスVPNサービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、ビジネスVPNサービス契約者が第60条(ビジネスVPNサービスの利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がビジネスVPNサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ビジネスVPNサービスの利用停止をしないでそのビジネスVPNサービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのビジネスVPNサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、ビジネスVPNサービス契約者にそのことを通知します。

(ビジネスVPNサービス契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

第62条 当社は、当社及びビジネスVPNサービス契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、ビジネスVPNサービス契約者からその契約者回線の利用の一時中断の請求があったときを除き、その契約者回線に係るビジネスVPNサービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、そのビジネスVPNサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめビジネスVPNサービス契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第63条 ビジネスVPNサービス契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第5章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定)

第64条 ビジネスVPNサービス契約者は、契約者回線群を指定し、IP通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

- 2 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係るビジネスVPNサービス契約者の中から回線群代表者(その契約者回線群に係るビジネスVPNサービス契約者であって、契約者回線等の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できるビジネスVPNサービス契約者をいいます。以下同じとします。)を指定して、IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 3 第1項の場合において、当社は、その契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
- 4 当社は、第3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号(契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。)を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(ビジネスVPNサービス契約者が行う契約者回線群の変更)

第65条 ビジネスVPNサービス契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 ビジネスVPNサービス契約者は、その契約者回線群に所属するビジネスVPN契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他のビジネスVPNサービス契約者に変更することができます。

(当社が行う契約者回線群の変更)

第66条 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線群及び契約者回線群識別番号の変更を行うことがあります。この場合は、あらかじめそのことをビジネスVPNサービス契約者に通知します。

(契約者回線群の廃止)

第67条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1)ビジネスVPNサービス契約者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
- (2)回線群代表者に係る契約者回線等の解除があった場合であって、第65条(ビジネスVPNサービス契約者が行う契約者回線群の変更)第3項に規定する回線群代表者の変更がないとき。
- (3)その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

第6章 付加機能

(付加機能の提供)

第68条 当社は、IP通信網サービス契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したIP通信網サービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第69条 当社は次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けているIP通信網サービス契約者から、IP通信網サービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 当社は、料金表に別段の定めがあるときは、その付加機能の廃止を行うことがあります。

第7章 回線接続装置の提供等

(回線接続装置の提供)

第70条 当社は、IP通信網サービスの提供に必要となる回線接続装置を料金表に定めるところにより当社が提供します。

(回線接続装置の移転)

第71条 当社は、IP通信網サービス契約者から請求があったときは、当社が提供する回線接続装置の移転を行います。

(回線接続装置の利用の一時中断及び利用中止)

第72条 当社は、IP通信網サービス契約者から請求があったときは、当社が提供する回線接続装置の利用の一時中断(その回線接続装置を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

- 2 当社は、保守上又は工事上やむを得ないときは、回線接続装置の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により回線接続装置の利用を中止するときは、あらかじめそのことをIP通信網サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第73条 IP通信網サービス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限される場合又はその他社回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続契約者回線の相互接続)

第74条 当社は、他社接続契約者回線と接続するIP通信網サービス契約の申込みを承諾したときは、その他社接続契約者回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続契約者回線との接続を行います。

(他社接続契約者回線接続変更)

第75条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続契約者回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続契約者回線以外の他社接続契約者回線への接続の変更(以下「他社接続契約者回線接続変更」と言います。)を行います。

2 (削除)

第9章 利用に係るIP通信網サービス契約者の義務及び禁止事項

(利用に係るIP通信網サービス契約者の義務)

第76条 IP通信網サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1)当社がIP通信網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2)通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3)IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がIP通信網サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4)当社がIP通信網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5)契約者が該当契約者の家族、およびその他の者(以下「関係者」と言います。)に利用させる場合は、該当関係者に対しても、この約款を遵守させること。
 - (6)他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、又は法令に反する態様(第77条で定める禁止事項も含まれます。)でIP通信網サービスを利用しないこと。
- 2 IP通信網サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 IP通信網サービス契約者は、第1項の規定に違反して、またはその故意もしくは過失により当社に損害を被らせた場合(関係者の行為による者を含みます。)前項による必要経費用の支払いに加え、当社が被った損害を賠償していただきます。

(IP通信網サービスにおける禁止事項)

第77条 IP通信網サービス契約者は、IP通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1)当社若しくは他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (2)他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は、侵害するおそれのある行為。
- (3)他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (4)詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買業務妨害等の犯罪行為又は、これを誘発若しくは扇動する行為。
- (5)わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像、映像、音声若しくは文章等を送信又は掲示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、販売を想起させる広告を掲示または送信する行為。
- (6)薬物犯罪、規制薬物もしくは指定薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (7)販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象とな希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8)貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為。
- (9)法を逸脱した、又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講、ネズミ講の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等)。
- (10)IP通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。
- (11)他人になりすましてIP通信網サービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます)。
- (12)ウイルス等の有害なコンピュータプログラムを送信し、又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。

- (13)無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれがあるメールを送信する行為
- (14)当社若しくは、他人の電気通信設備の利用若しくは運用に支障を与える、又はその支障を与えるおそれのある行為。
- (15)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加をする行為。
- (16)違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為。
- (17)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (18)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (19)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為。
- (20)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者として掲載等させることを助長する行為。
- (21)その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- (22)当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為若しくは応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。

第 77 条の 2 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下関係者といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を順守させる義務を負うものとします。

2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第 77 条の各号に定める禁止行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

(情報の削除等)

第 78 条 当社は、契約による本サービスの利用が第 77 条(IP通信網サービスにおける禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関して他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置にいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1)第 77 条(IP通信網サービスにおける禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2)他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うように要求します。
- (3)契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4)事前に通告することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第10章 通信

(通信利用の制限)

第79条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(契約者回線による制約)

第80条 IP通信網サービス契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより契約者回線を使用することができない場合においては、IP通信網サービスを利用することはできません。

2 前項の規定によるほか、利用回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その利用回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又はADSLアクセスサービスが全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。)となることがあります。

第 11 章 料金等

第 1 節 料金及び工事等に関する費用

(料金及び工事等に関する費用)

第 81 条 当社が提供するIP通信網サービスの料金等は、料金表に定めるところによります。

第 2 節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第 82 条 IP通信網サービス契約者は、そのIP通信網サービス契約に基づいて当社がIP通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末接続装置等の提供については、その提供を開始した日)から起算して、IP通信網サービスの解除があった日(付加機能又は端末接続装置等の廃止については、その廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合はその日)について、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて料金表に規定する料金(以下「定額利用料」といいます。)の支払を要します。ただし、有線アクセスサービスおよびADSLアクセスサービス(付加機能又は端末接続装置等の提供を同時に開始した場合を含みます。)の定額利用料は、そのサービスの提供を開始した日の翌日から適用します。

2 前項の期間において、利用の利用停止等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、IP通信網サービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、IP通信網サービス契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 IP通信網サービス契約者の責めによらない理由により、IP通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄に該当する場合又はDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての定額利用料
2 契約者回線等の移転、他社接続契約者回線接続変更に伴って、IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(IP通信網サービス契約者の都合によりIP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての定額利用料

3 第1項の期間において、契約者がIP通信網サービスと相互に接続する他社接続契約者回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 他社接続契約者回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続契約者回線に係る契約者に帰する事由により、契約者が他社接続契約者回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのIP通信網サービスに係る料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
IP通信網サービス契約者の責めによらない理由により、その他社接続契約者回線と相互に接続するIP通信網サービスを全く利用できない状態(その他社接続契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき(DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのIP通信網サービスについての料金

- 4 当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合は、前項の規定は適用しません。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その料金をお返します。
- 6 第2項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(定額利用料の日割)

- 第83条 当社は、料金表通則の3、4、7および8で規定するとおり、定額利用料(一時中断期間の利用料を除きます。)をその利用日数に応じて日割します。
- 2 前項の場合、料金表に規定する割引額についても日割します。

(一時中断期間の利用料)

- 第84条 IP通信網サービス契約者は、利用の一時中断をしたときは、一時中断を開始した日の属する暦月から、一時中断を終了した日の属する暦月までの期間について、その利用日数に応じた利用の一時中断にかかる定額利用料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

- 第85条 IP通信網サービス契約者は、IP通信網サービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別に定める工事費の支払いを要します。
- ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返します。

(線路設置費の支払義務)

- 第86条 IP通信網サービス契約者は、次の場合には、別に定める線路設置費の支払いを要します。
- ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返します。
- (1) 契約者回線の終端が区域外(收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となるIP通信網サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 契約者回線の終端が区域外にあるIP通信網サービスについて、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 IP通信網サービス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第 87 条 IP通信網サービス契約者は、特別な電気通信設備の新設を要する申込み(契約者回線の品目の変更又は移転の請求を含みます。)をし、その承諾を受けたときは、別に定める設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 IP通信網サービス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第 88 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

(提携事業者にかかる債権の譲受等)

第 89 条 提携事業者と契約を締結しているIP通信網サービス契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた提携事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社及び提携事業者は、IP通信網サービス契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP通信網サービス契約者の料金とみなして取り扱います。
- 3 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 90 条 IP通信網サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第 91 条 IP通信網サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 12 章 保守

(当社の維持責任)

第 92 条 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第 93 条 IP通信網サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 94 条 IP通信網サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線若しくは他社接続回線に接続されている場合であって、当社IP通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、IP通信網サービス契約者から請求があったときは、当社は、IP通信網サービス取扱局において試験を行い、その結果をIP通信網サービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、IP通信網サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、IP通信網サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 95 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 79 条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 96 条 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、IP通信網サービス契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより損害を賠償する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限り)にに対応する当該IP通信網サービスに係る料金表に規定する定額利用料(そのIP通信網サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあつては、料金表に準じて取扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第 97 条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあつて、IP通信網サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、別表に定めるIP通信網サービスにおける基本的な技術的事項(以下この条において「技術的事項」といいます。)の規定の変更(取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 天災、事変その他の不可抗力により、IP通信網サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責めを負わないものとします。

第14章 雑則

(承諾の限界)

第98条 当社は、IP通信網サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上支障があるとき(その請求に係る契約者回線が他社接続契約者回線に係るものである場合は、その他社接続契約者回線の協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(サービスの提供範囲等)

第99条 当社は、この約款の規定によるIP通信網サービスを本邦内に限り提供します。

2 相互接続点又はNSPIXP(WIDEプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下この条において同じとします。)との接続点において接続を行う場合に、当社が提供するIP通信網サービスの範囲は、その相互接続点又はNSPIXPとの接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点又はNSPIXPとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

(IP通信網サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第100条 IP通信網サービス契約者からの契約者回線(契約者回線の終端となる回線接続装置等を含みます。)の設置場所の提供等については、別に定めるところによります。

(法令に規定する事項)

第101条 IP通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定がある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第102条 IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において、IP通信網サービスを利用するうえで参考となる当社が別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

3 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(反社会的勢力の排除)

第103条

1. IP通信網サービス契約者は、当社に対して、契約申込み時において、IP通信網サービス契約者(契約者が法人の場合には、契約者の役職員及び出資者(以下「役職員等」といいます。))が以下の各号に定める者に該当しないこと及び将来にわたってもこれに該当しないことを保証するものとします。

1) 暴力団

2) 暴力団の構成員(準構成員を含む。以下、同様とする。)、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

3) 暴力団関係企業又は本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体もしくはこれらの団体の構成員

4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員

5) 前各号に準じるもの

2. IP通信網サービス契約者は自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為、または該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

1) 暴力的な要求行為

- 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
- 4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- 5) 前各号に準じる行為

3. 当社は、IP 通信網サービスの利用契約成立後に、IP 通信網サービス契約者において第1項各号に定める保証事項が虚偽もしくは不正確となる事由が判明もしくは発生、または発生すると合理的に見込まれる場合、また IP 通信網サービス契約者が前項に定める誓約に違反する事由が判明もしくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに IP 通信網サービス契約者の負担する一切の債務の期限の利益を喪失させること及び IP 通信網サービスの利用契約を解除することができるものとします。

4. 前項の規定が適用される場合であっても、当社の契約者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

5. 本条による期限の利益の喪失または解除によって契約者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、当社は、何ら責任を負わないものとします。

別表1 IP通信網サービスにおける基本的な技術的事項

1 有線アクセスサービス

品目	物理的条件	相互接続回路
100Mbps	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 ISO8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
1Gbps		IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠、 IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 または IEEE802.3i 10BASE-T 準拠

2 (削除)

3 ビジネスVPNサービス

物理的条件	相互接続回路
8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 ISO8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

別 記

1 IP通信網サービスの提供区域等

当社のIP通信網サービスは、次に掲げる県の区域における契約者回線の終端(相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。)相互間、相互接続点と契約者回線の終端との間又は相互接続点相互間(同一の相互接続点に終始する場合があります。)において提供します。

県 の 区 域
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

2 IP通信網サービス契約者の氏名等の変更

- (1) IP通信網サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は料金等請求書の送付先の変更があったときは、そのことを速やかにIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 IP通信網サービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併によりIP通信網サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 IP通信網サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。以下この別記4において同じとします。)又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、そのIP通信網サービス契約者から提供していただきます。
ただし、IP通信網サービス契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が、IP通信網サービス契約に基づいて設置する回線接続装置その他の電気通信設備に必要な電気は、IP通信網サービス契約者から提供していただくことがあります。
- (3) IP通信網サービス契約者は、契約者回線の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を要する場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) IP通信網サービス契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続を請求していただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)、技術基準等に適合することについて

事業法第 86 条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第 104 条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第 14 号に規定する表示を付された特定端末機器(技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続を請求していただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網サービス契約者は、工事担任者規則(昭和 60 年郵政省令第 28 号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IP通信網サービス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) IP通信網サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IP通信網サービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、IP通信網サービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、IP通信網サービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) IP通信網サービス契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網サービス契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IP通信網サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) IP通信網サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

9 事務手数料

IP通信網サービス契約者は、IP通信網サービス契約等の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表(事務手数料)に規定する費用の支払いを要します。

10 IPアドレス又はJPDメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に代わって社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)又は株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)にその契約者回線で使用するIPアドレスの割当て若しくは返却又はJPDメイン名の割当て、変更、移転若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、IP通信網サービス契約者は、JPNIC又はJPRSに対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、契約者は、当社が別に定める申請手数料を支払って頂きます。
- (3) 契約者は、その契約者回線において当社が管理指定事業者(JPRSに対しJPDメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定める者をいいます。)となっているJPDメイン名を利用している場合は、当社が別に定めるJPDメイン名保守手数料を支払っていただきます。

11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IP通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。)の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

12 特定協定事業者

当社は、次表に掲げる協定事業者を特定協定事業者として取り扱います。

協定事業者
西日本電信電話株式会社

13 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い

(1) 特定協定事業者との相互接続に係る料金(相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限り、)は、当社が設置する回線と他社接続契約者回線(その他社接続契約者回線を介して接続されている他の特定協定事業者の電気通信回線(事業法施行規則第3条第2項に定める専用役務に係るものに限り、)を含みます。)とを合わせて定めるものとし、具体的な取扱いは、次表のとおりとします。

特定協定事業者	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金に関するその他の取扱い
西日本電信電話株式会社	当社	当社	この約款に定めるところによります。

(2)(1)の規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に規定する加算額(相互接続協定に基づき当社が別に定めたものを除きます。)及び料金表に別段の定めがある料金については、この約款の規定により当社が定めるものとし、その料金に関するその他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

14 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

15 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件 (3) 論理的条件

(注)品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料 金 表

通 則

(料金表の適用)

- 1 IP通信網サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、IP通信網サービス契約者がそのIP通信網サービス契約に基づいて支払う料金は、料金月(1の暦月の起算日(当社がIP通信網サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の初日以外の日、IP通信網サービス(付加機能又は端末接続装置等含みます。)の提供を開始したとき。ただし、有線アクセスサービスについては、料金月の初日以外の日、その定額利用料の適用を開始したとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日、IP通信網サービス契約(付加機能又は端末接続装置等含みます。)の解除があったとき。この場合、定額利用料は、その契約を解除した日の前日まで適用します。ただし、ビジネスVPNサービスにおいて、そのサービスの提供を開始した日とその契約の解除があった日が同一の日である場合は利用日数を1日間とします。
 - (3) 料金月の初日以外の日、IP通信網サービスの品目、細目または契約種別の変更等により、月額料金または割引額の変更があったとき。この場合、変更後の月額料金および割引額は、その変更があった日から適用します。
 - (4) 料金月の初日以外の日、月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の定額利用料は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 第82条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 6の規定に基づく起算日に変更があったとき。
- 4 3の規定による定額利用料の日割は暦日数により行います。この場合、第82条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 第95条(責任の制限)第3項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定に当たっては、2及び3の規定に準じて取り扱います。
- 6 当社は、IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更する場合があります。
- 7 3(1)(2)(5)(6)の規定により定額利用料の日割りをする場合、定額利用料は、適用される月額料金および割引額をそれぞれ日割り計算した上で、月額料金から割引額を減額して計算します。
- 8 3(3)(4)の規定により定額利用料の日割りをする場合、定額利用料は、次の方法で算定します。
 - (1) 変更または改定のあった月額料金または割引額をその変更に応じて日割り計算します。
 - (2) 変更または改定のない月額料金または割引額については日割り計算しません。
 - (3) 月額料金または割引額を日割り計算した後で、月額料金から割引額を減額します。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 10 IP通信網サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに当社が定める方法により、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 12 当社は、当社に特別の事情がある場合は、9及び10の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(支払を要する料金額)

- 14 第82条(定額利用料の支払義務)から第102条(設備費の支払義務)までの規定等により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、次により算定した額とします。

(1)有線アクセスサービス契約に係る料金額については、この料金表に定める税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額とします。

(2)ビジネスVPNサービス契約に係る料金額については、この料金表に定める税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注)この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1表 料金

第1 有線アクセスサービスに係るもの

1 適用

有線アクセスサービスに係る料金の適用については、第82条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

区分	内 容			
(1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、有線アクセスサービスの料金を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。			
	品 目	細 目		内 容
	100Mbps	コース1		最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので他の事業者と通信可能なIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。
		コース2	プランA	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、他の事業者と通信可能なIPアドレスを2個使用して通信が可能なもの。
			プランB	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、特定のIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。
			プランC	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、特定のIPアドレスを8個使用して通信が可能なもの。
			プランD	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、特定のIPアドレスを16個使用して通信が可能なもの。
コース3		最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので特定のIPアドレスを使用して、通信が可能なもの。		
コース4		最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、他の事業者と通信可能なIPアドレスを1個使用して通信が可能なものであって、協定事業者の契約に順ずるもの。		

	コース5	プランA	回線接続装置を使用し、最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、他の事業者と通信可能なIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。	
		プランB	変復調装置を使用し、最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、他の事業者と通信可能なIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。	
		プランC	集合型回線終端装置を使用し、最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なものであって、他の事業者と通信可能なIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。	
	1Gbps	コース6	最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもので、他の事業者と通信可能なIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの	
		コース7	プランA	回線接続装置を使用し、最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なものであって、他の事業者と通信可能なIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。
			プランB	変復調装置を使用し、サービス取扱局から利用回線への伝送方向と、他の伝送方向の合計が最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なものであって、他の事業者と通信可能なIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。
			プランC	集合型回線終端装置を使用し、最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なものであって、他の事業者と通信可能なIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。
		コース8	プランA	最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもので、他の事業者と通信可能なIPアドレスを2個使用して通信が可能なもの。
			プランB	最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもので、特定のIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。
			プランC	最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもので、特定のIPアドレスを8個使用して通信が可能なもの。
	プランD		最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもので、特定のIPアドレスを16個使用して通信が可能なもの。	

		プランE	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもので、特定のIPアドレスを1個使用して通信が可能なもの。
		プランF	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもので、特定のIPアドレスを8個使用して通信が可能なもの。
		プランG	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもので、特定のIPアドレスを16個使用して通信が可能なもの。
契約者が指定した他の事業者の電気通信設備を介して通信を行う機能	コース9	他の事業者の回線接続装置を使用し、符号伝送による通信が可能なもの。	
	コース10	プランA	他の事業者の回線接続装置を使用し、最大1Gbit/sの符号伝送による通信が可能なもの。
		プランB	他の事業者の変復調装置を使用し、最大100Mbit/sの符号伝送による通信が可能なもの。
		プランC	他の事業者の変復調装置を使用し、最大100Mbit/sの符号伝送による通信が可能で契約者グループに係る契約者回線の数が16以上のもの。
		プランD	他の事業者の集合型回線終端装置を使用し、最大100Mbit/sの符号伝送による通信が可能なもの。
		プランE	他の事業者の集合型回線終端装置を使用し、最大100Mbit/sの符号伝送による通信で契約者グループに係る契約者回線の数が16以上のもの。
		プランF	他の事業者の変復調装置を使用し、最大100Mbit/sの符号伝送による通信が可能なもの。
		プランG	他の事業者の回線接続装置を使用し、最大1Gbit/sの符号伝送による通信が可能なもの。

備考

- 1 有線アクセスサービス契約者回線に接続される自営端末設備(当社が別に定めるものに限り)の最大数は、コース1、コース4、コース5、コース6 およびコース7 が5台、コース2のプランAが15台、コース2のプランB、プランCまたはプランDが20台まで、コース8は制限なしとします。
- 2 コース1については、カ、キおよびクに規定するカテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3、カテゴリ4 およびカテゴリ5の区別があります。
- 3 コース5については、カ、キおよびクに規定するカテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3 およびカテゴリ5の区別があります。
- 4 コース6については、カおよびキに規定するカテゴリ2 およびカテゴリ3の区別があります。
- 5 コース7については、カ、キおよびクに規定するカテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3の区別があります。
- 6 コース8については、カ、キに規定するカテゴリ2の区別があります。
- 7 コース8の保守受付については、IP通信網サービス取扱所にて24時間年中無休で受付を行います。その契約者回線等について修理又は復旧の請求を受けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)を除く毎日午前9時から午後17時までの時間をいいます。)においてその修理又は復旧を行うもの。
- 8 コース5 およびコース7は建物内の共用部分に分岐装置を設置して提供するものに限りです。
- 9 コース9については東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に基づき提供するもの。
- 10 コース10についてはKDDI株式会社のFTTHサービス契約約款等に基づき提供するもの。
- 11 コース9、10については、カ、キに規定するカテゴリ2の区別があります。

イ 有線アクセスサービスに係る通信は、契約者回線等(契約者回線、相互接続点(インターネット接続事業者との相互接続点)及びその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。)との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

ウ 有線アクセスサービスに係る通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号および暗証符号を送信することにより行うことができます。ただし、コース4を除きます。

エ 契約者回線において、当社の業務の遂行上および当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合は、その契約者回線の

使用を制限する場合があります。

オ コース5 およびコース7においては、当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係るIP通信網契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定し、1の契約者グループに係る契約者回線の数8以上となるものに限り、提供します。

カ コース1、コース5、コース6、コース7、コース8、コース9 およびコース10については、次表のとおり提供するパソコンセキュリティサービスの内容により区別があります。

区別	内容
カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3、カテゴリ4 またはカテゴリ5	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの
カテゴリ2、カテゴリ3、カテゴリ4 またはカテゴリ5	マカフィー株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「マカフィー マルチデバイスセキュリティ」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの

キ コース1、コース5、コース6、コース7およびコース8については、次表のとおりリモートヘルプサービスの内容により区別があります。

区別	内容
カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4 またはカテゴリ5	カテゴリ3以外のもの
カテゴリ3	リモートヘルプサービスの付加機能使用料が基本料に含まれるもの

ク コース1については、次表のとおり提供の形態により区分があります。

区別	内容
カテゴリ1、カテゴリ2 またはカテゴリ3	カテゴリ4、カテゴリ5以外のもの
カテゴリ4 またはカテゴリ5	情報量に応じた加算料の支払いを要するもの

(2) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア IP通信網サービスには、以下のとおり最低利用期間の区分があります。

区分	内容	最低利用期間
区分1	平成22年8月1日以降にから平成27年1月31日までの間にコース1、コース5、コース6またはコース7に契約申込があったもの。ただし、コース1のカテゴリ4を除く	2年
区分2	コース2、コース3、コース4もしくはコース8のプランB、プランC、プランDまたは平成22	1年

	年7月31日までの間にコース1もしくはコース5に契約申込があったもの	
区分3	平成27年1月31日までにコース1の категория-4またはコース8のプランE、プランF、プランGに契約申し込みがあったもの	3年
区分4	平成27年2月1日以降にコース1、コース5、コース6、コース7またはコース8のプランAに契約申込があったもの	なし

イ 次の場合、前項ア表の区分3の最低利用期間は、その開始した日から起算します。

- (1) 平成27年1月31日までにコース1の категория-4以外の契約からコース1の категория-4への契約変更があった場合
- (2) コース8のプランE、プランF、プランG以外の契約からコース8のプランE、プランF、プランGへの契約変更があった場合

ウ IP通信網サービス契約者は、最低利用期間内にIP通信網サービス契約の解除があった場合は、第82条(定額利用料の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、以下の料金を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。ただし、(13)(14)(15)複数年利用の申出に係る料金の適用(複数年契約割引)の廃止に伴う料金の支払いを要する場合は、除く。

1契約回線ごとに

区分		料金額(税込額)
区分1	利用期間1年未満の解除	11,000円(11,880円)
	利用期間1年以上2年未満の解除	9,000円(9,720円)
区分2	コース2、コース3、コース4または平成22年7月31日までの間にコース1もしくはコース5に契約申込があったもの	残余の期間に対応する料金(利用料金(2(料金額)に規定する基本料の額とします。)に相当する額
	コース8のプランB、プランC、プランD	料金(利用料金(2(料金額)に規定する基本料の額とします。)×(12-利用月数) なお、月途中の利用開始、契約解除については、利用月数に日割分を含む
区分3	利用期間1年未満の解除	20,000円(21,600円)
	利用期間1年以上2年未満の解除	16,000円(17,280円)
	利用期間2年以上3年未満の解除	10,000円(10,800円)
	コース8のプランE、プランF、プランG	利用料金(2(料金額)に規定する基本料の額とします)×(契約期間月数-利用月数)×0.35

			なお、月途中の利用開始、契約解除については、利用月数に日割分を含む。
(3) コース5およびコース7における1の契約者グループにて多数利用される場合の料金の適用	ア	コース5およびコース7において、1の契約者グループに係る契約者回線の数 が16以上であるときは、契約者からの申出により、そのコース5およびコース7に係る 料金について、コース5およびコース7における多数利用に係る割引(以下この欄 において「集合住宅多回線割引」といいます。)を適用します。 この場合、集合住宅多回線割引の対象となるコース5およびコース7の割引額に ついては、2料金額2-1基本料の額に200円(税込額216円)を減額して適 用します。 イ 集合住宅多回線割引に係る料金額の計算は暦月単位で行います。 ウ 集合住宅多回線割引に係る料金の適用については、契約者の申出を当社 が承諾した日の属する暦月の翌月から、その廃止があった日の前日までの期 間について適用します。 エ 当社は、新たな契約者から、その集合住宅多回線割引の対象となる契約者 回線の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日の属する暦月の翌 月から、集合住宅多回線割引を適用している契約者回線を集合住宅多回線 割引から除外する旨の申出があったときは、その申出の前日まで、その集 合住宅多回線割引を適用するIP通信網サービス契約として取り扱いします。 オ ウ又はエに規定する場合の集合住宅多回線割引の対象となるIP通信網サ ービスの料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱いします。	
(4) 収容区域及び加入区域の設定	ア	当社は、IP通信網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域(以下「収 容区域」といいます。)及びその収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及 び線路に関する加算額をいいます。)の支払いを必要としないでIP通信網サ ービスを提供する区域(以下「加入区域」といいます。)を別に定めます。 イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的 条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。	
(5) 契約者回線の終端が加入区域外になる場合の加算額の適用	ア	その契約者回線の終端が収容されているIP通信網サービス取扱局の加入 区域を超える地点から引込柱又は基地局までの線路(以下「区域外線路」と いいます。)について、区域外線路に係る加算額を適用します。 イ 加入区域の設定・変更、契約者回線の移転等により区域外線路の変更があ ったときは、加算額を再算定します。	
(6) 復旧等に伴いIP通信網サービス取扱局を変更した場合の料金の適用	ア	第94条(修理又は復旧の順位)の規定により、故障又は滅失した契約者回 線の修理又は復旧をする場合に一時的にそのIP通信網サービス取扱局を変 更した場合の料金の加算額は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者 回線を変更前のIP通信網サービス取扱局において修理又は復旧したものと みなして適用します。	
(7) 特別電気通信設備に係る加算額の適用	ア	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別 な電気通信設備に係る加算額を適用します。	
(8) 付加機能に関する料金の適用	ア	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能利用 料を適用します。	

(9)月額利用料に関する料金の適用	月額料金は、2 料金額 2-1基本料の表を適用します。										
(10)パソコンセキュリティサービスに係る料金等の適用	<p>ア パソコンセキュリティサービスを利用する場合には、第4(付加機能利用料)に規定するパソコンセキュリティサービス利用料を適用します。</p> <p>イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、当社が定めるところ及びトレンドマイクロ株式会社又はマカフィー株式会社とのエンドユーザライセンス契約によります。</p> <p>ウ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスまたはウイルス検知及び駆除又は削除の実行時において、ウイルスパターンファイル(ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスのみとします。</p> <p>エ 本サービスは、ウイルス検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>オ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については一切責任を負わないものとします。</p>										
(11)リモートヘルプサービスに係る料金等の適用	<p>ア リモートヘルプサービスを利用する場合には、第 4(付加機能利用料)に規定するリモートヘルプサービス利用料を適用します。</p> <p>イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、当社が定めるリモートヘルプサービス利用規約によります。</p>										
(12)継続利用の申出に係る景品の提供	<p>ア 当社はコース1およびコース5に係るIP通信網サービス契約の内、第16条に定める最低利用期間を経過した契約について当社が定める条件において契約者から、次表の下欄に規定する期間の継続利用の申出があった場合には、別に定める条件に従い景品を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="459 1312 1347 1395"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">継続して利用する期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">継続利用を当社が承諾した日から含む3年間(承諾した日を含みます。)</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、アの表の下欄に規定する期間(以下、「継続利用期間」といいます。)に係る契約者回線について、そのIP通信網サービス契約の解除があった場合、又は、継続利用の解除の請求があった場合、又は有線アクセスサービスの品目等の変更及び契約者回線の移転があった場合に継続利用を廃止します。</p> <p>ウ IP通信網サービス契約者は、継続利用期間の満了前に継続利用の廃止があった場合には、次表の左欄に記載の区分に従い右欄に記載する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="459 1832 1347 1984"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1 契約回線ごとに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">料金額(税込額)</td> </tr> <tr> <td>継続利用を当社が承諾した日から起算した利用期間が1年未満の解除</td> <td style="text-align: center;">30,000円(32,400円)</td> </tr> </table>	継続して利用する期間		継続利用を当社が承諾した日から含む3年間(承諾した日を含みます。)		1 契約回線ごとに		区分	料金額(税込額)	継続利用を当社が承諾した日から起算した利用期間が1年未満の解除	30,000円(32,400円)
継続して利用する期間											
継続利用を当社が承諾した日から含む3年間(承諾した日を含みます。)											
1 契約回線ごとに											
区分	料金額(税込額)										
継続利用を当社が承諾した日から起算した利用期間が1年未満の解除	30,000円(32,400円)										

	継続利用を当社が承諾した日から起算した利用期間が1年～2年未満の解除	20,000円(21,600円)																						
	継続利用を当社が承諾した日から起算した利用期間が2年～3年未満の解除	10,000円(10,800円)																						
(13) コース1の複数 年利用の申出 に係る料金の適 用 (複数年契約割 引)	<p>ア 当社は、コース1の「カテゴリー2、カテゴリー3またはカテゴリー4」に係るIP通信網サービス契約の契約者から、当社が別に定める条件に従い、次表の区分別に規定する期間の継続利用（以下、「複数年契約」といいます。）の申出があった場合には、その申出を承諾した日から、複数年契約期間中において、IP通信網契約に係る料金のうち、料金表第1表（料金）第1（有線アクセスサービスに係るもの）2料金額2-1基本料に規定する料金額から、次表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>なお、カテゴリー4以外の5年契約の6年目以降の5年間は、長期継続利用者としての割引（以下、「長期利用割引」といいます。）を適用します。それ以降も再度、同条件を適用します。</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>契約種別</th> <th>継続利用する期間(複数 年契約期間)</th> <th>割引額 (税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー2 または カテゴリー3</td> <td>3年契約</td> <td>複数年契約を当社が承諾した日から、3年間</td> <td>500円 (540円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">5年 契約</td> <td>5年目 まで</td> <td>1,100円(1,188 円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6年目 以降</td> <td>1,400円(1,512 円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カテゴリー4</td> <td>3年契約</td> <td>複数年契約を当社が承諾した日から、3年間</td> <td>381円 (411円)</td> </tr> <tr> <td>5年契約</td> <td>複数年契約を当社が承諾した日から、5年間</td> <td>381円 (411円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は複数年契約期間が満了する場合は、複数年契約期間が満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）から、再度、複数年契約期間を更新して適用します。</p> <p>ウ 複数年契約期間には、IP通信網サービス契約者回線の移転に伴って、契約者回線が利用できなかった期間又は利用停止があった場合の期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、複数年契約の適用を受けている契約者回線について、そのI</p>		細目	契約種別	継続利用する期間(複数 年契約期間)	割引額 (税込額)	カテゴリー2 または カテゴリー3	3年契約	複数年契約を当社が承諾した日から、3年間	500円 (540円)		5年 契約	5年目 まで	1,100円(1,188 円)		6年目 以降	1,400円(1,512 円)	カテゴリー4	3年契約	複数年契約を当社が承諾した日から、3年間	381円 (411円)	5年契約	複数年契約を当社が承諾した日から、5年間	381円 (411円)
細目	契約種別	継続利用する期間(複数 年契約期間)	割引額 (税込額)																					
カテゴリー2 または カテゴリー3	3年契約	複数年契約を当社が承諾した日から、3年間	500円 (540円)																					
	5年 契約	5年目 まで	1,100円(1,188 円)																					
		6年目 以降	1,400円(1,512 円)																					
カテゴリー4	3年契約	複数年契約を当社が承諾した日から、3年間	381円 (411円)																					
	5年契約	複数年契約を当社が承諾した日から、5年間	381円 (411円)																					

P通信網サービス契約の解除があった場合、コース1またはコース6の категория2または категория3、コース9またはコース10以外の品目もしくは細目への変更があった場合、又は利用の一時中断があった場合は、複数年契約を廃止します。

オ 当社は、I P通信網サービス契約の契約者から複数年契約の契約種別変更について申出があった場合には、当社がその申出を承諾した日から、変更後の契約種別による複数年契約の適用を開始し、その前日で変更前の複数年契約を廃止します。

カ I P通信網サービス契約者は、複数年契約期間の満了前に複数年契約の廃止があった場合、又は(14)に定める複数年契約割引を含む5年契約から3年契約への契約種別変更があった場合には、原則次表に規定する料金額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、更新日から60日間（以下「更新期間」といいます。）に複数年契約の廃止があった場合、もしくは更新期間に3年契約から5年契約への契約種別変更があった場合はこの限りではありません。

1 契約回線ごとに

細目	契約種別	複数年契約を当社が承諾した日または更新日から起算した利用期間	料金額(税込額)
カテゴリー2 または カテゴリー3	3年契約	1年未満の解除	15,000円(16,200円)
		1年～2年未満の解除	10,000円(10,800円)
		2年～3年未満の解除	10,000円(10,800円)
		3年～4年未満の解除	15,000円(16,200円)
		4年～5年未満の解除	10,000円(10,800円)
		5年～6年未満の解除	10,000円(10,800円)
		7年目以降の更新期間以外の解除	10,000円(10,800円)
	5年契約	1年未満の解除	30,000円(32,400円)
		1年～2年未満の解除	30,000円(32,400円)
		2年～3年未満の解除	30,000円(32,400円)
		3年～4年未満の解除	20,000円(21,600円)
		4年～5年未満の解除	10,000円(10,800円)
	6年目以降の更新期間以外の解除	10,000円(10,800円)	
カテゴリー4	3年契約	1年未満の解除	12,000円(12,960円)

			1年～2年未満の解除	8,000円(8,640円)		
			2年～3年未満の解除	4,000円(4,320円)		
			3年～4年未満の解除	12,000円(12,960円)		
			4年～5年未満の解除	8,000円(8,640円)		
			5年～6年未満の解除	4,000円(4,320円)		
			7年目以降の更新期間 以外の解除	4,000円(4,320円)		
			5年契約	1年未満の解除	20,000円(21,600円)	
			1年～2年未満の解除	16,000円(17,280円)		
			2年～3年未満の解除	12,000円(12,960円)		
			3年～4年未満の解除	8,000円(8,640円)		
			4年～5年未満の解除	4,000円(4,320円)		
			6年目以降の更新期間 以外の解除	4,000円(4,320円)		
		<p>キ 当社は、料金表通則の3、4、7および8で規定するとおり、前項アに規定する割引額をその利用日数に応じて日割します。</p>				
		(14)コース6、コース8の複数年利用の申出に係る料金の適用(コース6複数年契約割引)	<p>ア 当社は、コース6の категория 2 または категория 3、コース8のプランAに係るIP通信網サービス契約の契約者から、当社が別に定める条件に従い、次表の区分別に規定する期間の継続利用(以下、「複数年契約」といいます。)の申出があった場合には、その申出を承諾した日から、複数年契約期間中において、IP通信網契約に係る料金のうち、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する料金額から、次表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>なお、3年契約では4年目以降の3年間および7年目以降の3年間、5年契約では6年目以降の5年間は、長期継続利用者として割引(以下、「長期利用割引」といいます。)を適用します。それ以降も再度、同条件を適用します。</p> <p style="text-align: right;">月額</p>			
契約種別	継続利用する期間 (複数年契約期間)		細目	割引額 (税込額)		
3年契約	3年目まで	複数年契約を当社が承諾した日から、3年間	コース6の category 2 またはコース8の プランA	1,524円(1,645円)		
			コース6の category 3	1,595円(1,722円)		

	6年 目ま で	1度目の更新後3年間 (長期利用割引適用)	コース6の カテゴリ2ま たはコース8の プランA	1,824円(1,969円)
			コース6の カテゴリ3	1,895円(2,046円)
	7年 目以 降	上記終了後7年目以降 の3年間(長期利用割引 適用)	コース6の カテゴリ2ま たはコース8の プランA	2,124円(2,293円)
			コース6の カテゴリ3	2,195円(2,370円)
5 年 契 約	5年 目ま で	複数年契約を当社が承 諾した日から、5年間	コース6の カテゴリ2	1,824円(1,969円)
			コース6の カテゴリ3	1,896円(2,047円)
	6年 目以 降	上記5年間終了後6年目 以降の5年間(長期利用 割引適用)	コース6の カテゴリ2	2,124円(2,293円)
			コース6の カテゴリ3	2,196円(2,371円)
<p>イ 当社は複数年契約期間が満了する場合は、複数年契約期間が満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）から、再度、複数年契約期間を更新して適用します。</p> <p>ウ 複数年契約期間には、I P通信網サービス契約者回線の移転に伴って、契約者回線が利用できなかった期間又は利用停止があった場合の期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、複数年契約の適用を受けている契約者回線について、そのI P通信網サービス契約の解除があった場合、契約中の品目もしくは細目以外への契約変更があった場合、又は利用の一時中断があった場合は、複数年契約を廃止します。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) コース6のカテゴリ2からコース6のカテゴリ3へ契約変更した場合</p> <p>(2) コース6の3年契約からコース8のプランAの3年契約へ契約種別変更した場合</p> <p>(3) コース9またはコース10へ契約変更した場合</p> <p>オ 当社は、I P通信網サービス契約の契約者から複数年契約の契約種別変更について申出があった場合には、当社がその申出を承諾した日から、変更後の契約種別による複数年契約の適用を開始し、その前日に変更前の複数年契約を廃止します。</p>				

	<p>カ I P通信網サービス契約者は、複数年契約期間の満了前に複数年契約の廃止があった場合、又は5年契約から3年契約への契約種別変更があった場合には、原則次表に規定する料金額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 更新日から60日間（以下「更新期間」といいます。）に複数年契約の廃止があった場合</p> <p>(2) 更新期間に契約変更があった場合はこの限りではありません。</p> <p>(3) コース8のプランAの3年契約、プランE、プランF、プランGへ契約変更した場合</p> <p style="text-align: right;">1 契約回線ごとに</p> <table border="1" data-bbox="448 667 1361 1406"> <thead> <tr> <th>契約種別</th> <th>複数年契約を当社が承諾した日または更新日から起算した利用期間</th> <th>料金額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">3年契約</td> <td>1年未満の解除</td> <td>30,000円(32,400円)</td> </tr> <tr> <td>1年～2年未満の解除</td> <td>20,000円(21,600円)</td> </tr> <tr> <td>2年～3年未満の解除</td> <td>10,000円(10,800円)</td> </tr> <tr> <td>4年～5年未満の解除</td> <td>30,000円(32,400円)</td> </tr> <tr> <td>5年～6年未満の解除</td> <td>20,000円(21,600円)</td> </tr> <tr> <td>6年～7年未満の解除</td> <td>10,000円(10,800円)</td> </tr> <tr> <td>7年目以降の更新期間以外の解除</td> <td>10,000円(10,800円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">5年契約</td> <td>1年未満の解除</td> <td>30,000円(32,400円)</td> </tr> <tr> <td>1年～2年未満の解除</td> <td>30,000円(32,400円)</td> </tr> <tr> <td>2年～3年未満の解除</td> <td>30,000円(32,400円)</td> </tr> <tr> <td>3年～4年未満の解除</td> <td>20,000円(21,600円)</td> </tr> <tr> <td>4年～5年未満の解除</td> <td>10,000円(10,800円)</td> </tr> <tr> <td>6年目以降の更新期間以外の解除</td> <td>10,000円(10,800円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 当社は、料金表通則の3、4、7および8で規定するとおり、前項アに規定する割引額をその利用日数に応じて日割します。</p>	契約種別	複数年契約を当社が承諾した日または更新日から起算した利用期間	料金額(税込額)	3年契約	1年未満の解除	30,000円(32,400円)	1年～2年未満の解除	20,000円(21,600円)	2年～3年未満の解除	10,000円(10,800円)	4年～5年未満の解除	30,000円(32,400円)	5年～6年未満の解除	20,000円(21,600円)	6年～7年未満の解除	10,000円(10,800円)	7年目以降の更新期間以外の解除	10,000円(10,800円)	5年契約	1年未満の解除	30,000円(32,400円)	1年～2年未満の解除	30,000円(32,400円)	2年～3年未満の解除	30,000円(32,400円)	3年～4年未満の解除	20,000円(21,600円)	4年～5年未満の解除	10,000円(10,800円)	6年目以降の更新期間以外の解除	10,000円(10,800円)
契約種別	複数年契約を当社が承諾した日または更新日から起算した利用期間	料金額(税込額)																														
3年契約	1年未満の解除	30,000円(32,400円)																														
	1年～2年未満の解除	20,000円(21,600円)																														
	2年～3年未満の解除	10,000円(10,800円)																														
	4年～5年未満の解除	30,000円(32,400円)																														
	5年～6年未満の解除	20,000円(21,600円)																														
	6年～7年未満の解除	10,000円(10,800円)																														
	7年目以降の更新期間以外の解除	10,000円(10,800円)																														
5年契約	1年未満の解除	30,000円(32,400円)																														
	1年～2年未満の解除	30,000円(32,400円)																														
	2年～3年未満の解除	30,000円(32,400円)																														
	3年～4年未満の解除	20,000円(21,600円)																														
	4年～5年未満の解除	10,000円(10,800円)																														
	6年目以降の更新期間以外の解除	10,000円(10,800円)																														
<p>(15) コース5およびコース7の複数年利用の申出に係る料金の適用（複数年契約割引）</p>	<p>ア 当社は、コース5およびコース7の категория 1、 категория 2 または категория 3 に係る I P通信網サービス契約の契約者から、当社が別に定める条件に従い、次表の区分別に規定する期間の継続利用（以下、「複数年契約」といいます。）の申出があった場合には、その申出を承諾した日から、複数年契約期間中において、I P通信網契約に係る料金のうち、料金表第1表（料金）第1（有線アクセスサービスに係るもの）2料金額2-1基本料に規定する料金額から、次表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>なお、3年契約では4年目以降の3年間および7年目以降の3年間、5年契約では6年目以降の5年間は、長期継続利用者として割引（以下、</p>																															

「長期利用割引」といいます。)を適用します。それ以降も再度、同条件を適用します。

月額

細目	契約種別		継続利用する期間(複数年契約期間)	割引額 (税込額)
カテゴリ-1	3年契約	3年目まで	複数年契約を当社が承諾した日から、3年間	100円 (108円)
		6年目まで	1度目の更新後3年間 (長期利用割引適用)	200円 (216円)
		7年目以降	上記終了後7年目以降の3年間(長期利用割引適用)	400円 (432円)
カテゴリ-2 およびカ テゴリ-3	3年契約	3年目まで	複数年契約を当社が承諾した日から、3年間および1度目の更新後3年間	200円 (216円)
		6年目まで	1度目の更新後3年間 (長期利用割引適用)	300円 (324円)
		7年目以降	上記終了後7年目以降の3年間(長期利用割引適用)	500円 (540円)
カテゴリ-1	5年契約	5年目まで	複数年契約を当社が承諾した日から、5年間	200円 (216円)
		6年目以降	上記5年間終了後6年目以降の5年間(長期利用割引適用)	400円 (432円)
カテゴリ-2 およびカ テゴリ-3	5年契約	5年目まで	複数年契約を当社が承諾した日から、5年間	300円 (324円)
		6年目以降	上記5年間終了後6年目以降の5年間(長期利用割引適用)	500円 (540円)

イ 当社は複数年契約期間が満了する場合は、複数年契約期間が満了する日の翌日(以下「更新日」といいます。)から、再度、複数年契約期間を更新して適用します。

- ウ 複数年契約期間には、I P 通信網サービス契約者回線の移転に伴って、契約者回線が利用できなかった期間又は利用停止があった場合の期間を含むものとします。
- エ 当社は、複数年契約の適用を受けている契約者回線について、その I P 通信網サービス契約の解除があった場合、契約中の品目もしくは細目以外への契約変更があった場合、又は利用の一時中断があった場合は、複数年契約を廃止します。ただし、コース 5 またはコース 7 の同コース内のカテゴリ 1 からカテゴリ 2 またはカテゴリ 3 およびカテゴリ 2 またはカテゴリ 3 への契約変更および、コース 5 からコース 7 へのカテゴリ 1 からカテゴリ 2 またはカテゴリ 3 およびカテゴリ 2 またはカテゴリ 3 および、コース 9 またはコース 10 への契約変更については、この限りではありません。
- オ 当社は、I P 通信網サービス契約の契約者から複数年契約の契約種別変更について申出があった場合には、当社がその申出を承諾した日から、変更後の契約種別による複数年契約の適用を開始し、その前日で変更前の複数年契約を廃止します。
- カ I P 通信網サービス契約者は、複数年契約期間の満了前に複数年契約の廃止があった場合、又は 5 年契約から 3 年契約への契約種別変更があった場合には、原則次表に規定する料金額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、更新日から 60 日間（以下「更新期間」といいます。）に複数年契約の廃止があった場合、もしくは更新期間に契約変更があった場合はこの限りではありません。

1 契約回線ごとに

細目	契約種別	複数年契約を当社が承諾した日または更新日から起算した利用期間	料金額(税込額)
カテゴリ1	3 年契約	1 年未満の解除	3,500 円(3,780 円)
		1 年～2 年未満の解除	2,500 円(2,700 円)
		2 年～3 年未満の解除	1,500 円(1,620 円)
		3 年～4 年未満の解除	3,500 円(3,780 円)
		4 年～5 年未満の解除	2,500 円(2,700 円)
		5 年～6 年未満の解除	1,500 円(1,620 円)
		7 年目以降の更新期間以外の解除	1,500 円(1,620 円)
	5 年契約	1 年未満の解除	11,000 円(11,880 円)
		1 年～2 年未満の解除	9,000 円(9,720 円)
		2 年～3 年未満の解除	7,000 円(7,560 円)

			3年～4年未満の解除	5,000円(5,400円)
			4年～5年未満の解除	3,000円(3,240円)
			6年目以降の更新期間以外の解除	3,000円(3,240円)
	カテゴリー 2 およびカテゴリー 3	3年契約	1年未満の解除	7,000円(7,560円)
			1年～2年未満の解除	5,000円(5,400円)
			2年～3年未満の解除	3,000円(3,240円)
			3年～4年未満の解除	7,000円(7,560円)
			4年～5年未満の解除	5,000円(5,400円)
			5年～6年未満の解除	3,000円(3,240円)
			7年目以降の更新期間以外の解除	3,000円(3,240円)
	5年契約	1年未満の解除	17,000円(18,360円)	
		1年～2年未満の解除	14,000円(15,120円)	
		2年～3年未満の解除	11,000円(11,880円)	
		3年～4年未満の解除	8,000円(8,640円)	
		4年～5年未満の解除	5,000円(5,400円)	
6年目以降の更新期間以外の解除		5,000円(5,400円)		
キ 当社は、料金表通則の3、4、7および8で規定するとおり、前項アに規定する割引額をその利用日数に応じて日割します。				
(16) 健康管理サービスに係る料金等の適用	ア 健康管理サービスを利用する場合には、第4(付加機能利用料)に規定する健康管理サービス利用料を適用します。 イ 本サービスの利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定める利用規約によります。			
(17) 継続利用の申出に係る景品の提供	ア 当社はコース5に係るIP通信網サービス契約の内、第16条に定める最低利用期間を経過した契約について当社が定める条件において契約者から、次表に規定する期間の継続利用の申出があった場合には、別に定める条件に従い景品を提供します。			
1 契約回線ごとに				
	継続利用期間	継続利用を当社が承諾した日から起算した利用期間	料金額(税込額)	
	3年間	1年未満の解除	15,000円(16,200円)	
		1年～2年未満の解除	10,000円(10,800円)	
		2年～3年未満の解除	5,000円(5,400円)	
	5年間	1年未満の解除	50,000円(54,000円)	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 262 608 309">1年～2年未満の解除</td> <td data-bbox="608 262 1342 309">40,000円(43,200円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 309 608 356">2年～3年未満の解除</td> <td data-bbox="608 309 1342 356">30,000円(32,400円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 356 608 403">3年～4年未満の解除</td> <td data-bbox="608 356 1342 403">20,000円(21,600円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 403 608 450">4年～5年未満の解除</td> <td data-bbox="608 403 1342 450">10,000円(10,800円)</td> </tr> </table>	1年～2年未満の解除	40,000円(43,200円)	2年～3年未満の解除	30,000円(32,400円)	3年～4年未満の解除	20,000円(21,600円)	4年～5年未満の解除	10,000円(10,800円)
1年～2年未満の解除	40,000円(43,200円)								
2年～3年未満の解除	30,000円(32,400円)								
3年～4年未満の解除	20,000円(21,600円)								
4年～5年未満の解除	10,000円(10,800円)								
(18)情報量に応じた加算料の適用	<p>イ 当社は、アの表の下欄に規定する期間（以下、「継続利用期間」といいます。）に係る契約者回線について、そのIP通信網サービス契約の解除があった場合、又は、継続利用の解除の請求があった場合、又は有線アクセスサービスの品目等の変更及び契約者回線の移転があった場合に継続利用を廃止します。</p> <p>ウ IP通信網サービス契約者は、継続利用期間の満了前に継続利用の廃止があった場合には、アの表に規定する料金額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 当社は、コース1のカテゴリ4、カテゴリ5に係る利用料については、その契約者回線において利用があった情報量に応じて、2料金額2-2に規定する情報量に応じた加算料を適用します。</p> <p>イ 情報量に応じた加算料は、その契約者回線と契約者回線等又は相互接続点との間において行われた通信に係る課金対象符号（制御信号を含むものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）の情報量の1料金月における月間累計（以下「月間累計情報量」といいます。）に応じて、2料金表の規定により算定します。</p> <p>ウ 情報量の測定および月間累計情報量の算定は次のとおりとします。</p> <p>（ア）課金対象符号の情報量は、当社の機器により測定します。</p> <p>（イ）当社は、課金対象符号が通信の相手先又は第3種契約者に到達しなかった場合であっても、情報量の測定に含みます。</p> <p>エ その他情報量の測定方法については、当社が別に定めるところによります。</p>								
(19)映像配信サービスに係る課金等の適用	<p>ア 映像配信サービスを利用する場合は、第4（付加機能利用料）に規定する映像配信サービス利用料を適用します。</p> <p>イ 本サービスの利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定める利用規約によります。</p>								
(20)光ネット無線ブロードバンドルータに係る料	<p>ア 光ネット無線ブロードバンドルータレンタルサービスを利用する場合は、第4（付加機能利用料）に規定する光ネット無線ブロードバンドルータレンタルサービス利用料を適用します。</p>								

金等の適用	イ 本サービスの利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定める利用規約によります。
(21) 特定サービスに係る契約を条件とする料金等の適用	<p>ア 中国電力株式会社が定めた規約により、当社向けに使用されたポイントを1ポイントを消費税相当額を含む1円と換算し、ポイントを金額換算した額に同額を加えた金額を通則14(1)(支払を要する料金額)に定める料金額から減額して適用します。</p> <p>イ 当社は前項の条件に該当した場合でも、次のいずれかに該当した場合は適用しません。</p> <p>(1) 利用の停止もしくは一時中断があった場合</p> <p>(2) 有線アクセスサービスの月額料金が満額請求されない場合</p> <p>ウ 本サービスの利用に係るその他の提供条件については、中国電力株式会社が定めた規約によります。</p>
(22) 日常生活トラブルサポートサービスに係わる料金等の適用	<p>ア 日常生活トラブルサポートサービスを利用する場合には、第4(付加機能利用料)に規定する日常生活トラブルサポート利用料を適用します。</p> <p>イ 本サービスの利用に係るその他の条件については、当社が別に定める利用規約によります。</p>
(23) 詐欺対策サービスに係る料金等の適用	<p>ア 詐欺対策サービスを利用する場合には、第4(付加機能利用料)に規定する詐欺対策サービス利用料を適用します。</p> <p>イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、当社が定めるところ及びBBソフトサービス株式会社が提示する使用許諾契約によります。</p> <p>ウ 本サービスは、すべての不正アクセス等への対応を保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については一切責任を負わないものとします。</p>
(24) 迷惑電話対策サービスに係る料金等の適用	<p>ア 迷惑電話対策サービスを利用する場合には、第4(付加機能利用料)に規定する迷惑電話対策サービス利用料を適用します。</p> <p>イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、当社が定める迷惑電話データベースの提供サービス利用規約によります。</p> <p>ウ 本サービスは、すべての迷惑電話等への対応を保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負わないものとします。</p>
(25) コース10の複数年利用の申	ア 当社は、コース10のカテゴリ-2プランAに係るIP通信網サービス契約の契約者から、当社が別に定める条件に従い、次表の区分別に規定する期間

出に係る料金の適用
(複数年契約割引)

の継続利用（以下、「複数年契約」といいます。）の申出があった場合には、その申出を承諾した日から、複数年契約期間中において、IP通信網契約に係る料金のうち、料金表第1表（料金）第1（有線アクセスサービスに係るもの）2料金額2-1基本料に規定する料金額から、次表に規定する額を減額して適用します。

なお、3年目以降は、長期継続利用者として割引（以下、「長期利用割引」といいます。）を適用します。

月額

細目	契約種別		継続利用する期間(複数年契約期間)	割引額 (税込額)
カテゴリー2 のプランA	3年 契約	2年目	複数年契約を当社が承諾した日から、2年目以降の1年間	100円 (108円)
		3年目 以降	上記終了後3年目以降 (長期利用割引適用)	200円 (216円)

イ 当社は複数年契約期間が満了する場合は、複数年契約期間が満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）から、再度、複数年契約期間を更新して適用します。

ウ 複数年契約期間には、IP通信網サービス契約者回線の移転に伴って、契約者回線が利用できなかった期間又は利用停止があった場合の期間を含むものとします。

エ 当社は、複数年契約の適用を受けている契約者回線について、そのIP通信網サービス契約の解除があった場合、契約中の品目もしくは細目以外への契約変更があった場合、又は利用の一時中断があった場合は、複数年契約を廃止します。ただし、コース9またはコース10の同コース内のプランへの変更および、コース1、コース2、コース5、コース6、コース7、およびコース8への契約変更については、この限りではありません。

オ 当社は、IP通信網サービス契約の契約者から複数年契約の契約種別変更について申出があった場合には、当社がその申出を承諾した日から、変更後の契約種別による複数年契約の適用を開始し、その前日に変更前の複数年契約を廃止します。

カ IP通信網サービス契約者は、複数年契約期間の満了前に複数年契約の廃止があった場合には、原則次表に規定する料金額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、更新日から60日間（以下「更新期間」といいます。）に複数年契約の廃止があった場合、もしくは更新期間に契約変更があった場合はこの限りではありません。

1 契約回線ごとに			
細目	契約種別	複数年契約を当社が承諾した日または更新日から起算した利用期間	料金額(税込額)
カテゴリー 2 のプラン A	3 年契約	3 年未満の解除	15,000 円 (16,200 円)

キ 当社は、料金表通則の3、4、7および8で規定するとおり、前項アに規定する割引額をその利用日数に応じて日割します。

2 料金額

2-1 基本料

1契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額 (税込額)	
100Mbps	コース1	カテゴリー 1	4,800 円 (5,184 円)	
		カテゴリー 2	5,300 円 (5,724 円)	
		カテゴリー 3	5,781 円 (6,243 円)	
		カテゴリー 4	3,291 円 (3,554 円)	
		カテゴリー 5	500 円 (540 円)	
	コース2	プランA	14,900 円 (16,092 円)	
		プランB	30,900 円 (33,372 円)	
		プランC	40,900 円 (44,172 円)	
		プランD	60,900 円 (65,772 円)	
	コース3		218,900 円 (236,412 円)	
	コース4		4,300 円 (4,644 円)	
	コース5	カテゴリー 1	3,300 円 (3,564 円)	
		カテゴリー 2	3,800 円 (4,104 円)	
		カテゴリー 3	4,281 円 (4,623 円)	
カテゴリー 5		500 円 (540 円)		
1Gbps	コース6	カテゴリー 2	6,324 円 (6,829 円)	
		カテゴリー 3	6,805 円 (7,349 円)	
	コース7	カテゴリー 1	3,300円 (3,564円)	
		カテゴリー 2	3,800円 (4,104円)	
		カテゴリー 3	4,281円 (4,623円)	
	コース8	カテゴリー 2	プランA	6,424円 (6,937円)
			プランB	9,500円 (10,260円)
			プランC	40,900円 (44,172円)
			プランD	60,900円 (65,772円)
			プランE	8,500円 (9,180円)
			プランF	36,760円 (39,700円)
			プランG	54,760円 (59,140円)
	契約者が指定した他の事業者の電気通信設備を介して通信を行う機能による	コース9	カテゴリー 2	1,000円 (1,080円)
コース10		カテゴリー 2	プランA	5,100円 (5,508円)
			プランB	3,700円 (3,996円)
			プランC	3,400円 (3,672円)
			プランD	3,700円 (3,996円)
			プランE	3,400円 (3,672円)
			プランF	3,400円 (3,672円)
			プランG	4,050円 (4,374円)

契約者回線の利用の一時中断に係る料金	500円(540円)
<p>タイプ9は上記料金以外に、東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する利用料等が必要となります。</p> <p>タイプ10はKDDI株式会社のFTTHサービス契約約款及び料金表に規定する利用料等が必要となります。</p>	

2-2 情報量に応じた加算料

細目	区分	単位	料金額(税込額)
カテゴリー 4	月間累計情報量が 3 ギガバイト以下の場合	—	—
	月間累計情報量が 3 ギガバイトを超え 10 ギガバイト未満の場合	月間累計情報量が 3 ギガバイトを超える 10 メガバイトまでごとに	4 円(4.32 円)
	月間累計情報量が 10 ギガバイト以上の場合	1 契約回線ごとに月額	2,800 円(3,024 円)
カテゴリー 5	月間累計情報量が 300 メガバイト以下の場合	—	—
	月間累計情報量が 300 メガバイトを超え 1,300 メガバイト未満の場合	月間累計情報量が 300 メガバイトを超える 10 メガバイトまでごとに	52.1 円(56.268 円)
	月間累計情報量が 1,300 メガバイト以上の場合	1 契約回線ごとに月額	5,210 円(5,626 円)
<p>備考</p> <p>1 当社は、1,048,576 バイトを 1 メガバイトとして情報量に応じた加算料を算定します。</p> <p>2 月間累計情報量が 3 ギガバイトを超え、10 ギガバイト未満の場合、10 メガバイト未満の情報量は 10 メガバイト単位で切り上げます。</p>			

2-3 加算料

区分	料金額(税込額)
(1) 区域外線路使用料 (区域外線路 100m までごとに)	500 円(540 円)
(2) 特別電気通信設備使用料	別に算定する実費

第2 削除

第3 ビジネスVPNサービスに係るもの

1 適用

ビジネスVPNサービスに係る料金の適用については、第97条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容														
(1) ビジネスVPNサービス契約者回線における区分及び方式に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、ビジネスVPNサービス契約者回線において、区分及び方式を定めます。</p> <p>ア ビジネスVPNサービス契約者回線の区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種アクセス回線</td> <td>当社が設置するビジネスVPNサービス契約者回線</td> </tr> <tr> <td>第2種アクセス回線</td> <td>他社接続回線との相互接続により設置するビジネスVPNサービス契約者回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 ビジネスVPNサービス契約者が指定することができる第1種アクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱局の収容域内に限ります。</p> <p>2 ビジネスVPNサービス契約者が指定することができる第2種アクセス回線の終端の場所は、協定事業者が定める収容域内に限ります。</p> <p>イ ビジネスVPNサービス契約者回線の方式</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">方 式</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーサネット伝送方式</td> <td>別表1に規定するユーザ網インターフェイスに係る電気通信回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>ADSL伝送方式</td> <td>協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>ISDN伝送方式</td> <td>利用回線(相互接続点を介して、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するISDN回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線)を使用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 イーサネット伝送方式は、第1種アクセス回線又は第2種アクセス回線により提供いたします。</p>	区 分	内 容	第1種アクセス回線	当社が設置するビジネスVPNサービス契約者回線	第2種アクセス回線	他社接続回線との相互接続により設置するビジネスVPNサービス契約者回線	方 式	内 容	イーサネット伝送方式	別表1に規定するユーザ網インターフェイスに係る電気通信回線を使用するもの	ADSL伝送方式	協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの	ISDN伝送方式	利用回線(相互接続点を介して、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するISDN回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線)を使用するもの
	区 分	内 容													
	第1種アクセス回線	当社が設置するビジネスVPNサービス契約者回線													
	第2種アクセス回線	他社接続回線との相互接続により設置するビジネスVPNサービス契約者回線													
	方 式	内 容													
	イーサネット伝送方式	別表1に規定するユーザ網インターフェイスに係る電気通信回線を使用するもの													
	ADSL伝送方式	協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの													
	ISDN伝送方式	利用回線(相互接続点を介して、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するISDN回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線)を使用するもの													

	<p>2 ADSL伝送方式は、第2種アクセス回線に限り提供いたします。</p> <p>3 ISDN伝送方式は、第2種アクセス回線に限り提供いたします。</p> <p>4 ビジネスVPNサービス契約者は、第 53 条(品目の変更)の規定にかかわらず、伝送方式の異なるアクセス回線間での品目変更は請求することはできません。</p>																									
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、ビジネスVPNサービスの料金を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種アクセス回線に係るもの</td> <td rowspan="2">イーサネット 伝送方式 100Mbps</td> <td>コース1</td> <td>ビジネスVPN装置を使用し、最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>ビジネスVPN装置を使用し、最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2種アクセス回線に係るもの</td> <td rowspan="2">イーサネット 伝送方式 100Mbps</td> <td>コース3</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>ADSL伝送方式 12 Mbps</td> <td>コース4</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ADSL伝送方式 24 Mbps</td> <td>コース5</td> <td>ビジネスVPN装置を使用し、ビジネスVPNサービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 12Mbit/s まで、他の伝送方向については、最大 1Mbit/s までの伝送が可能なものであって、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの</td> </tr> <tr> <td>コース6</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ADSL伝送方式 24 Mbps</td> <td>コース7</td> <td>ビジネスVPN装置を使用し、ビジネスVPNサービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 24Mbit/s まで、他の伝送方向については、最大 1Mbit/s までの伝送が可能なものであって、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目		内 容		第1種アクセス回線に係るもの	イーサネット 伝送方式 100Mbps	コース1	ビジネスVPN装置を使用し、最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	コース2	ビジネスVPN装置を使用し、最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	第2種アクセス回線に係るもの	イーサネット 伝送方式 100Mbps	コース3	削除	ADSL伝送方式 12 Mbps	コース4	削除	ADSL伝送方式 24 Mbps	コース5	ビジネスVPN装置を使用し、ビジネスVPNサービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 12Mbit/s まで、他の伝送方向については、最大 1Mbit/s までの伝送が可能なものであって、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの	コース6	削除	ADSL伝送方式 24 Mbps	コース7	ビジネスVPN装置を使用し、ビジネスVPNサービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 24Mbit/s まで、他の伝送方向については、最大 1Mbit/s までの伝送が可能なものであって、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの
品 目		内 容																								
第1種アクセス回線に係るもの	イーサネット 伝送方式 100Mbps	コース1	ビジネスVPN装置を使用し、最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの																							
		コース2	ビジネスVPN装置を使用し、最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの																							
第2種アクセス回線に係るもの	イーサネット 伝送方式 100Mbps	コース3	削除																							
		ADSL伝送方式 12 Mbps	コース4	削除																						
	ADSL伝送方式 24 Mbps	コース5	ビジネスVPN装置を使用し、ビジネスVPNサービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 12Mbit/s まで、他の伝送方向については、最大 1Mbit/s までの伝送が可能なものであって、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの																							
		コース6	削除																							
ADSL伝送方式 24 Mbps	コース7	ビジネスVPN装置を使用し、ビジネスVPNサービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 24Mbit/s まで、他の伝送方向については、最大 1Mbit/s までの伝送が可能なものであって、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの																								

	<table border="1" data-bbox="564 257 1331 465"> <tr> <td data-bbox="564 257 711 465">ISDN伝送方式 64kbps</td> <td data-bbox="711 257 810 465">コース8</td> <td data-bbox="810 257 1331 465">ビジネスVPN装置を使用し、64kbit/s の符号伝送が可能なもので、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するISDN回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの</td> </tr> </table> <p data-bbox="437 472 1331 622">備 考 ビジネスVPNサービス契約者回線に接続される自営端末設備(当社が別に定めるものに限り)の最大数は、コース1が15台、それ以外のコースは5台までとします。</p> <p data-bbox="408 629 1350 824">イ ビジネスVPNサービスに係る通信は、契約者回線等(契約者回線、相互接続点(他社接続回線との相互接続点)及びその他当社が必要により設置する電気通信設備(ビジネスVPN装置等)をいいます。)との間で行うことができます。この場合において、当社は相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p data-bbox="408 831 1350 902">ウ ビジネスVPNサービスに係る通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。</p> <p data-bbox="408 909 1350 1025">エ 契約者回線において、当社の業務の遂行上及び当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合は、その契約者回線の使用を制限する場合があります。</p>	ISDN伝送方式 64kbps	コース8	ビジネスVPN装置を使用し、64kbit/s の符号伝送が可能なもので、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するISDN回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの			
ISDN伝送方式 64kbps	コース8	ビジネスVPN装置を使用し、64kbit/s の符号伝送が可能なもので、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するISDN回線と接続して提供する他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの					
(3) 細目に係る料金の適用	<p data-bbox="408 1032 1350 1104">ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p data-bbox="427 1111 536 1144">(ア) 削除</p> <p data-bbox="427 1151 616 1184">(イ) 保守の区別</p> <table border="1" data-bbox="424 1191 1331 1608"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 1191 667 1238">区 別</th> <th data-bbox="667 1191 1331 1238">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 1238 667 1568">タイプ1</td> <td data-bbox="667 1238 1331 1568">IP通信網サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。)外に、その契約者回線等について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1568 667 1608">タイプ2</td> <td data-bbox="667 1568 1331 1608">タイプ1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="437 1615 1331 1774">備 考 1 当社が別に定める協定事業者との相互接続による場合(前項で定めるコース3、コース5、コース7及びコース8のもの)は、他社接続回線を除くものに対し、タイプ1及びタイプ2を適用します。</p>	区 別	内 容	タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。)外に、その契約者回線等について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	タイプ2	タイプ1以外のもの
区 別	内 容						
タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。)外に、その契約者回線等について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの						
タイプ2	タイプ1以外のもの						

	(ウ)VPN装置保守の区別										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンサイト保守</td> <td>ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれるVPN装置初期導入時の設定業務およびVPN装置のオンサイト保守サービスを提供するもの</td> </tr> <tr> <td>センドバック保守</td> <td>ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれるVPN装置初期導入時の設定業務およびVPN装置のセンドバック保守サービスを提供するもの</td> </tr> <tr> <td>センドバック保守とコールドスタンバイ</td> <td>センドバック保守のオプションとしてVPN装置の予備機を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	オンサイト保守	ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれるVPN装置初期導入時の設定業務およびVPN装置のオンサイト保守サービスを提供するもの	センドバック保守	ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれるVPN装置初期導入時の設定業務およびVPN装置のセンドバック保守サービスを提供するもの	センドバック保守とコールドスタンバイ	センドバック保守のオプションとしてVPN装置の予備機を提供するもの	その他	上記以外のもの
区 別	内 容										
オンサイト保守	ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれるVPN装置初期導入時の設定業務およびVPN装置のオンサイト保守サービスを提供するもの										
センドバック保守	ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれるVPN装置初期導入時の設定業務およびVPN装置のセンドバック保守サービスを提供するもの										
センドバック保守とコールドスタンバイ	センドバック保守のオプションとしてVPN装置の予備機を提供するもの										
その他	上記以外のもの										
	<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、ビジネスVPNサービス契約者(その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。)から申込みがあったときに限り、このサービスを提供します。 2 VPN装置保守の区別は付加機能VPN装置カスタマイズのものにあります。 3 提供条件については、当社が別に定めるところによります。 										
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア IP通信網サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ IP通信網サービス契約者は、最低利用期間内にIP通信網サービス契約の解除があった場合は、第82条(定額利用料の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(利用料金(2(料金額)に規定する基本料の額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ IP通信網サービス契約者は、最低利用期間内にIP通信網サービスの種類の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、サービスの種類の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はIP通信網サービス契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>										
(5) グループVPN機能使用料の適用	<p>ア 当社は、1の契約者回線群の設定ごとに、グループVPN機能使用料を支払っていただきます。</p> <p>イ 1の契約者回線群におけるビジネスVPNサービス契約者回線の数が、50回線ごとにグループVPN機能使用料を加算します。</p>										
(6) 収容区域及び加入区域の設	<p>ア 当社は、IP通信網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域(以下「収容区域」といいます。)及びその収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算額をいいます。)の支払いを必要としないでIP通信網サービスを提供</p>										

定	<p>する区域(以下「加入区域」といいます。)を別に定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。</p>
(7) 契約者回線の終端が加入区域外になる場合の加算額の適用	<p>ア その契約者回線の終端が収容されているIP通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱又は基地局までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、契約者回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>
(8) 復旧等に伴いIP通信網サービス取扱局を変更した場合の料金の適用	<p>ア 第94条(修理又は復旧の順位)の規定により、故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にそのIP通信網サービス取扱局を変更した場合の料金の加算額は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前のIP通信網サービス取扱局において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
(9) 削除	削除
(10) 特別電気通信設備に係る加算額の適用	<p>ア 契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。</p>
(11) 回線接続装置の料金の適用	<p>ア 当社が回線接続装置を提供した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。</p>
(12) 削除	削除
(13) 付加機能に関する料金の適用	<p>ア 当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能利用料を適用します。</p>

2 料金額

2-1 基本料(ビジネスVPNサービス契約者回線)

①第1種アクセス回線

イーサネット伝送方式のもの

1契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)
100Mbps	コース1	タイプ1	15,000円(16,200円)
		タイプ2	20,000円(21,600円)
	コース2	タイプ1	11,500円(12,420円)
		タイプ2	16,500円(17,820円)
契約者回線の利用の一時中断に係る料金			500円(540円)

②第2種アクセス回線

ADSL伝送方式のもの

1契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)	
			利用回線型サービス	契約者回線型サービス
12Mbps	コース4	削除		
	コース5	タイプ1	8,230円(8,888.4円)	8,230円(8,888.4円)
		タイプ2	10,230円(11,048.4円)	10,230円(11,048.4円)
24Mbps	コース6	削除		
	コース7	タイプ1	8,230円(8,888.4円)	8,230円(8,888.4円)
		タイプ2	10,230円(11,048.4円)	10,230円(11,048.4円)
契約者回線の利用の一時中断に係る料金			500円(540円)	
備考 コース5およびコース7については、別途、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL回線の利用料が必要。				

ISDN伝送方式のもの

1契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)
64kbps	コース8	タイプ1	8,230円(8,888.4円)
		タイプ2	10,230円(11,048.4円)
契約者回線の利用の一時中断に係る料金			500円(540円)
備考 別途、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するISDN回線の利用料が必要。			

2-2 使用料(グループVPN機能)

1契約者回線群ごとに月額

料金種別	料金額(税込額)

グループVPN機能使用料	15,000円(16,200円)
備 考 1契約者回線群においてビジネスVPNサービス契約者回線の数が、50回線を超える場合、50回線ごとに本使用料を加算する。	

2-3 加算額

区 分	料金額(税込額)	月額
(1) 区域外線路使用料 (区域外線路 100m までごとに)	500 円(540 円)	
(2) 特別電気通信設備使用料	別に算定する実費	

第4 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料については次の区分があります。

タイプ1	有線アクセスサービス(コース1、コース5、コース6およびコース7に限りします。)に適用します。
タイプ2	有線アクセスサービス(コース2に限りします。)に適用します。
タイプ3	有線アクセスサービス(コース3に限りします。)に適用します。
タイプ4	ビジネスVPNサービスに適用します。
タイプ5	(削除)
タイプ6	有線アクセスサービス(コース8に限りします。)に適用します。
タイプ7	有線アクセスサービス(コース9およびコース10に限りします。)に適用します。

2 料金額

(1)タイプ1・コース1、コース5およびコース7のカテゴリー1に係るもの

月額

区 分		単 位		料金額(税込額)
1 電子メール機能の提供	当社が設置する電子メール情報蓄積装置を利用して電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行うことができる機能	基本額	1のメールアドレス利用ごとに	無料
		加算額	1のメールアドレス追加ごとに	100円(108円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。</p> <p>4 メールアドレスの数は、当社が別に定める数量の範囲内で追加することができます。</p> <p>5 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 電子メール機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>7 IP通信網サービス契約者は、利用しているメールアドレスの変更を請求することができます。 この場合、第4表(事務手数料等)第2(料金額)の(1)のエに規定する手数料を支払っていただきます。</p> <p>8 当社は、IP通信網サービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむをえない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。 この場合、あらかじめそのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>9 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信</p>			

	<p>事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールを消去する場合があります。この場合、消去した電子メールの復元はできません。</p> <p>11 当社は、技術上、又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>12 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(10の規定により現に蓄積している情報の転送停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>			
<p>2 ホームページ開設機能の提供</p>	<p>当社が設置するホームページ情報蓄積装置上に、インターネット上への情報発信画面(以下ホームページといいます。)を作成できる機能</p>	<p>基本額</p>	<p>1のホームページアドレスごとに</p>	<p>300円(324円)</p>
		<p>加算額</p>	<p>1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに</p>	<p>150円(162円)</p>
	<p>備考</p> <p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のホームページに蓄積できるホームページの情報量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用する1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大40MBまで蓄積容量の追加を請求することができます。</p> <p>4 ホームページ開設機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>5 当社は、IP通信網サービス契約者回線について、IP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積しているホームページを消去する場合があります。この場合、消去したホームページの復元はできません。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>7 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>8 当社は、7の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の廃止を行うことがあります。</p>			

	<p>9 7 から 8 までの規定により、現にホームページとして蓄積されている情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのIP通信網サービス契約者にホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>11 当社が別に定めるIPアドレスの提供条件、又は利用可能なインターネットプロトコルの制限などにより、インターネット上のサービスを利用できないことがあります。</p> <p>12 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>13 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(5から8までの規定及び 10 の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>14 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>15 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>			
<p>3 サーバホスティング機能の提供</p>	<p>当社が設置する電子メール及びホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積及び転送を行う機能</p>	<p>基本額</p>	<p>サーバホスティング 1機能ごとに</p>	<p>4,900円 (5,292円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のサーバホスティングを提供します。</p> <p>2 サーバホスティング1機能あたりの蓄積容量、電子メールアドレス数等は当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含みます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>4 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールが消去される場合があります。</p>			

		<p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>6 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、6の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の停止を行うことがあります。</p> <p>8 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係る逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>9 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>		
4 パソコンセキュリティサービス機能の提供	右記に定めるウイルスの検知及び駆除又は削除ができる機能	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	429 円 (463 円)
5 リモートヘルプサービスの提供	右記に定める電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポート	電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポートを、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	500 円 (540 円)
6 健康管理サービスの提供	健康管理等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	300 円 (324 円)
7 映像配信サービスの提供	映像配信に関する業務	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	利用料 1 申込ごとに	1,896 円 (2,047 円)

		供するもの	利用料 1申込ごとに	1,990 円(2,149 円)
			プログラムが付 (オプション) 1申込ごとに	334 円(360 円)
	備考	1 映像配信サービスとタイプ1・コース1、コース5 およびコース7 のカテゴリ1を同時利用することで、利用料の合算金額から 100 円(108 円)割引きます。		
8 光ネット無線 ブロードバンドルータの提供	インターネット接続用光ネット無線ブロードバンドルータのレンタルを行うサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	Aterm WH8 22N(EZ)	600 円(648 円)
			Aterm WH8 32A(EZ)	500 円(540 円)
9 日常生活トラブルサポートサービスの提供	日常生活で発生するトラブルのサポートサービス	ア KDDI株式会社が提供する「おうちプラン」を「おうち安心プラン」として当社を通じて提供するもの	1申込ごとに	410 円(442 円)
		イ KDDI株式会社が提供する個人賠償責任補償が付帯された「自転車プラン」を「自転車安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに	410 円(442 円)
		ウ ア、イをセットで「まとめて安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに	590 円(637 円)
10 詐欺対策サービス機能の提供	詐欺対策に関するサービス	BBソフトサービス株式会社が提供するソフトウェア「インターネットサギウォール」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1申込ごとに	300 円(324 円)
11 迷惑電話サービス機能の提供	迷惑電話対策等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	LAN型	400 円(432 円)
			電話回線型	550 円(594 円)

(2)タイプ1・カテゴリ2に係るもの

月額

区 分		単 位		料金額(税込額)
1 電子メール機能の提供	当社が設置する電子メール情報蓄積装置を利用して電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行うことができる機能	基本額	5のメールアドレス利用ごとに	無料
		加算額	1のメールアドレス追加ごとに	100円(108円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。</p> <p>4 メールアドレスの数は、当社が別に定める数量の範囲内で追加することができます。</p> <p>5 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 電子メール機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>7 IP通信網サービス契約者は、利用しているメールアドレスの変更を請求することができます。 この場合、第4表(事務手数料等)第2(料金額)の(1)のエに規定する手数料を支払っていただきます。</p> <p>8 当社は、IP通信網サービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむをえない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>9 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールを消去する場合があります。この場合、消去した電子メールの復元はできません。</p> <p>11 当社は、技術上、又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>12 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(10の規定により現に蓄積している情報の転送停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>			
2 ホームページ開設機能の提供	当社が設置するホームページ情報蓄積装置上に、インターネット上への情報発信画面(以下ホー	基本額	1のホームページアドレスごとに	300円(324円)

ムページといひます。)を作成できる機能	加算額	1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	150円(162円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のホームページに蓄積できるホームページの情報量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用する1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大40MBまで蓄積容量の追加を請求することができます。</p> <p>4 ホームページ開設機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>5 当社は、IP通信網サービス契約者回線について、IP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積しているホームページを消去する場合があります。この場合、消去したホームページの復元はできません。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>7 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>8 当社は、7の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>9 7から8までの規定により、現にホームページとして蓄積されている情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのIP通信網サービス契約者にホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>11 当社が別に定めるIPアドレスの提供条件、又は利用可能なインターネットプロトコルの制限などにより、インターネット上のサービスを利用できないことがあります。</p> <p>12 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p>		

	<p>13 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(5から8までの規定及び10の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>14 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>15 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>			
<p>3 サーバホスティング機能の提供</p>	<p>当社が設置する電子メール及びホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積及び転送を行う機能</p>	<p>基本額</p>	<p>サーバホスティング 1機能ごとに</p>	<p>4,900円 (5,292円)</p>
	<p>備考</p> <p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のサーバホスティングを提供します。</p> <p>2 サーバホスティング1機能あたりの蓄積容量、電子メールアドレス数等は当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含みます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>4 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールが消去される場合があります。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>6 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、6の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の停止を行うことがあります。</p> <p>8 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p>			

		9 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。		
4 パソコンセキュリティサービス機能の提供	右記に定めるウイルスの検知及び駆除又は削除ができる機能	ア マカフィー株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「マカフィーマルチデバイスセキュリティ」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		基本料の料金額に含まれる。
		イ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」および「パスワードマネージャー 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		
		ウ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	
備考	1 パソコンセキュリティサービス機能の提供に関しては、アまたはイのいずれかを提供するものとし、追加ライセンスを希望する場合、ウを提供するものとします。			
5 リモートヘルプサービスの提供	右記に定める電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポート	電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポートを、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	500 円 (540 円)
6 健康管理サービスの提供	健康管理等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	300 円 (324 円)
7 映像配信サービスの提供	映像配信に関する業務	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	利用料 1申込ごとに	1,896 円 (2,047 円)
			利用料 1申込ごとに	1,990 円 (2,149 円)

			プログラムが1 (オプション) 1申込ごとに	334円(360円)	
	備考	1 映像配信サービスとタイプ1・カテゴリ2を同時利用することで、利用料の合算金額から100円(108円)割引きます。			
8 光ネット無線 ブロードバンドルータの提供	インターネット接続用光ネット無線ブロードバンドルータのレンタルを行うサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	A t e r m W H 8 2 2 N (E Z)	600円(648円)	
			A t e r m W H 8 3 2 A (E Z)	500円(540円)	
9 日常生活トラブルサポートサービスの提供	日常生活で発生するトラブルのサポートサービス	ア KDDI株式会社が提供する「おうちプラン」を「おうち安心プラン」として当社を通じ提供するもの	1申込ごとに	410円(442円)	
			イ KDDI株式会社が提供する個人賠償責任補償が付帯された「自転車プラン」を「自転車安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに	410円(442円)
				ウ ア、イをセットで「まとめて安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに
10 詐欺対策サービス機能の提供	詐欺対策に関するサービス	BBソフトサービス株式会社が提供するソフトウェア「インターネットサギウォール」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1申込ごとに	300円(324円)	
11 迷惑電話サービス機能の提供	迷惑電話対策等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	LAN型	400円(432円)	
			電話回線型	550円(594円)	

(3)タイプ1・カテゴリ3に係るもの

月額

区分		単位		料金額(税込額)
1 電子メール機能の提供	当社が設置する電子メール情報蓄積装置を利用して電	基本額	5のメールアドレス利用ごとに	無料

	子メールの蓄積、読み出し 又は転送等を行うことができ る機能	加算額	1のメールアドレス 追加ごとに	100円(108円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。</p> <p>4 メールアドレスの数は、当社が別に定める数量の範囲内で追加することができます。</p> <p>5 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 電子メール機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>7 IP通信網サービス契約者は、利用しているメールアドレスの変更を請求することができます。 この場合、第4表(事務手数料等)第2(料金額)の(1)のエに規定する手数料を支払っていただきます。</p> <p>8 当社は、IP通信網サービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむをえない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。 この場合、あらかじめそのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>9 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールを消去する場合があります。この場合、消去した電子メールの復元はできません。</p> <p>11 当社は、技術上、又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>12 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(10の規定により現に蓄積している情報の転送停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>			
2 ホームページ開設機能の提供	当社が設置するホームページ情報蓄積装置上に、インターネット上への情報発信画面(以下ホームページといいます。)を作成できる機能	基本額	1のホームページアドレスごとに	300円(324円)
		加算額	1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	150円(162円)

備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のホームページに蓄積できるホームページの情報量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用する1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大40MBまで蓄積容量の追加を請求することができます。</p> <p>4 ホームページ開設機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>5 当社は、IP通信網サービス契約者回線について、IP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積しているホームページを消去する場合があります。この場合、消去したホームページの復元はできません。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>7 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>8 当社は、7の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>9 7から8までの規定により、現にホームページとして蓄積されている情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのIP通信網サービス契約者にホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>11 当社が別に定めるIPアドレスの提供条件、又は利用可能なインターネットプロトコルの制限などにより、インターネット上のサービスを利用できないことがあります。</p> <p>12 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>13 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(5から8までの規定及び10の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

				<p>14 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>15 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>
3 サーバホスティング機能の提供	当社が設置する電子メール及びホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積及び転送を行う機能	基本額	サーバホスティング 1機能ごとに	4,900円 (5,292円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のサーバホスティングを提供します。</p> <p>2 サーバホスティング1機能あたりの蓄積容量、電子メールアドレス数等は当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>4 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールが消去される場合があります。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>6 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、6の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の停止を行うことがあります。</p> <p>8 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>9 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>			

4 パソコンセキュリティーサービス機能の提供	右記に定めるウイルスの検知及び駆除又は削除ができる機能	ア マカフィー株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「マカフィー マルチデバイスセキュリティ」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	基本料の料金額に含まれる。	
		イ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」および「パスワードマネージャー 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		
		ウ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		1 申込ごとに
備考	1 パソコンセキュリティーサービス機能の提供に関しては、アまたはイのいずれかを提供するものとし、追加ライセンスを希望する場合、ウを提供するものとします。			
5 リモートヘルプサービスまたは映像配信サービスの提供	右記に定める電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポート	ア 電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポートを、当社を通じて提供するもの	基本料の料金額に含まれる。	
		イ 電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポートを、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	500 円 (540 円)
	映像配信に関するサービス	ウ 別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	基本料の料金額に含まれる。	
備考	1 リモートヘルプサービスまたは映像配信サービスの提供に関しては、アまたはウのいずれかを提供するものとします。 2 アまたはウの一方に変更する場合、第4表 事務手数料等 第2料金額に規定する変更事務手数料を支払っていただきます。			
6 健康管理サービスの提供	健康管理等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	300 円 (324 円)
7 映像配信サービスの提供	映像配信に関する業務	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	利用料 1 申込ごとに	1,896 円 (2,047 円)

		もの	利用料 1申込ごとに	1,990円(2,149円)
			プログラムガイド (オプション) 1申込ごとに	334円(360円)
	備考	1 映像配信サービスとタイプ1・カテゴリ3を同時利用することで、利用料の合算金額から100円(108円)割引きます。		
8 光ネット無線 ブロードバンドルータの提供	インターネット接続用光ネット無線ブロードバンドルータのレンタルを行うサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	Aterm WH8 22N(EZ)	600円(648円)
			Aterm WH8 32A(EZ)	500円(540円)
9 日常生活トラブルサポートサービスの提供	日常生活で発生するトラブルのサポートサービス	ア KDDI株式会社が提供する「おうちプラン」を「おうち安心プラン」として当社を通じ提供するもの	1申込ごとに	410円(442円)
		イ KDDI株式会社が提供する個人賠償責任補償が付帯された「自転車プラン」を「自転車安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに	410円(442円)
		ウ ア、イをセットで「まとめて安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに	590円(637円)
10 詐欺対策サービス機能の提供	詐欺対策に関するサービス	BBソフトサービス株式会社が提供するソフトウェア「インターネットサギウォール」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1申込ごとに	300円(324円)
11 迷惑電話サービス機能の提供	迷惑電話対策等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	LAN型	400円(432円)
			電話回線型	550円(594円)

(4)コース1のカテゴリ4およびカテゴリ5に係るもの

月額

区分	単位	料金額(税込額)
----	----	----------

1 電子メール機能の提供	当社が設置する電子メール情報蓄積装置を利用して電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行うことができる機能	基本額	5のメールアドレス利用ごとに	無料
		加算額	1のメールアドレス追加ごとに	100円(108円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。</p> <p>4 メールアドレスの数は、当社が別に定める数量の範囲内で追加することができます。</p> <p>5 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 電子メール機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>7 IP通信網サービス契約者は、利用しているメールアドレスの変更を請求することができます。 この場合、第4表(事務手数料等)第2(料金額)の(1)のエに規定する手数料を支払っていただきます。</p> <p>8 当社は、IP通信網サービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむをえない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。 この場合、あらかじめそのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>9 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含みます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールを消去する場合があります。この場合、消去した電子メールの復元はできません。</p> <p>11 当社は、技術上、又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>12 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(10の規定により現に蓄積している情報の転送停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>			
2 ホームページ開設機能の提供	当社が設置するホームページ情報蓄積装置上に、インターネット上への情報発信画面(以下ホー	基本額	1のホームページアドレスごとに	300円(324円)

ムページといいます。)を作成できる機能	加算額	1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	150円(162円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のホームページに蓄積できるホームページの情報量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用する1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大40MBまで蓄積容量の追加を請求することができます。</p> <p>4 ホームページ開設機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>5 当社は、IP通信網サービス契約者回線について、IP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積しているホームページを消去する場合があります。この場合、消去したホームページの復元はできません。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>7 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>8 当社は、7の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>9 7から8までの規定により、現にホームページとして蓄積されている情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのIP通信網サービス契約者にホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>11 当社が別に定めるIPアドレスの提供条件、又は利用可能なインターネットプロトコルの制限などにより、インターネット上のサービスを利用できないことがあります。</p> <p>12 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p>		

	<p>13 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(5から8までの規定及び10の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>14 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>15 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>				
3 サーバホスティング機能の提供	<table border="1"> <tr> <td>当社が設置する電子メール及びホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積及び転送を行う機能</td> <td>基本額</td> <td>サーバホスティング 1機能ごとに</td> <td>4,900円 (5,292円)</td> </tr> </table>	当社が設置する電子メール及びホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積及び転送を行う機能	基本額	サーバホスティング 1機能ごとに	4,900円 (5,292円)
当社が設置する電子メール及びホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積及び転送を行う機能	基本額	サーバホスティング 1機能ごとに	4,900円 (5,292円)		
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のサーバホスティングを提供します。</p> <p>2 サーバホスティング1機能あたりの蓄積容量、電子メールアドレス数等は当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含みます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>4 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールが消去される場合があります。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>6 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、6の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の停止を行うことがあります。</p> <p>8 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p>				

		9 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。		
4 パソコンセキュリティサービス機能の提供	右記に定めるウイルスの検知及び駆除又は削除ができる機能	ア マカフィー株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「マカフィー マルチデバイスセキュリティ」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		基本料の料金額に含まれる。
		イ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」および「パスワードマネージャー 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		
		ウ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	429 円 (463 円)
備考	1 パソコンセキュリティサービス機能の提供に関しては、アまたはイのいずれかを提供するものとし、追加ライセンスを希望する場合、ウを提供するものとします。			
5 リモートヘルプサービスの提供	右記に定める電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポート	電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポートを、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	500 円 (540 円)
6 健康管理サービスの提供	健康管理等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	300 円 (324 円)
8 光ネット無線ブロードバンドルータの提供	インターネット接続用光ネット無線ブロードバンドルータのレンタルを行うサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	Aterm WH8 22N(EZ)	600 円 (648 円)
			Aterm WH8 32A(EZ)	500 円 (540 円)

9 日常生活トラブルサポートサービスの提供	日常生活で発生するトラブルのサポートサービス	ア KDDI株式会社が提供する「おうちプラン」を「おうち安心プラン」として当社を通じ提供するもの	1申込ごとに	410円(442円)
		イ KDDI株式会社が提供する個人賠償責任補償が付帯された「自転車プラン」を「自転車安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに	410円(442円)
		ウ ア、イをセットで「まとめて安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに	590円(637円)
10 詐欺対策サービス機能の提供	詐欺対策に関するサービス	BBソフトサービス株式会社が提供するソフトウェア「インターネットサギウォール」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1申込ごとに	300円(324円)
11 迷惑電話サービス機能の提供	迷惑電話対策等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	LAN型	400円(432円)
			電話回線型	550円(594円)

(5)タイプ2に係るもの

月額

区分		単位		料金額(税込額)
1 電子メール機能の提供	当社が設置する電子メール情報蓄積装置を利用して電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行うことができる機能	基本額	1のメールアドレス利用ごとに	無料
		加算額	1のメールアドレス追加ごとに	100円(108円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとしてします。</p> <p>2 1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。</p> <p>4 メールアドレスの数は、当社が別に定める数量の範囲内で追加することができます。</p> <p>5 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 電子メール機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			

	<p>7 IP通信網サービス契約者は、利用しているメールアドレスの変更を請求することができます。</p> <p>この場合、第4表(事務手数料等)第2(料金額)の(1)のエに規定する手数料を支払っていただきます。</p> <p>8 当社は、IP通信網サービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむをえない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>9 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールを消去する場合があります。この場合、消去した電子メールの復元はできません。</p> <p>11 当社は、技術上、又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>12 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(10の規定により既に蓄積している情報の転送停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>			
2 ホームページ開設機能の提供	当社が設置するホームページ情報蓄積装置上に、インターネット上への情報発信画面(以下ホームページといいます。)を作成できる機能	基本額	1のホームページアドレスごとに	無料
		加算額	1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	150円(162円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のホームページに蓄積できるホームページの情報量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用する1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大40MBまで蓄積容量の追加を請求することができます。</p> <p>4 ホームページ開設機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>5 当社は、IP通信網サービス契約者回線について、IP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積しているホームページを消去する場合があります。この場合、消去したホームページの復元はできません。</p>			

	<p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>7 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>8 当社は、7の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>9 7 から 8 までの規定により、現にホームページとして蓄積されている情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのIP通信網サービス契約者にホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>11 当社が別に定めるIPアドレスの提供条件、又は利用可能なインターネットプロトコルの制限などにより、インターネット上のサービスを利用できないことがあります。</p> <p>12 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>13 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(5から8までの規定及び 10 の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>14 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>15 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>			
3 サーバホスティング機能の提供	当社が設置する電子メール及びホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積及び転送を行う機能	基本額	サーバホスティング 1機能ごとに	4,900円 (5,292円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のサーバホスティングを提供します。</p> <p>2 サーバホスティング1機能あたりの蓄積容量、電子メールアドレス数等は当社が別に定めるところによります。</p>			

	<p>3 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>4 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールが消去される場合があります。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>6 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、6の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の停止を行うことがあります。</p> <p>8 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>9 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>			
4 パソコンセキュリティサービス機能の提供	右記に定めるウイルスの検知及び駆除又は削除ができる機能	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	429 円 (463 円)
5 健康管理サービスの提供	健康管理等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	300 円 (324 円)
8 光ネット無線ブロードバンドルータの提供	インターネット接続用光ネット無線ブロードバンドルータのレンタルを行うサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	Aterm WH8 22N(EZ)	600 円 (648 円)
			Aterm WH8 32A(EZ)	500 円 (540 円)

(6)タイプ3に係るもの

月額

	区 分	単 位	料金額(税込額)
1 電子メール・ホームページ機能の提供	当社が設置する電子メール及びホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積及び転送を行う機能	メールホスティング 1機能ごとに	1,000円(1,080円)
		ウェブホスティング 1機能ごとに	1,000円(1,080円)
備考	<p>1 この機能は、メールホスティング及びウェブホスティングを提供します。</p> <p>2 メールホスティング 1 機能により、当社が提供する電子メールアドレスの数は当社が別に定めるところによります。この場合1のメールアドレスあたりの電子メール蓄積容量は当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 ウェブホスティング 1 機能により、当社は1のホームページアドレスを提供します。この場合ホームページ蓄積容量は当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 IP通信網サービス契約者は、利用しているメールアドレスの変更を請求することができます。 この場合、第 4 表(事務手数料等)第 2(料金額)の (1)のエに規定する手数料を支払っていただきます。</p> <p>5 当社は、IP通信網サービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむをえない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>6 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールを消去する場合があります。この場合、消去した電子メールの復元はできません。</p> <p>8 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(6 の規定により現に蓄積している情報の転送停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>9 当社は、IP通信網サービス契約者回線について、IP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積しているホームページを消去する場合があります。この場合、消去したホームページの復元はできません。</p>		

	<p>10 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>11 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>12 当社は、11 の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>13 11から12までの規定により、現にホームページとして蓄積されている情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>14 当社は、IP通信網サービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのIP通信網サービス契約者にホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>15 当社が別に定めるIPアドレスの提供条件、又は利用可能なインターネットプロトコルの制限などにより、インターネット上のサービスを利用できないことがあります。</p> <p>16 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(9から12までの規定及び14の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>17 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>18 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>19 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>			
4 パソコンセキュリティサービス機能の提供	右記に定めるウイルスの検知及び駆除又は削除ができる機能	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	429 円 (463 円)
5 健康管理サービスの提供	健康管理等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	300 円 (324 円)

8 光ネット無線 ブロードバンドルータの提供	インターネット接続用光ネット無線ブロードバンドルータのレンタルを行うサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	Aterm W H822N (EZ)	600円(648円)
			Aterm W H832A (EZ)	500円(540円)

(7)タイプ4に係るもの

月額

区分		単位	伝送方式	品目	細目	料金額(税込額)			
1 インターネット アクセス 利用 機能	インターネット接続事業者に係る電気通信回線設備を介して、ビジネスVPNサービス契約者によりあらかじめ指定されたものが、その契約者の属する契約者回線群に係る特定の契約者回線等と通信を行う機能をいいます。	1のインターネット アクセス ごとに	ADSL伝 送方式	1.5Mbps	タイプ1	11,000円(11,880円)			
					タイプ2	13,000円(14,040円)			
				8Mbps	タイプ1	11,000円(11,880円)			
					タイプ2	13,000円(14,040円)			
				12Mbps	タイプ1	11,000円(11,880円)			
					タイプ2	13,000円(14,040円)			
				40Mbps	タイプ1	11,000円(11,880円)			
					タイプ2	13,000円(14,040円)			
				47Mbps	タイプ1	11,000円(11,880円)			
					タイプ2	13,000円(14,040円)			
				イーサネット伝 送 方式(B)	削除				
					100Mbps プラン2	タイプ1	20,000円(21,600円)		
			タイプ2	22,000円(23,760円)					
			イーサネット伝 送 方式(N)	100Mbps	タイプ1	9,500円(10,260円)			
タイプ2	11,500円(12,420円)								
200Mbps	タイプ1	12,000円(12,960円)							
	タイプ2	14,000円(15,120円)							

備考	<p>1 当社は、ビジネスVPNサービス契約者もしくはイーサネット通信網サービス契約者(その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。)から申込みがあったときに限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みにあたっては、接続する符号伝送速度に応じた品目並びに通信及び設備の態様による細目をあらかじめ選択していただきます。なお、符号伝送速度については、符号伝送が可能な最大速度を記しています。(ADSL伝送方式の符号伝送速度は、DSL回線の終端への伝送方向についての最大速度で、他の伝送方向については、1.5Mbps品目のものは 512kbps、8Mbps品目、12Mbps品目及び 40Mbps品目のものは 1Mbps、47Mbps品目のものは 5Mbpsが最大、伝送可能な速度となります。)</p> <p>3 前項においての細目は、保守の様態を定めます。(料金表 第 4-1-(3)-アー(イ)の保守の区別と同じとします。なお、他社接続回線を除くものに対し、適用します。)</p> <p>4 上記料金以外に、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する利用料等が必要となります。(ADSL伝送方式のものは、IP通信網契約のメニュー4 のタイプ 1(プラン 2 を除きます。)及びタイプ2に係るものに限ります。イーサネット伝送方式のものは、IP通信網契約のメニュー5 に係るものに限ります。)</p> <p>5 イーサネット伝送方式(B)の 100Mbpsプラン 2 のものは、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1 のII-1 型でプラン 3-1 に係るもの限り提供します。</p> <p>6 イーサネット伝送方式(N)のものは、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1 のII-1 型でプラン 3-1 に係るものおよび 200Mb/s 品目に係るものと、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1 の 100Mb/s品目のプラン 5-1 および 200Mb/s 品目に係るもの限り提供します。</p> <p>7</p> <p>8 イーサネット伝送方式(N)のものは、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1 のII型で 100Mb/sおよび 200Mb/s 品目のプラン 3 に係るものと、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1 の 100Mb/s品目のプラン 5 および 200Mb/s 品目に係るもの限り提供します。</p> <p>9 インターネットアクセス利用機能に係る最低利用期間は「1年間」とします。</p> <p>10 契約者は、最低利用期間内にこの機能に係る契約の解除があった場合は、第 82 条(定額利用料の支払い義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応するこの機能利用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>11 契約者は、最低利用期間内にこの機能に係るサービスの品目等の変更又は細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残余額があるときは、その残余額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます</p>	
区分	単位	料金額(税込額)

2	スタティックルート設定機能	ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれる当社が設置するVPN装置において、そのビジネスVPNサービス契約者回線の属する契約者回線群に係る特定の契約者回線等との通信以外と通信を行う設定をVPN装置にする機能をいいます。	1のVPN装置ごとに	10,000円(10,800円)
	備考	<p>1 当社は、ビジネスVPNサービス契約者(その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。)から申込みがあったときに限り、この機能を提供します。</p> <p>2 同一の契約者回線群において、複数のVPN装置でスタティックルート設定機能を申込まれた場合、2台目以上の料金額は1台あたり9,000円(税込み9,720円)を減額した額を適用します。</p> <p>3 複数ネットワーク接続機能との併用は、構成によって対応できない場合があります。</p>		
区 分			単 位	料金額(税込額)
3	複数ネットワーク接続機能	同一の契約者回線群において、1のビジネスVPNサービス契約者回線に、別セグメントで運用している構内ネットワークを接続する機能をいいます。	1のVPN装置ごとに	600円(648円)
	備考	<p>1 当社は、ビジネスVPNサービス契約者(その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。)から申込みがあったときに限り、この機能を提供します。</p> <p>2 1のビジネスVPN契約者回線に接続できる別セグメントネットワークの数と物理的なポートは、当社が指定する1までとし、VPN装置の機種によっては対応できない場合があります。</p> <p>3 複数のビジネスVPN回線を利用して冗長化を行なうこととの併用はできません。</p> <p>4 それぞれのネットワークに対する帯域制御は行いません。</p> <p>5 1のVPN装置に接続される自営端末設備数の総合計は、回線品目のために準じた台数となります。</p> <p>6 スタティックルート設定機能との併用は、構成によって対応出来ない場合があります。</p>		
区 分			単 位	料金額(税込額)
4	DHCPリレー設定機能	ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれる当社が設置するVPN装置において、DHCPリレーの設定をする機能をいいます。	1のVPN装置ごとに	500円(540円)
	備考	<p>1 当社は、ビジネスVPNサービス契約者(その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。)から申込みがあったときに限り、この機能を提供します。</p> <p>2 DHCPサーバは契約者側で制御および管理していただきます。</p>		
区 分			単 位	料金額(税込額)

5 VPN装置カスタマイズ機能	オンサイト保守	ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれるVPN装置初期導入時の設定業務およびVPN装置のオンサイト保守サービスを提供します。	1のVPN装置ごとに	10,000円(10,800円)
	センドバック保守	ビジネスVPNサービス契約者回線に含まれるVPN装置初期導入時の設定業務およびVPN装置のセンドバック保守サービスを提供します。	1のVPN装置ごとに	8,500円(9,180円)
	コールドスタンバイ(予備機)	センドバック保守のオプションとしてVPN装置の予備機を提供します。	1のVPN装置ごとに	5,000円(5,400円)
備考	<p>1 当社は、ビジネスVPNサービス契約者(その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。)から契約者回線の 신설と同時に申込みがあったときに限り、このサービスを提供します。</p> <p>2 コールドスタンバイはセンドバック保守サービスのオプションとなります。</p> <p>3 VPN装置カスタマイズ機能に係る最低利用期間は「1年間」とします。</p> <p>4 契約者は、最低利用期間内にこの機能に係る契約の解除があった場合は、第82条(定額利用料の支払い義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する機能利用料に相当する額もしくは当社が別に定める金額を一括して支払っていただきます。</p> <p>5 最低利用期間の満了日の10日前までに、契約者から当社所定の書面による申し出が無い場合には引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とします。</p> <p>6 VPN装置カスタマイズ機能の保守はVPN装置のみを対象としています。</p> <p>7 オンサイト保守サービスはVPN装置の保守を24時間365日行います。</p> <p>8 センドバック保守はVPN装置故障時に契約者から当社へVPN装置を送付いただき、当社から契約者へ代替機を送付します。代替機への交換、交換後の通信の正常性確認は、契約者にて実施していただきます。</p> <p>9 別途、イーサネット通信網サービス契約約款の料金表に規定するIP通信網サービス利用機能利用料が必要となります。</p> <p>10 提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			
区分			単位	料金額(税込額)

6 インターネット接続機能	この機能を利用するビジネスVPNサービス契約者が当社のインターネット網を介してインターネットに接続することができる機能をいいます。		1のVPN装置ごとに	10,000円(10,800円)
	備考	<p>1 当社は、ビジネスVPNサービス契約者(その所属する契約者回線群の回線群代表者に限ります。)から申込みがあったときに限り、この機能を提供します。</p> <p>2 インターネット接続機能は保守の区別がタイプ1に係るものに限りします。</p> <p>3 インターネット接続機能に係る最低利用期間は「1年間」とします。</p> <p>4 契約者は、最低利用期間内にこの機能に係る契約の解除があった場合は、第82条(定額利用料の支払い義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する機能利用料に相当する額もしくは当社が別に定める金額を一括して支払っていただきます。</p> <p>5 通知なしにサービスを停止することがあります。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、第59条(ビジネスVPNサービスの利用中止)の規定により、インターネット接続機能を中止することがあります。</p> <p>7 当社の業務の遂行上及び当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合は、その契約者回線の使用を制限する場合があります。</p> <p>8 提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

(8)(削除)

(9)タイプ6に係るもの

月額

区分		単位		料金額(税込額)
1 電子メール機能の提供	当社が設置する電子メール情報蓄積装置を利用して電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行うことができる機能	基本額	5のメールアドレス利用ごとに	無料
		加算額	1のメールアドレス追加ごとに	100円(108円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。</p> <p>4 メールアドレスの数は、当社が別に定める数量の範囲内で追加することができます。</p> <p>5 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p>			

		<p>6 電子メール機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>7 IP通信網サービス契約者は、利用しているメールアドレスの変更を請求することができます。</p> <p>この場合、第4表(事務手数料等)第2(料金額)の(1)のエに規定する手数料を支払っていただきます。</p> <p>8 当社は、IP通信網サービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむをえない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。</p> <p>この場合、あらかじめそのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>9 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールを消去する場合があります。この場合、消去した電子メールの復元はできません。</p> <p>11 当社は、技術上、又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>12 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(10の規定により現に蓄積している情報の転送停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>							
<p>2 ホームページ開設機能の提供</p>	<p>当社が設置するホームページ情報蓄積装置上に、インターネット上への情報発信画面(以下ホームページといいます。)を作成できる機能</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="844 1245 994 1357">基本額</td> <td data-bbox="1002 1245 1166 1357">1のホームページアドレスごとに</td> <td data-bbox="1166 1245 1388 1357">300円(324円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="844 1357 994 1507">加算額</td> <td data-bbox="1002 1357 1166 1507">1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに</td> <td data-bbox="1166 1357 1388 1507">150円(162円)</td> </tr> </table>	基本額	1のホームページアドレスごとに	300円(324円)	加算額	1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	150円(162円)	
基本額	1のホームページアドレスごとに	300円(324円)							
加算額	1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	150円(162円)							
	<p>備考</p>	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のホームページに蓄積できるホームページの情報量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用する1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大40MBまで蓄積容量の追加を請求することができます。</p> <p>4 ホームページ開設機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>5 当社は、IP通信網サービス契約者回線について、IP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積しているホームページを消去する場合があります。この場合、消去したホームページの復元はできません。</p>							

		<p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>7 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>8 当社は、7の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>9 7 から 8 までの規定により、現にホームページとして蓄積されている情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのIP通信網サービス契約者にホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>11 当社が別に定めるIPアドレスの提供条件、又は利用可能なインターネットプロトコルの制限などにより、インターネット上のサービスを利用できないことがあります。</p> <p>12 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>13 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(5から8までの規定及び 10 の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>14 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>15 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>	
<p>3 パソコンセキュリティサービス機能の提供</p>	<p>右記に定めるウイルスの検知及び駆除又は削除ができる機能</p>	<p>ア マカフィー株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「マカフィーマルチデバイスセキュリティ」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの</p>	<p>基本料の料金額に含まれる。</p>

		イ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」および「パスワードマネージャー 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		
		ウ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	429 円 (463 円)
	備考	1 パソコンセキュリティサービス機能の提供に関しては、アまたはイのいずれかを提供するものとし、追加ライセンスを希望する場合、ウを提供するものとなります。		
4 リモートヘルプサービスの提供	右記に定める 電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポート	電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポートを、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	500 円 (540 円)
5 健康管理サービスの提供	健康管理等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	300 円 (324 円)
6 映像配信サービスの提供	映像配信に関する業務	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	利用料 1 申込ごとに	1,896 円 (2,047 円)
			利用料 1 申込ごとに	1,990 円 (2,149 円)
			プログラムガイド (オプション) 1 申込ごとに	334 円 (360 円)
	備考	1 映像配信サービスとタイプ1・カテゴリ2を同時利用することで、利用料の合算金額から 100 円 (108 円) 割引きます。		

7 故障対応時間の延長	故障対応について 24 時間年中無休で行うサービス	故障対応について、平日は 17:00～翌 9:00 ままで延長し、土曜日、日曜日および祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号））は 24 時間対応します。	1 申込ごとに	3,000 円(3,240 円)
-------------	---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	---------	------------------

(10)タイプAに係るもの

月額

区 分		単 位		料金額(税込額)
1 電子メール機能の提供	当社が設置する電子メール情報蓄積装置を利用して電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行うことができる機能	基本額	5のメールアドレス利用ごとに	無料
		加算額	1のメールアドレス追加ごとに	100 円(108 円)
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。</p> <p>4 メールアドレスの数は、当社が別に定める数量の範囲内で追加することができます。</p> <p>5 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 電子メール機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>7 IP通信網サービス契約者は、利用しているメールアドレスの変更を請求することができます。 この場合、第 4 表(事務手数料等)第 2(料金額)の (1)のエに規定する手数料を支払っていただきます。</p> <p>8 当社は、IP通信網サービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむをえない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p> <p>9 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールを消去する場合があります。この場合、消去した電子メールの復元はできません。</p>			

	<p>11 当社は、技術上、又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>12 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(10の規定により現に蓄積している情報の転送停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>								
2 ホームページ開設機能の提供	<table border="1"> <tr> <td>当社が設置するホームページ情報蓄積装置上に、インターネット上への情報発信画面(以下ホームページといいます。)を作成できる機能</td> <td>基本額</td> <td>1のホームページアドレスごとに</td> <td>300円(324円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加算額</td> <td>1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに</td> <td>150円(162円)</td> </tr> </table>	当社が設置するホームページ情報蓄積装置上に、インターネット上への情報発信画面(以下ホームページといいます。)を作成できる機能	基本額	1のホームページアドレスごとに	300円(324円)		加算額	1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	150円(162円)
当社が設置するホームページ情報蓄積装置上に、インターネット上への情報発信画面(以下ホームページといいます。)を作成できる機能	基本額	1のホームページアドレスごとに	300円(324円)						
	加算額	1のホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	150円(162円)						
備考	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとします。</p> <p>2 1のホームページに蓄積できるホームページの情報量は、当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者は、利用する1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大40MBまで蓄積容量の追加を請求することができます。</p> <p>4 ホームページ開設機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>5 当社は、IP通信網サービス契約者回線について、IP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積しているホームページを消去する場合があります。この場合、消去したホームページの復元はできません。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>7 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>8 当社は、7の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>9 7から8までの規定により、現にホームページとして蓄積されている情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>10 当社は、IP通信網サービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのIP通信網サービス契約者にホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことをIP通信網サービス契約者に通知します。</p>								

			<p>11 当社が別に定めるIPアドレスの提供条件、又は利用可能なインターネットプロトコルの制限などにより、インターネット上のサービスを利用できないことがあります。</p> <p>12 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは本機能を廃止することがあります。</p> <p>13 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(5から8までの規定及び10の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>14 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>15 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>	
<p>3 サーバホスティング機能の提供</p>	<p>当社が設置する電子メール及びホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積及び転送を行う機能</p>	<p>基本額</p>	<p>サーバホスティング 1機能ごとに</p>	<p>4,900円 (5,292円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 この機能は、1の契約者回線につき1のサーバホスティングを提供します。</p> <p>2 サーバホスティング1機能あたりの蓄積容量、電子メールアドレス数等は当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 IP通信網サービス契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当を行ったメールアドレスを使用するものも含まれます。)について、他の電気通信事業者から異議申立てがあり、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると認められたときは、当社が、そのIP通信網サービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>4 当社は、IP通信網サービス契約者回線についてIP通信網サービスの利用停止又は利用の一時中断があったときは、既に蓄積されている電子メールが消去される場合があります。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他IP通信網サービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>6 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、6の規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止されたIP通信網サービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのIP通信網サービス契約者に係るホームページ開設機能の利用の停止を行うことがあります。</p>			

		<p>8 当社の責めに帰さない理由で、本サービスを提供できなかった場合、当社はIP通信網サービス契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害及びそれに係わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。</p> <p>9 当社は、IP通信網サービス契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。</p>		
4 パソコンセキュリティサービス機能の提供	右記に定めるウイルスの検知及び駆除又は削除ができる機能	ア マカフィー株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「マカフィーマルチデバイスセキュリティ」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		基本料の料金額に含まれる。
		イ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」および「パスワードマネージャー 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		
		ウ トrendマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	429 円 (463 円)
備考	1 パソコンセキュリティサービス機能の提供に関しては、アまたはイのいずれかを提供するものとし、追加ライセンスを希望する場合、ウを提供するものとします。			
5 リモートヘルプサービスの提供	右記に定める電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポート	電話、遠隔によるパソコンまたはインターネットの基本操作、接続設定、活用方法等のサポートを、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	500 円 (540 円)
6 健康管理サービスの提供	健康管理等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	300 円 (324 円)
7 映像配信サービスの提供	映像配信に関する業務	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供	利用料 1 申込ごとに	1,896 円 (2,047 円)

		するもの	利用料 1申込ごとに	1,990 円(2,149 円)
			プログラムガイド (オプション) 1申込ごとに	334 円(360 円)
	備考	1 映像配信サービスとタイプ7を同時利用することで、利用料の合算金額から100 円(108 円)割引きます。		
8 日常生活トラブルサポートサービスの提供	日常生活で発生するトラブルのサポートサービス	ア KDDI株式会社が提供する「おうちプラン」を「おうち安心プラン」として当社を通じ提供するもの	1申込ごとに	410 円(442 円)
		イ KDDI株式会社が提供する個人賠償責任補償が付帯された「自転車プラン」を「自転車安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに	410 円(442 円)
		ウ ア、イをセットで「まとめて安心プラン」として当社を通じて提供するもの。	1申込ごとに	590 円(637 円)
9 詐欺対策サービス機能の提供	詐欺対策に関するサービス	BBソフトサービス株式会社が提供するソフトウェア「インターネットサギウォール」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	300 円(324 円)
10 迷惑電話サービス機能の提供	迷惑電話対策等に関するサービス	別に定める利用規約に基づき、当社を通じて提供するもの	LAN型	400 円(432 円)
			電話回線型	550 円(594 円)

第2表 回線接続装置等使用料

第1 適用

回線接続装置の適用については、第70条(回線接続装置の提供等)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
回線接続装置に係る料金の適用	当社は、その契約者回線の終端(利用回線に係るものを含まず)に回線接続装置を設置します。その場合、回線接続装置に係る料金額を適用します。但し、回線接続装置の利用の一時中断期間はこの限りではありません。

第2 回線接続装置使用料の額

1 有線アクセスサービスに係るもの

月額

区 分	単 位	料金額(税込額)
回線接続装置使用料	1台ごとに	500円(540円)
変復調装置使用料	1台ごとに	500円(540円)
集合型回線終端装置使用料	1回線ごとに	500円(540円)

2 (削除)

3 ビジネスVPNサービスに係るもの

月額

区 分	単 位	料金額(税込額)
回線接続装置使用料	1台ごとに	500円(540円)
変復調装置使用料	1台ごとに	500円(540円)

第3表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

IP通信網サービスに係る工事費の適用については、第85条(工事費の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

区分	内 容									
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、回線接続装置の設置等に係る工事及び契約者回線の解除に係る工事について、1の工事ごとに適用します。									
(2) 移転等の場合の工事費の適用	<p>ア 有線アクセスサービス契約者において、移転等の事由により、移設あるいは移転先で再開する際に係る工事費は、第3表第2の定めにかかわらず、次の額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1、コース2、コース3、コース4、コース5のプランA、コース6、コース7、コース8</td> <td>1の工事ごとに</td> <td>10,000円(10,800円)</td> </tr> <tr> <td>コース5のプランBまたはプランC</td> <td>1の工事ごとに</td> <td>7,000円(7,560円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ビジネスVPNサービスにおいて、移転等の工事費は、契約者回線の撤去に係る工事及び移転先の回線接続装置の設置等に係る工事について適用します。</p>	区分	単位	料金額(税込額)	コース1、コース2、コース3、コース4、コース5のプランA、コース6、コース7、コース8	1の工事ごとに	10,000円(10,800円)	コース5のプランBまたはプランC	1の工事ごとに	7,000円(7,560円)
区分	単位	料金額(税込額)								
コース1、コース2、コース3、コース4、コース5のプランA、コース6、コース7、コース8	1の工事ごとに	10,000円(10,800円)								
コース5のプランBまたはプランC	1の工事ごとに	7,000円(7,560円)								
(3) 工事費の適用区分	<p>ア 工事費の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 回線接続装置の設置等に係る工事</td> <td>回線接続装置の設置、クロージャークから回線接続装置まで間の電気通信設備に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 契約者回線等の解除に係る工事</td> <td>当社が提供する契約者回線等の解除の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 回線調整等に係る工事</td> <td> <p>利用回線について、西日本電信電話株式会社が回線調整(西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の利用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用し</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事費の区分	適用	(ア) 回線接続装置の設置等に係る工事	回線接続装置の設置、クロージャークから回線接続装置まで間の電気通信設備に適用します。	(イ) 契約者回線等の解除に係る工事	当社が提供する契約者回線等の解除の場合に適用します。	(ウ) 回線調整等に係る工事	<p>利用回線について、西日本電信電話株式会社が回線調整(西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の利用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用し</p>	
工事費の区分	適用									
(ア) 回線接続装置の設置等に係る工事	回線接続装置の設置、クロージャークから回線接続装置まで間の電気通信設備に適用します。									
(イ) 契約者回線等の解除に係る工事	当社が提供する契約者回線等の解除の場合に適用します。									
(ウ) 回線調整等に係る工事	<p>利用回線について、西日本電信電話株式会社が回線調整(西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の利用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用し</p>									

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>ます。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 保安器の変更に係る工事</td> <td>西日本電信電話株式会社が保安器の変更(回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。)を行った場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(オ)回線品目変更に係る工事</td> <td>交換設備等の設定および回線接続装置の設置または設定に適用します。</td> </tr> </table>		ます。	(エ) 保安器の変更に係る工事	西日本電信電話株式会社が保安器の変更(回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。)を行った場合に適用します。	(オ)回線品目変更に係る工事	交換設備等の設定および回線接続装置の設置または設定に適用します。
	ます。						
(エ) 保安器の変更に係る工事	西日本電信電話株式会社が保安器の変更(回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。)を行った場合に適用します。						
(オ)回線品目変更に係る工事	交換設備等の設定および回線接続装置の設置または設定に適用します。						
(4) 工事費の減額適用	ア 当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						
(5)分割した工事費の適用	<p>ア 当社は、有線アクセスサービスのコース1、コース5、コース6、コース7またはコース8に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の回線接続装置の設置等に係る工事に関する費用を35回に分割した費用(以下「分割支払金」といいます。)を適用(以下「分割支払い」といいます。)します。なお、回線接続装置の設置等に係る工事における特別な工事を要する場合で、その工事に要した費用については、この限りではない。</p> <p>(1) 分割支払いの期間は、その工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から35ヶ月後の料金月までとします。</p> <p>(2) 分割支払いの期間において、そのIP通信網契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、IP通信網契約者はその契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 分割支払いの請求をした者がそのIP通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(4) その他当社が不相当と判断したとき。</p> <p>ウ 分割支払いに係るIP通信網契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(1) 分割支払いに係る契約者回線について、そのIP通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合であって、IP通信網契約者が分割支払金</p>						

	<p>の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。</p> <p>① 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>② 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p>
備考	同一利用場所における契約者回線の移設等に伴い工事を要する場合には、原則その工事に要した費用を支払っていただきます。

2 工事費の額

ア. 有線アクセスサービスに係るもの

区 分		単 位	工事費の額 (税込額)
(1) 回線接続装置の設置等に係る工事	コース1、コース5、コース6、コース7またはコース8に係る回線接続装置の場合	1の工事ごとに	35,000 円 (37,800 円)
	コース2またはコース4に係る回線接続装置の場合	1の工事ごとに	22,000 円 (23,760 円)
	変復調装置の場合	1の工事ごとに	21,000 円 (22,680 円)
	集合型回線終端装置の場合	1の工事ごとに	21,000 円 (22,680 円)
(2) 契約者回線等の解除に係る工事	契約者回線等を残置する場合	回線接続装置の場合	1の工事ごとに 0 円 (0 円)
		変復調装置の場合	1の工事ごとに 0 円 (0 円)
		集合型回線終端装置の場合	1の工事ごとに 0 円 (0 円)
	契約者回線等を撤去する場合	回線接続装置の場合	1の工事ごとに 別に定める実費
		変復調装置の場合	1の工事ごとに 別に定める実費
		集合型回線終端装置の場合	1の工事ごとに 別に定める実費
(3) 回線品目変更に係る工事		1の工事ごとに	7,000 円 (7,560 円)
備考			
1 上記工事に伴い特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。			
2 契約者回線等を残置する場合でも、当社設備の保守又は工事上やむを得ない理由等により当社が契約者回線等を撤去する場合があります。			
3 コース 8 のプランE、プランF、プランGに係る回線接続装置の場合、回線接続装置設置等に係る工事費の支払いは要しない。			

イ. (削除)

ウ. ビジネスVPNサービスに係るもの

区 分		単 位	工事費の額 (税込額)
(1) 回線接続装置の設置等に係る工事	回線接続装置の場合	1の工事ごとに	22,000 円(23,760 円)
	削除		
(2)ビジネスVPN装置の設置等に係る工事		1の工事ごとに	25,000 円(27,000 円)
(3)グループVPN機能に係る工事	新設の場合	1の工事ごとに	50,000 円(54,000 円)
	アクセス回線の追加等の場合	1の工事ごとに	10,000 円(10,800 円)
(4)付加機能に係る工事	インターネットアクセス利用機能		1の工事ごとに 25,000 円(27,000 円)
	スタティックルータ設定機能	新設の場合	1の工事ごとに 10,000 円(10,800 円)
		変更の場合	1の工事ごとに 10,000 円(10,800 円)
	複数ネットワーク接続機能		1の工事ごとに 2,500 円(2,700 円)
	接続ネットワーク相互間の通信を規制する場合の加算		1の工事ごとに 1,500 円(1,620 円)
	DHCP リレー設定機能		1の工事ごとに 5,000 円(5,400 円)
	VPN装置カスタマイズ機能	オンサイト保守設定工事費	1の工事ごとに 45,000 円(48,600 円)
		センodback保守設定工事費	1の工事ごとに 45,000 円(48,600 円)
		コールドスタンバイ設定工事費	1のVPN装置ごとに 36,000 円(38,880 円)
	インターネット接続機能	ファイアウォール設定工事	1の工事ごとに 20,000 円(21,600 円)
VPN装置設定工事		1のVPN装置ごとに 2,000 円(2,160 円)	
備考			
1 上記工事に伴い特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。			
2 上記工事は IP 通信網サービス取扱所の営業時間において行うものとします。			

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第86条(線路設置費の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア IP通信網サービス契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにIP通信網サービス契約を締結して、その場所でIP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</div> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額</div> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 14%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)</div> </td> </tr> </table> <p>イ IP通信網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更後の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</div> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更前の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</div> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 14%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)</div> </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</div>	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額</div>	=	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更後の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</div>	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更前の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</div>	=	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</div>	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額</div>	=	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)</div>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更後の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</div>	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更前の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額</div>	=	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)</div>							

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路 100m までごとに

区 分	線路設置費の額 (税込額)
線路設置費	78,000 円 (84,240 円)

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第87条(設備費の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

2 設備費の額

区 分	設備費の額
設備費の額	別に算定する実費

第4表 事務手数料等

第1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 事務手数料に係る料金の適用	<p>ア IP通信網サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。ただし、コース9またはコース10は除きます。</p> <p>イ IP通信網サービス契約者からの請求により、そのIP通信網サービス契約の種類または品目等の変更を行う場合には、2(料金額)に規定する変更事務手数料の支払いを要します。</p> <p>ウ IP通信網サービス契約者からの請求により、IP通信網サービス契約(有線アクセスサービスに限ります。)の利用の一時中断を行う場合は、IP通信網サービス契約者は2(料金額)に規定する一時中断手数料の支払いを要します。</p> <p>エ IP通信網サービス契約者からの請求により、付加機能の内容の変更を行う場合は、IP通信網サービス契約者は2(料金額)に規定する登録変更手数料の支払いを要します。</p> <p>オ IP通信網サービス契約者からの請求により、当社のDNS等の設定又はJPN IC及びJPRSへの代行申請等を行う場合は、2(料金額)に規定するDNS設定手数料、ドメイン名申請手数料又はその他手数料の支払いを要します。</p> <p>カ 有線アクセスサービス契約者から一時中断の解除の申し出を受け、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。</p> <p>キ IP通信網サービス契約者からの請求により、そのIP通信網サービスに関する料金の請求書または口座振替のお知らせなど(以下、料金請求書等といいます。)の発行を受けたときは、2(料金額)に規定する料金請求書等発行手数料の支払いを要します。</p> <p>ク IP通信網サービス契約者からの請求により、そのIP通信網サービスに関する料金の支払証明書または内訳明細書など(以下、支払証明書等といいます。)の発行を受けたときは、2(料金額)に規定する支払証明書等発行手数料の支払いを要します。</p> <p>ケ IP通信網サービス契約者からの請求により、そのIP通信網サービスに関する登録内容確認書および設定作業解説書など(以下、登録内容確認書等といいます。)の再発行を受けたときは、2(料金額)に規定する登録内容確認書等再発行手数料の支払いを要します。</p> <p>コ 光ネット無線ブロードバンドルータの契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。</p>
(2) 事務手数料の適用除外又は減額等	<p>ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。</p> <p>イ 当社は、(1)事務手数料に係る料金の適用キおよびクで規定する内容について、法人の契約者には2(料金額)に規定する料金の適用を除外します。</p> <p>ウ 当社は、(1)事務手数料に係る料金の適用イで規定する内容について、ビジネスVPNサービス契約者には2(料金額)に規定する料金の適用を除外します。</p>

(3)ADSL接続申込手数料に係る料金の適用	ア ADSLアクセスサービス契約の申込みをし、その承諾を西日本電信電話会社から受けたときに適用します。						
(4)ADSL変更手数料に係る料金の適用	ア ADSLアクセスサービスの変復調装置の変更、契約者回線の移転、及び品目の変更を行ったときに適用します。						
(5)分割した事務手数料の適用	<p>ア 当社は、有線アクセスサービスのコース1、コース5、コース6、コース7またはコース8に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線のサービス開始に伴う事務手数料を次表のとおり分割した費用(以下「分割支払金」といいます。)を適用(以下「分割支払い」といいます。)します。</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" data-bbox="475 705 1369 990"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 705 922 745">支払回数</th> <th data-bbox="922 705 1369 745">分割支払金(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 745 922 866">回線接続装置の設置等に係る工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降の34回</td> <td data-bbox="922 745 1369 866">80円(86.4円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 866 922 990">35回目または分割支払い期間満了前に一括支払いを請求した場合</td> <td data-bbox="922 866 1369 990">サービス開始に伴う事務手数料と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 分割支払いの期間は、サービスを開始した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から35ヶ月後の料金月までとします。</p> <p>(2) 分割支払いの期間において、そのIP通信網契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、IP通信網契約者はその契約者回線のサービス開始に伴う事務手数料と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 分割支払いの請求をした者がそのIP通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(4) その他当社が不相当と判断したとき。</p> <p>ウ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。</p> <p>この場合において、当社がそのIP通信網契約者へ35回目に請求する分割支払金は、サービス開始に伴う事務手数料と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。</p> <p>エ 分割支払いに係るIP通信網契約者は、次のいずれかの事由に該当したとき</p>	支払回数	分割支払金(税込額)	回線接続装置の設置等に係る工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降の34回	80円(86.4円)	35回目または分割支払い期間満了前に一括支払いを請求した場合	サービス開始に伴う事務手数料と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額
支払回数	分割支払金(税込額)						
回線接続装置の設置等に係る工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降の34回	80円(86.4円)						
35回目または分割支払い期間満了前に一括支払いを請求した場合	サービス開始に伴う事務手数料と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額						

	<p>は、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(1) 分割支払いに係る契約者回線について、そのIP通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合であって、IP通信網契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。</p> <p>① 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>② 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2 料金額

(1) 契約事務手続きに係るもの

種 別		単 位	料金額 (税込額)
ア 契約事務手数料		1契約ごとに	3,000 円(3,240 円)
イ 変更事務手数料		1変更ごとに	3,000 円(3,240 円)
ウ 一時中断手数料		1請求ごとに	5,000 円(5,400 円)
エ 付加機能登録変更手数料	メールアドレスの変更に係わるもの	1設定ごとに	500 円(540 円)
	リモートヘルプサービスの登録に係わるもの	1設定ごとに	1,000 円(1,080 円)
	パソコンセキュリティサービス機能の変更に係わるもの	1設定ごとに	3,000 円(3,240 円)
オ ADSL接続申込手数料		1設定ごとに	800 円(864 円)
カ ADSL変更手数料	変復調装置の変更に係わるもの	1変更ごとに	2,000 円(2,160 円)
	契約者回線の移転に係わるもの	1変更ごとに	2,300 円(2,484 円)
	品目の変更に係わるもの	1変更ごとに	2,000 円(2,160 円)

(2) DNS等の設定に係るもの

種 別	区 分	単 位	料金額 (税込額)
ア DNS 設定手数料	当社のDNS環境に、IP通信網サービス契約者のDNSを設定又は変更することが必要となる場合	1ドメイン名ごとに	10,000 円(10,800 円)

(3) ドメイン名申請手続きに係るもの

種 別	区 分	単 位	料金額 (税込額)
-----	-----	-----	-----------

ア ドメイン名申請手数料	ドメイン名に係るJPRSへの代行申請手数料	1ドメイン名新規および追加申請ごと	6,000 円 (6,480 円)
--------------	-----------------------	-------------------	-------------------

(4)ドメイン指定事業者変更にかかるもの

種 別	区分	単 位	料金額料 (税込額)
ア ドメイン指定事業者変更手数料	ドメイン名に係るJPNIC及びJPRSへの指定事業者変更申請手数料	1ドメイン名変更申請ごと	6,000 円 (6,480 円)

(5)ドメイン名保守手数料にかかるもの

月額

種 別	区分	単 位	料金額 (税込額)
ア ドメイン名保守手数料	-	1ドメイン名ごと	500 円 (540 円)

(6)IPアドレス割当申請手数料にかかるもの

種 別	区分	単 位	料金額 (税込額)
ア IPアドレス申請手数料	IPアドレス割当てに係るJPNICへの代行申請手数料	1新規ごと	1,000 円 (1,080 円)

(7)附帯サービスに係るもの

種 別	単 位	料金額 (税込額)
ア 料金請求書等発行手数料	1送付ごと	100 円 (108 円)
イ 支払証明書等発行手数料	1送付ごと	200 円 (216 円)
ウ 登録内容確認書等再発行手数料	1送付ごと	別に定める実費相当額

附 則(平成 19 年 10 月 1 日営企 57 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 17 年 2 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間に有線アクセスサービスコース 1 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 12 ヶ月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの) 2 料金額 2-1 基本料に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額 (税込額)
100Mbps	コース 1	3,400 円(3,570 円)

3 平成 17 年 2 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間に有線アクセスサービスコース 1 およびコース 5 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスに係る回線接続装置の設置等に係る工事費について、料金表第 3 表(工事に関する費用) 2 工事費の額ア回線接続装置の設置等に係る工事に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分	単 位	工事費の額 (税込額)
(1)回線接続装置の設置等に係る工事	1 の工事ごとに	0 円(0 円)

4 平成 17 年 6 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間に ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 12 ヶ月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 3(ADSL アクセスサービスに係るもの) 2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額(税込額)	
	その ADSL アクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	その ADSL アクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	886 円(930 円)	2,178 円(2,286 円)
12Mbps	1,056 円(1,108 円)	2,348 円(2,464 円)
24Mbps	1,256 円(1,318 円)	2,548 円(2,674 円)
40Mbps	2,305 円(2,420 円)	3,597 円(3,776 円)

5 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者が、有線アクセスサービス又は ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込みを平成 17 年 11 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終

端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、本附則第2項、第3項、第4項(経過措置)の規定を適用しません。

6 平成18年2月1日から平成19年10月31日までの間にADSLアクセスサービスに係るIP通信網契約および当社のアステル電話サービス(MEGA EGG64)契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、同契約の解除を前提とし、新たに有線アクセスサービスコース1に係るIP通信網契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額(税込額)
100Mbps	コース1	2,500円(2,625円)

7 平成18年2月1日から平成19年10月31日までの間にADSLアクセスサービスに係るIP通信網契約および当社のアステル電話サービス(MEGA EGG64)契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、同契約の解除を前提とし、新たに有線アクセスサービスコース5に係るIP通信網契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する額から、次表に規定する料金額を減額し適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額(税込額)
100Mbps	コース5	800円(840円)

8 平成18年6月1日から平成19年10月31日までの間に有線アクセスサービスコース1およびコース5に係るIP通信網契約の申込みする新たな契約者(以下「新契約者」といいます。)を、有線アクセスサービス契約者(コース1、コース5に限ります。)又はADSLアクセスサービス契約者(以下「既契約者」といいます。)が紹介し、当社が新契約者の申込みを承諾した場合は、新契約者のIP通信網サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から起算して12ヶ月間の既契約者のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料又は、料金表第1表(料金)第2(ADSLアクセスサービスに係るもの)2料金額に規定する額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、本附則の料金額を適用している既契約者については、その適用している料金額が終了する翌月から本項を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額(税込額)
100Mbps	コース1	1,400円(1,470円)
100Mbps	コース5	1,000円(1,050円)

1契約者回線ごとに月額

品目	料金額(税込額)	
	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき

1Mbps	1,000 円(1,050 円)	1,000 円(1,050 円)
12Mbps	1,000 円(1,050 円)	1,000 円(1,050 円)
24Mbps	1,000 円(1,050 円)	1,000 円(1,050 円)
40Mbps	1,000 円(1,050 円)	1,000 円(1,050 円)

9 本附則の第 8 項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみの適用とします。

附 則(平成 19 年 10 月 24 日 営企第 76 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

(その他)

2 営企第 57 号(平成 19 年 10 月 1 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 17 年 2 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間」を「平成 17 年 2 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

3 平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間に有線アクセスサービスコース 1 およびコース 5 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスに係る回線接続装置の設置等に係る工事費について、料金表第 3 表(工事に関する費用) 2 工事費の額ア回線接続装置の設置等に係る工事に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分		単 位	工事費の額(税込額)
(1) 回線接続 装置の設置 等に係る工事	回線接続装置の場合	1の工事ごとに	7,000 円(7,350 円)
	変復調装置の場合	1の工事ごとに	2,000 円(2,100 円)
	集合型回線終端装置の場合	1の工事ごとに	2,000 円(2,100 円)

4 営企第 57 号(平成 19 年 10 月 1 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 17 年 6 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間」を「平成 17 年 6 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

5 営企第 57 号(平成 19 年 10 月 1 日)の附則第 5 項(経過措置)中「平成 17 年 11 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間」を「平成 17 年 11 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

6 営企第 57 号(平成 19 年 10 月 1 日)の附則第 8 項(経過措置)中「平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間」を「平成 18 年 6 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

7 本附則の第 6 項(経過措置)は、1の既契約者につき 1 回のみの適用とします。

附 則(平成 20 年 1 月 22 日 営企第 117 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

(その他)

2 営企第 57 号(平成 19 年 10 月 1 日)の附則第 2 項、第 3 項(経過措置)中「平成 17 年 2 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間」を「平成 17 年 2 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

3 営企第 76 号(平成 19 年 10 月 24 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間」を「平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

4 営企第 57 号(平成 19 年 10 月 1 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 17 年 6 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間」を「平成 17 年 6 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

5 営企第 57 号(平成 19 年 10 月 1 日)の附則第 5 項(経過措置)中「平成 17 年 11 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間」を「平成 17 年 11 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

6 営企第 57 号(平成 19 年 10 月 1 日)の附則第 8 項(経過措置)中「平成 18 年 6 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間」を「平成 18 年 6 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

7 本附則の第 6 項(経過措置)は、1の既契約者につき 1 回のみ適用とします。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日営企第140号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(その他)

2 平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 12 ヶ月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 3(ADSL アクセスサービスに係るもの)2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額(税込額)	
	その ADSL アクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	その ADSL アクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	874 円(917 円)	2,168 円(2,276 円)
12Mbps	1,044 円(1,095 円)	2,338 円(2,454 円)
24Mbps	1,243 円(1,305 円)	2,538 円(2,664 円)
40Mbps	2,293 円(2,407 円)	3,587 円(3,766 円)

附 則(平成 20 年 5 月 7 日営企第 11 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 5 月 7 日から実施します。

附 則(平成 20 年 5 月 22 日 営企第 15 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 6 月 1 日から実施します。

(その他)

- 2 平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間に有線アクセスサービスコース1に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して12 ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額 (税込額)
100Mbps	コース1 のカテゴリー 1	3,400 円 (3,570 円)
100Mbps	コース1 のカテゴリー 2	3,900 円 (4,095 円)

- 3 平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース1およびコース5のカテゴリー1・カテゴリー2に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスに係る回線接続装置の設置等に係る工事費について、料金表第3表(工事に関する費用)2工事費の額ア回線接続装置の設置等に係る工事に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分		単 位	工事費の額(税込額)
(1) 回線接続装置の設置等に係る工事	回線接続装置の場合	1の工事ごとに	7,000 円 (7,350 円)
	変復調装置の場合	1の工事ごとに	2,000 円 (2,100 円)
	集合型回線終端装置の場合	1の工事ごとに	2,000 円 (2,100 円)

- 4 営企第 140 号(平成 20 年 3 月 18 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間」を「平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間」に改めます。

- 5 営企第 117 号(平成 20 年 1 月 22 日)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 17 年 6 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間」を「平成 17 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間」に改めます。

- 6 平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース1およびコース5に係るIP通信網契約の申込みする新たな契約者(以下「新契約者」といいます。)を、有線アクセスサービス契約者(コース1およびコース5に限ります。)又はADSLアクセスサービス契約者(以下「既契約者」といいます。)が紹介し、当社が新契約者の申込みを承諾した場合は、新契約者のIP通信網サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から起算して12 ヶ月間の既契約者のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)2 料金額 2-1 基本料又は、料金表第 1 表(料金)第 2(ADSLアクセスサービスに係るもの)2 料金額に規定する額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、本附則の料金額を適用している既契約者

については、その適用している料金額が終了する翌月から本項を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額 (税込額)
100Mbps	コース 1	カテゴリー 1	1,400 円 (1,470 円)
		カテゴリー 2	1,400 円 (1,470 円)
100Mbps	コース 5	カテゴリー 1	1,000 円 (1,050 円)
		カテゴリー 2	1,000 円 (1,050 円)

1契約者回線ごとに月額

品目	料金額 (税込額)	
	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)
12Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)
24Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)
40Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)

7 本附則の第 6 項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみの適用とします。

附 則(平成 20 年 8 月 28 日 IN 事第 65 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 31日から実施します。

附 則(平成 20 年 10 月 27 日 IN 事第 136 号)

(実施期日)1 この改正規定は、平成 20 年 11 月 1日から実施します。

(その他)

2 営企第 15 号(平成 20 年 5 月 22 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間」を「平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日までの間」に改めます

3 平成 20 年 11 月 1日から平成 21 年 1 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース 1 およびコース 5 のカテゴリー 1・カテゴリー 2 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスに係る回線接続装置の設置等に係る工事費について、料金表第 3 表(工事に関する費用)2 工事費の額ア回線接続装置の設置等に係る工事に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

	区 分	単 位	工事費の額(税込額)
(1) 回線接続 装置の設置 等に係る工事	回線接続装置の場合	1の工事ごとに	0円(0円)
	変復調装置の場合	1の工事ごとに	0円(0円)
	集合型回線終端装置の場合	1の工事ごとに	0円(0円)

4 営企第140号(平成20年3月18日)の附則第2項(経過措置)中「平成20年4月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年4月1日から平成21年1月31日までの間」に改めます。

5 営企第117号(平成20年1月22日)の附則第4項(経過措置)中「平成17年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成17年6月1日から平成21年1月31日までの間」に改めます。

6 営企第15号(平成20年5月22日)の附則第6項(経過措置)中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成21年1月31日までの間」に改めます

7 本附則の第6項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみの適用とします。

附 則(平成21年1月28日 IN 事第260号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(その他)

2 営企第15号(平成20年5月22日)の附則第2項(経過措置)中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間」に改めます。

3 IN 事第136号(平成20年10月27日)の附則第3項(経過措置)中「平成20年11月1日から平成21年1月31日までの間」を「平成20年11月1日から平成21年5月31日までの間」に改めます。

4 営企第140号(平成20年3月18日)の附則第2項(経過措置)中「平成20年4月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年4月1日から平成21年5月31日までの間」に改めます。

5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又はADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくはADSLアクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項、第4項(経過措置)の規定を適用しません。

6 営企第 15 号(平成 20 年 5 月 22 日)の附則第 6 項(経過措置)中「平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間」を「平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間」に改めます

7 本附則の第 6 項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみ適用とします

附 則(平成 21 年 3 月 30 日 IN 事第 367 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

(その他)

2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間に ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 12 ヶ月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 3(ADSL アクセスサービスに係るもの)2 料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額(税込額)	
	その ADSL アクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	その ADSL アクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	869 円(912 円)	2,163 円(2,270 円)
12Mbps	1,039 円(1,090 円)	2,333 円(2,448 円)
24Mbps	1,238 円(1,300 円)	2,533 円(2,658 円)
40Mbps	2,288 円(2,402 円)	3,582 円(3,760 円)

附 則(平成 21 年 5 月 25 日イ企第 30 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

(その他)

2 営企第 15 号(平成 20 年 5 月 22 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間」を「平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

3 IN 事第 136 号(平成 20 年 10 月 27 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日までの間」を「平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

4 IN 事第 367 号(平成 21 年 3 月 30 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間」を「平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又はADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくはADSLアクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項、第4項(経過措置)の規定を適用しません。

6 営企第15号(平成20年5月22日)の附則第6項(経過措置)中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成21年9月30日までの間」に改めます。

7 本附則の第6項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみ適用とします。

8 平成21年6月1日から平成21年7月31日までの間に有線アクセスサービスのコース1またはコース5のカテゴリー1に係るIP通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、有線アクセスサービスのコース1またはコース5のカテゴリー2に係るIP通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する額から、次表に規定する料金額を減額し適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額(税込額)
100Mbps	コース1のカテゴリー2	500円(525円)
	コース5のカテゴリー2	500円(525円)

附 則(平成21年9月25日イ企第151号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(その他)

2 営企第15号(平成20年5月22日)の附則第2項(経過措置)中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成21年11月30日までの間」に改めます。

3 IN事第136号(平成20年10月27日)の附則第3項(経過措置)中「平成20年11月1日から平成21年1月31日までの間」を「平成20年11月1日から平成21年11月30日までの間」に改めます。

4 IN事第367号(平成21年3月30日)の附則第2項(経過措置)中「平成21年4月1日から平成21年5月31日までの間」を「平成21年4月1日から平成21年11月30日までの間」に改めます。

5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又

はADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー（有線アクセスサービスもしくはADSLアクセスサービスをいいます。）と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み（同一世帯かつ別名義を含む。）を平成21年6月1日から平成21年11月30日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項、第4項（経過措置）の規定を適用しません。

6 営企第15号（平成20年5月22日）の附則第6項（経過措置）中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成21年11月30日までの間」に改めます。

7 本附則の第6項（経過措置）は、1の既契約者につき1回のみの適用とします。

附 則（平成21年11月25日イ企第218号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

（その他）

2 営企第15号（平成20年5月22日）の附則第2項（経過措置）中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成22年5月31日までの間」に改めます。

3 IN事第136号（平成20年10月27日）の附則第3項（経過措置）中「平成20年11月1日から平成21年1月31日までの間」を「平成20年11月1日から平成22年5月31日までの間」に改めます。

4 IN事第367号（平成20年3月30日）の附則第2項（経過措置）中「平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間」を「平成20年4月1日から平成22年5月31日までの間」に改めます。

5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者（同一世帯かつ別名義を含む。）が、有線アクセスサービス又はADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー（有線アクセスサービスもしくはADSLアクセスサービスをいいます。）と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み（同一世帯かつ別名義を含む。）を平成21年6月1日から平成22年5月31日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項、第4項（経過措置）の規定を適用しません。

6 営企第15号（平成20年5月22日）の附則第6項（経過措置）中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成22年5月31日までの間」に改めます。

7 本附則の第6項（経過措置）は、1の既契約者につき1回のみの適用とします。

附 則（平成22年1月19日イ企第296号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年1月25日から実施します。

附 則(平成 22 年 3 月 3 日イ企第 381 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年3月10日から実施します。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日イ企 399 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(その他)

2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間にADSLアクセスサービスに係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して 12 ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第3(ADSLアクセスサービスに係るもの)2料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品 目	料金額(税込額)	
	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	869 円(912 円)	2,176 円(2,284 円)
12Mbps	1,039 円(1,090 円)	2,345 円(2,462 円)
24Mbps	1,238 円(1,300 円)	2,545 円(2,672 円)
40Mbps	2,288 円(2,402 円)	3,595 円(3,774 円)

附 則(平成 22 年 3 月 19 日イ企 414 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(その他)

2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース1またはコース 5 のカテゴリ1に係るIP通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、有線アクセスサービスのコース1またはコース 5 のカテゴリ2 に係るIP通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して 6 ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する額から、次表に規定する料金額を減額し適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額(税込額)
----	----	----------

100Mbps	コース1 のカテゴリ 2	500 円 (525 円)
	コース5 のカテゴリ 2	500 円 (525 円)

附 則(平成 22 年 5 月 25 日イ企第 53 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

(その他)

- 2 イ企第 218 号(平成 21 年 11 月 25 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 20 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間」を「平成 20 年 6 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 イ企第 218 号(平成 21 年 11 月 25 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間」を「平成 20 年 11 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 イ企第 399 号(平成 22 年 3 月 12 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 22 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間」を「平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又は ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 6 イ企第 218 号(平成 21 年 11 月 25 日)の附則第 6 項(経過措置)中「平成 20 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間」を「平成 20 年 6 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 本附則の第 6 項(経過措置)は、1 の既契約者につき 1 回のみの適用とします。

附 則(平成 22 年 7 月 27 日イ企-第 135 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。

(その他)

- 2 平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に有線アクセスサービスコース 1 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 12 ヶ月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 (有線アクセスサービスに係るもの) 2 料金額 2-1 基本料に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額 (税込額)
100Mbps	コース1 のカテゴリ 1	3,400 円 (3,570 円)
100Mbps	コース1 のカテゴリ 2	3,900 円 (4,095 円)
100Mbps	コース1 のカテゴリ 3	4,381 円 (4,600 円)

3 平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に有線アクセスサービスのコース1およびコース5 のカテゴリ 1・カテゴリ 2・カテゴリ 3 に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスに係る回線接続装置の設置等に係る工事費について、料金表第3表(工事に関する費用)2工事費の額ア回線接続装置の設置等に係る工事に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分	単 位	工事費の額(税込額)
(1) 回線接続装置の設置等に係る工事	回線接続装置の場合	1の工事ごとに 0 円(0 円)
	変復調装置の場合	1の工事ごとに 0 円(0 円)
	集合型回線終端装置の場合	1の工事ごとに 0 円(0 円)

4 イ企第 399 号(平成 22 年 3 月 12 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 22 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間」を「平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」に改めます。

5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又はADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項(経過措置)の規定を適用しません。

6 平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース1およびコース 5 に係るIP通信網契約の申込みする新たな契約者(以下「新契約者」といいます。)を、有線アクセスサービス契約者(コース1およびコース5に限ります。)又はADSLアクセスサービス契約者(以下「既契約者」といいます。)が紹介し、当社が新契約者の申込みを承諾した場合は、新契約者のIP通信網サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から起算して12 ヶ月間の既契約者のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)2 料金額 2-1 基本料又は、料金表第 1 表(料金)第 2(ADSLアクセスサービスに係るもの)2 料金額に規定する額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、本附則の料金額を適用している既契約者については、その適用している料金額が終了する翌月から本項を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額 (税込額)
100Mbps	コース 1	カテゴリ 1	1,400 円 (1,470 円)
		カテゴリ 2	1,400 円 (1,470 円)

		カテゴリー 3	1,400 円 (1,470 円)
100Mbps	コース 5	カテゴリー 1	1,000 円 (1,050 円)
		カテゴリー 2	1,000 円 (1,050 円)
		カテゴリー 3	1,000 円 (1,050 円)

1契約者回線ごとに月額

品 目	料金額(税込額)	
	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)
12Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)
24Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)
40Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)

7 本附則の第6項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみの適用とします。

附 則(平成22年8月19日イ企第166号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(その他)

2 平成22年9月1日から平成22年11月30日までの間に、有線アクセスサービスに係わるIP通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、当社が提供する契約者回線の設置場所の住所が変わる移転の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、移転に係わる工事費について、第2料金表第3表(工事に関する費用)第1工事費1適用(2)移転等の場合の工事費の適用に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区分	単位	料金額(税込額)
コース1, 2, 3, 4, 5のプランA	1の工事ごとに	0円(0円)
コース5のプランB, C	1の工事ごとに	0円(0円)

附 則(平成22年11月24日イ企第288号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

(その他)

2 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの間に有線アクセスサービスコース1に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する額に代えて、次表に規定する

料金額を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額(税込額)
100Mbps	コース1のカテゴリー1	3,400円(3,570円)
100Mbps	コース1のカテゴリー2	3,400円(3,570円)
100Mbps	コース1のカテゴリー3	3,881円(4,075円)

- 3 イ企第135号(平成22年7月27日)の附則第3項(経過措置)中「平成22年8月1日から平成22年11月20日までの間」を「平成22年8月1日から平成23年2月28日までの間」に改めます。
- 4 イ企第399号(平成22年3月12日)の附則第2項(経過措置)中「平成22年4月1日から平成20年5月31日までの間」を「平成22年4月1日から平成23年2月28日までの間」に改めます。
- 5 イ企第135号(平成22年7月27日)の附則第5項(経過措置)中「平成21年6月1日から平成22年11月30日までの間」を「平成21年6月1日から平成23年2月28日までの間」に改めます。
- 6 イ企第135号(平成22年7月27日)の附則第6項(経過措置)中「平成20年6月1日から平成22年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成23年2月28日までの間」に改めます。
- 7 本附則の第6項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみ適用とします。
- 8 イ企第166号(平成22年8月19日)の附則第2項(経過措置)中「平成22年9月1日から平成22年11月30日までの間」を「平成22年9月1日から平成23年2月28日までの間」に改めます。

附 則(平成23年2月24日イ企第412号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

(その他)

- 2 イ企第288号(平成22年11月24日)の附則第2項(経過措置)中「平成22年12月1日から平成23年2月28日までの間」を「平成22年12月1日から平成23年5月31日までの間」に改めます。
- 3 イ企第135号(平成22年7月27日)の附則第3項(経過措置)中「平成22年8月1日から平成22年11月30日までの間」を「平成22年8月1日から平成23年5月31日までの間」に改めます。
- 4 イ企第399号(平成22年3月12日)の附則第2項(経過措置)中「平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間」を「平成22年4月1日から平成23年5月31日までの間」に改めます。
- 5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又はADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契

約中または解除を行ったメニュー（有線アクセスサービスもしくはADSLアクセスサービスをいいます。）と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み（同一世帯かつ別名義を含む。）を平成23年3月1日から平成23年5月31日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項、第4項（経過措置）の規定を適用しません。

6 イ企第135号(平成22年7月27日)の附則第6項(経過措置)中「平成20年6月1日から平成20年10月31日までの間」を「平成20年6月1日から平成23年5月31日までの間」に改めます。

7 本附則の第6項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみ適用とします。

8 イ企第166号(平成22年8月19日)の附則第2項(経過措置)中「平成22年9月1日から平成22年11月30日までの間」を「平成22年9月1日から平成23年5月31日までの間」に改めます。

附 則(平成23年3月30日 イ企第462号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(その他)

2 イ企第412号(平成23年2月24日)の附則第4項(経過措置)中「平成22年4月1日から平成23年5月31日までの間」を「平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間」に改めます。

3 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間にADSLアクセスサービスに係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して12ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第2(ADSLアクセスサービスに係るもの)2料金額に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品 目	料金額(税込額)	
	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	866 円(909 円)	2,128 円(2,234 円)
12Mbps	1,036 円(1,087 円)	2,297 円(2,412 円)
24Mbps	1,235 円(1,297 円)	2,497 円(2,622 円)
40Mbps	2,285 円(2,399 円)	3,547 円(3,724 円)

附 則(平成23年5月20日イ企第47号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

(その他)

- 2 イ企第 288 号(平成 22 年 11 月 24 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日までの間」を「平成 22 年 12 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 イ企第 135 号(平成 22 年 7 月 27 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 4 イ企第 462 号(平成 23 年 3 月 30 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までの間」を「平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又は ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 6 イ企第 135 号(平成 22 年 7 月 27 日)の附則第 6 項(経過措置)中「平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間」を「平成 20 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 本附則の第 6 項(経過措置)は、1 の既契約者につき 1 回のみ適用とします。
- 8 イ企第 166 号(平成 22 年 8 月 19 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 22 年 9 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間」に改めます。
- 9 平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの間に、有線アクセスサービスのコース 1 またはコース 5 のカテゴリ 1 に係る IP 通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、有線アクセスサービスのコース 1 またはコース 5 の、カテゴリ 2 またはカテゴリ 3 に係る IP 通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合、および有線アクセスサービスのコース 1 またはコース 5 のカテゴリ 2 に係る IP 通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、有線アクセスサービスのコース 1 またはコース 5 のカテゴリ 3 に係る IP 通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 6 箇月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1 (有線アクセスサービスに係るもの) 2 料金額 2-1 基本料に規定する額から、次表に規定する料金額を減額し適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)
100Mbps	コース 1	カテゴリ 2	500 円(525 円)
		カテゴリ 3	500 円(525 円)
100Mbps	コース 5	カテゴリ 2	500 円(525 円)
		カテゴリ 3	500 円(525 円)

附 則(平成 23 年 7 月 8 日 コ企第 8 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 7 月 12 日から実施します。ただし、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)1適用(13)複数年利用の申出に係る料金の適用(複数年契約割引)については、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 23 年 7 月 27 日コ企第 30 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 イ企第 135 号(平成 22 年 7 月 27 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」に改めます。
- 3 イ企第 462 号(平成 23 年 3 月 30 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までの間」を「平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」に改めます。
- 4 平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間に、ADSLアクセスサービスに係る IP 通信網契約の継続利用期間が、その提供を開始した日から 12 箇月を超えている契約者から、新たに有線アクセスサービスコース 1 またはコース 6 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 12 ヶ月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)2 料金額 2-1 基本料に規定する額から、次表に規定する料金額を減額して適用し、変更事務手数料については、料金表第 4 表(事務手数料等)第 2(料金額)(1)契約事務手続きに係るもの(イ)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額(税込額)
100Mbps	コース 1 のカテゴリ 1	1,400 円(1,470 円)
100Mbps または 1Gbps	コース 1 またはコース 6 のカテゴリ 2	1,900 円(1,995 円)
100Mbps または 1Gbps	コース 1 またはコース 6 のカテゴリ 3	1,900 円(1,995 円)

- 5 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又は ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項、第 4 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 6 イ企第 135 号(平成 22 年 7 月 27 日)の附則第 6 項(経過措置)中「平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までの間」を「平成 20 年 6 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」に改めます。

7 本附則の第6項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみ適用とします。

8 イ企第166号(平成22年8月19日)の附則第2項(経過措置)中「平成22年9月1日から平成22年11月30日までの間」を「平成22年9月1日から平成23年11月30日までの間」に改めます。

9 平成23年8月1日から平成23年11月30日までの間に、有線アクセスサービスに係わるIP通信網契約の契約者が、有線アクセスサービスのコース6に係るIP通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、回線品目変更に係る工事費について、第2料金表第3表(工事に関する費用)第1工事費2工事費の額A.有線アクセスサービスに係るもの(3)回線品目変更に係る工事に規定する額に代えて、0円を適用します。

附 則(平成23年11月24日 コ企第163号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 イ企第135号(平成22年7月27日)の附則第3項(経過措置)中「平成22年8月1日から平成22年11月30日までの間」を「平成22年8月1日から平成24年2月29日までの間」に改めます。

3 イ企第462号(平成23年3月30日)の附則第3項(経過措置)中「平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間」を「平成23年4月1日から平成24年2月29日までの間」に改めます。

4 コ企第30号(平成23年7月27日)の附則第4項(経過措置)中「平成23年8月1日から平成23年11月30日までの間」を「平成23年8月1日から平成24年2月29日までの間」に改めます。

5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスまたはADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくはADSLアクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成23年12月1日から平成24年2月29日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項、第4項(経過措置)の規定を適用しません。

6 平成23年8月1日から平成24年2月29日までの間に有線アクセスサービスのコース1、コース5およびコース6に係るIP通信網契約の申込みする新たな契約者(以下「新契約者」といいます。)を、有線アクセスサービス契約者(コース1、コース5およびコース6に限りです。)またはADSLアクセスサービス契約者(以下「既契約者」といいます。)が紹介し、当社が新契約者の申込みを承諾した場合は、新契約者のIP通信網サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から起算して12ヶ月間の既契約者のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料または、料金表第1表(料金)第2(ADSLアクセスサービスに係るもの)2料金額に規定する額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、本附則の料金額を適

用している既契約者については、その適用している料金額が終了する翌月から本項を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額 (税込額)
100Mbps	コース 1	カテゴリー 1	1,400 円 (1,470 円)
		カテゴリー 2	1,400 円 (1,470 円)
		カテゴリー 3	1,400 円 (1,470 円)
100Mbps	コース 5	カテゴリー 1	1,000 円 (1,050 円)
		カテゴリー 2	1,000 円 (1,050 円)
		カテゴリー 3	1,000 円 (1,050 円)
1Gbps	コース 6	カテゴリー 2	1,400 円 (1,470 円)
		カテゴリー 3	1,400 円 (1,470 円)

1契約者回線ごとに月額

品目	料金額 (税込額)	
	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)
12Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)
24Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)
40Mbps	1,000 円 (1,050 円)	1,000 円 (1,050 円)

7 本附則の第 6 項(経過措置)は、1の既契約者につき1回のみの適用とします。

8 イ企第 166 号(平成 22 年 8 月 19 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 22 年 9 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」に改めます。

9 コ企第 30 号(平成 23 年 7 月 27 日)の附則第 8 項(経過措置)中「平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」を「平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」に改めます。

10 平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間に有線アクセスサービス契約者から付加機能のうちリモートヘルプサービスの利用について申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は料金表第 4 表(事務手数料等)第 2(料金額)(1)契約事務手続き エ 付加機能登録変更手数料に規定する料金額のうち、リモートヘルプサービスの登録変更に係わる料金額については 0 円を適用します。

附 則(平成 24 年 2 月 16 日 コ企第 268 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 イ企第 135 号(平成 22 年 7 月 27 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 8 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間に、ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網契約の継続利用期間が、その提供を開始した日から 12 か月を超えている契約者から、新たに有線アクセスサービスのコース 1、コース 5 またはコース 6 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 12 か月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)2 料金額 2-1 基本料に規定する額から、次表に規定する料金額を減額して適用し、変更事務手数料については、料金表第 4 表(事務手数料等)第 2(料金額)(1)契約事務手続きに係るもの(イ)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額(税込額)
100Mbps	コース 1 のカテゴリ 1	1,400 円(1,470 円)
100Mbps または 1Gbps	コース 1 またはコース 6 のカテゴリ 2	1,900 円(1,995 円)
100Mbps または 1Gbps	コース 1 またはコース 6 のカテゴリ 3	1,900 円(1,995 円)

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又は ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 5 コ企第 163 号(平成 23 年 11 月 24 日)の附則第 6 項(経過措置)中「平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」を「平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 6 本附則の第 5 項(経過措置)は、1 の既契約者につき 1 回のみの適用とします。
- 7 イ企第 166 号(平成 22 年 8 月 19 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 22 年 9 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 8 コ企第 30 号(平成 23 年 7 月 27 日)の附則第 9 項(経過措置)中「平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」を「平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 9 コ企第 163 号(平成 23 年 11 月 24 日)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」を「平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日コ企第 329 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 24 年 5 月 29 日 コ企第 115 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2. 当社は、有線アクセスサービス契約の申込みがあり、料金表第1表(料金)第1 有線アクセスサービスに係るものに定めるコース 6 の申込みと同時に、IP電話サービス契約約款の第1種 IP 電話契約の第4類契約又は、第5類契約に係る申込みを行わない場合、およびIP電話サービス契約約款の第1種 IP 電話契約の第4類契約又は、第5類契約に係る申込みを行ない、IP電話サービス契約約款の第 11 条(第1種IP電話契約申込の承諾)の規定により承諾されない場合、平成 24 年 6 月 30 日までは、その有線アクセスサービス契約の申込みを承諾しません。
3. 当社は、平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に、有線アクセスサービス契約者から第 17 条(品目等の変更)に規定する有線アクセスサービスの品目等の変更の請求があったときは、第 15 条(有線アクセスサービス契約申込の承諾)および本附則第2項に準じて取り扱います。
4. 当社は、平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に、有線アクセスサービス契約者から第 14 条(有線アクセスサービス契約申込の方法)第4号に規定するIP通信網サービス契約内容の変更の請求があったときは、第 15 条(有線アクセスサービス契約申込の承諾)および本附則第2項に準じて取り扱います。
5. 当社は、平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間に、料金表第1表(料金)第1有線アクセスサービスに係るものに定めるコース 6 の契約者が、IP電話サービス契約約款の第1種 IP 電話契約の第4類契約又は、第5類契約を解除されたときは、その有線アクセスサービス契約を解除します。
6. 当社は、平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間、第 1 表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額 2-1基本料に規定する品目 1Gbps の料金額にかえて、次表に規定する料金額を適用します。

品 目	細 目		1契約者回線ごとに月額
			料金額 (税込額)
1Gbps	コース 6	カテゴリー 2	6,624 円(6,955 円)
		カテゴリー 3	7,105 円(7,460 円)

7. 当社は、平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間、第 1 表(料金)第4(付加機能利用料)2料金額のうち「(7)タイプ5・カテゴリー2に係るもの」および「(8)タイプ5・カテゴリー3に係るもの」

に規定する付加機能に加えて、次表のとおり IP 電話アダプタを提供します。

区分	内容	単位	料金額
IP電話アダプタの提供	IP 電話サービス契約約款 別記7に基づき、提供される IP 電話アダプタ	1 台	基本料の料金額に含まれる。

8 イ企第 135 号(平成 22 年 7 月 27 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

9 コ企第 268 号(平成 24 年 2 月 16 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」を「平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

10 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービス又は ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 24 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 8 項、第 9 項(経過措置)の規定を適用しません。

11 コ企第 163 号(平成 23 年 11 月 24 日)の附則第 6 項(経過措置)中「平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」を「平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

12 イ企第 166 号(平成 22 年 8 月 19 日)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 22 年 9 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間」を「平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

13 コ企第 30 号(平成 23 年 7 月 27 日)の附則第 9 項(経過措置)中「平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」を「平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

14 コ企第 163 号(平成 23 年 11 月 24 日)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」を「平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日 コ企第 429 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 料金表 通則 14(2)に規定するビジネス VPN サービス契約に係る料金額については、平成 24 年 12 月 31 日までは、料金表 通則 14(1)の有線アクセスサービス契約および ADSL アクセスサービス契約に係る料金額の規定に準じて取り扱います。

3 平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース 1 のカテゴリー 2

もしくはカテゴリー 3、コース 5 またはコース 6 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスに係る回線接続装置の設置等に係る工事費について、料金表第 3 表(工事に関する費用) 2 工事費の額ア回線接続装置の設置等に係る工事に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分		単 位	工事費の額(税込額)
(1) 回線接続装置の設置等に係る工事	回線接続装置の場合	1の工事ごとに	0円(0円)
	変復調装置の場合	1の工事ごとに	0円(0円)
	集合型回線終端装置の場合	1の工事ごとに	0円(0円)

4 コ企第 268 号(平成 24 年 2 月 16 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」を「平成 24 年 3 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

5 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスまたは ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 3 項、第 4 項(経過措置)の規定を適用しません。

6 コ企第 163 号(平成 23 年 11 月 24 日)の附則第 6 項(経過措置)中「平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」を「平成 23 年 8 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

7 平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に、有線アクセスサービスに係わる IP 通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、当社が提供する契約者回線の設置場所の住所が変わる移転の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、移転に係わる工事費について、第 2 料金表第 3 表(工事に関する費用)第 1 工事費 1 適用(2)移転等の場合の工事費の適用に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区分	単 位	料金額(税込額)
コース 1、コース 2、コース 3、コース 4、コース 5 のプラン A、コース 6	1の工事ごとに	0円(0円)
コース 5 のプラン B またはプラン C	1の工事ごとに	0円(0円)

8 コ企第 30 号(平成 23 年 7 月 27 日)の附則第 9 項(経過措置)中「平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」を「平成 23 年 8 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

9 コ企第 163 号(平成 23 年 11 月 24 日)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」を「平成 23 年 12 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

10 平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に有線アクセスサービス契約者または AD

SLアクセスサービス契約者から付加機能のうち健康管理サービスの利用について申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのサービスの提供を開始した日の属する月およびその翌月の健康管理サービスの利用に係る料金額について、料金表第1表(料金)第3(付加機能利用料)に規定する料金額に代えて0円を適用します。

附 則(平成 24 年11月 30 日 コ企第 627 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 24 年12月 19 日 コ企第 701 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 20 日から実施します。

附 則(平成 25 年1月 31 日 コ企第 834 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース1の 카테고리 2、 카테고리 3 または 카테고리 4、もしくはコース 5 またはコース 6 に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスに係る回線接続装置の設置等に係る工事費について、料金表第3表(工事に関する費用)2工事費の額ア回線接続装置の設置等に係る工事に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区 分		単 位	工事費の額(税込額)
(1) 回線接続 装置の設置 等に係る工事	回線接続装置の場合	1の工事ごとに	0円(0円)
	変復調装置の場合	1の工事ごとに	0円(0円)
	集合型回線終端装置の場合	1の工事ごとに	0円(0円)

- 3 コ企第 268 号(平成 24 年 2 月 16 日)の附則第 3 項(経過措置)中「平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間」を「平成 24 年 3 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

- 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスまたはADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項、第 3 項(経過措置)の規定を適用しません。

- 5 平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース1、コース5 およびコース6に係るIP通信網契約の申込みをする新たな契約者(以下「新契約者」といいます。)を、有線アクセスサービス契約者(コース1、コース5 およびコース6 に限ります。)またはADSLアクセスサービス契約者(以下「既契約者」といいます。)が紹介し、当社が新契約者の申込みを承諾した場合は、新契約者のIP通信網サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から起算して12 ヶ月間の既契約者のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)2 料金額 2-1 基本料または、料金表第 1 表(料金)第 2(ADSLアクセスサービスに係るもの)2 料金額に規定する額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、本附則の料金額を適用している既契約者については、その適用している料金額が終了する翌月から本項を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額 (税込額)
100Mbps	コース 1	カテゴリー 1	1,400 円(1,470 円)
		カテゴリー 2	1,400 円(1,470 円)
		カテゴリー 3	1,400 円(1,470 円)
		カテゴリー 4	1,400 円(1,470 円)
100Mbps	コース 5	カテゴリー 1	1,000 円(1,050 円)
		カテゴリー 2	1,000 円(1,050 円)
		カテゴリー 3	1,000 円(1,050 円)
1Gbps	コース 6	カテゴリー 2	1,400 円(1,470 円)
		カテゴリー 3	1,400 円(1,470 円)

1 契約者回線ごとに月額

品目	料金額(税込額)	
	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	1,000 円(1,050 円)	1,000 円(1,050 円)
12Mbps	1,000 円(1,050 円)	1,000 円(1,050 円)
24Mbps	1,000 円(1,050 円)	1,000 円(1,050 円)
40Mbps	1,000 円(1,050 円)	1,000 円(1,050 円)

- 6 コ企第 429 号(平成 24 年 9 月 26 日)の附則第7項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 コ企第 30 号(平成 23 年 7 月 27 日)の附則第 9 項(経過措置)中「平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間」を「平成 23 年 8 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 8 コ企第 163 号(平成 23 年 11 月 24 日)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」を「平成 23 年 12 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間」に改めま

す。

9 コ企第 429 号(平成 24 年 9 月 26 日)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

附 則(平成 25 年 4 月 10 日 コ企第 37 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 25 年 5 月 29 日 コ企第 191 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 29 日から実施します。

附則(平成 25 年 5 月 30 日 コ企第 193 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に有線アクセスサービスのコース 1 のカテゴリ 2、カテゴリ 3 またはカテゴリ 4、もしくはコース 5、コース 6 またはコース 7 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスに係る回線接続装置の設置等に係る工事費について、料金表第 3 表(工事に関する費用) 2 工事費の額ア回線接続装置の設置等に係る工事に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

	区 分	単 位	工事費の額(税込額)
(1) 回線接続装置の設置等に係る工事	回線接続装置の場合	1 の工事ごとに	0 円(0 円)
	変復調装置の場合	1 の工事ごとに	0 円(0 円)
	集合型回線終端装置の場合	1 の工事ごとに	0 円(0 円)

3 平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に、ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網契約の継続利用期間が、その提供を開始した日から 12 か月を超えている契約者から、新たに有線アクセスサービスのコース 1、コース 5、コース 6 またはコース 7 に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合、変更事務手数料については、料金表第 4 表(事務手数料等) 第 2 (料金額) (1) 契約事務手続きに係るもの(イ)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

また、コース 1 またはコース 6 については、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 12 か月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金) 第 1 (有線アクセスサービスに係るもの) 2 料金額 2-1 基本料に規定する額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目	料金額(税込額)
----	----	----------

100Mbps	コース1 のカテゴリ 1	1,400 円 (1,512 円)
100Mbps または 1Gbps	コース1 またはコース6 のカテゴリ 2	1,900 円 (2,052 円)
100Mbps または 1Gbps	コース1 またはコース6 のカテゴリ 3	1,900 円 (2,052 円)

4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスまたはADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成25年6月1日から平成25年9月30日までの間に行った場合は、本附則第2項、第3項(経過措置)の規定を適用しません。

5 平成25年6月1日から平成25年9月30日までの間に有線アクセスサービスのコース1、コース5およびコース6に係るIP通信網契約の申込みをする新たな契約者(以下「新契約者」といいます。)を、有線アクセスサービス契約者(コース1、コース5、コース6およびコース7に限ります。)またはADSLアクセスサービス契約者(以下「既契約者」といいます。)が紹介し、当社が新契約者の申込みを承諾した場合は、新契約者のIP通信網サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から起算して12ヶ月間の既契約者のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料または、料金表第1表(料金)第2(ADSLアクセスサービスに係るもの)2料金額に規定する額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、本附則の料金額を適用している既契約者については、その適用している料金額が終了する翌月から本項を適用します。

1契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)
100Mbps	コース1	カテゴリ 1	1,400 円 (1,512 円)
		カテゴリ 2	1,400 円 (1,512 円)
		カテゴリ 3	1,400 円 (1,512 円)
		カテゴリ 4	1,400 円 (1,512 円)
100Mbps	コース5	カテゴリ 1	1,000 円 (1,080 円)
		カテゴリ 2	1,000 円 (1,080 円)
		カテゴリ 3	1,000 円 (1,080 円)
1Gbps	コース6	カテゴリ 2	1,400 円 (1,512 円)
		カテゴリ 3	1,400 円 (1,512 円)
	コース7	カテゴリ 1	1,000 円 (1,080 円)
		カテゴリ 2	1,000 円 (1,080 円)
		カテゴリ 3	1,000 円 (1,080 円)

1契約者回線ごとに月額

品目	料金額(税込額)
----	----------

	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	そのADSLアクセスサービス契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1Mbps	1,000 円(1,080 円)	1,000 円(1,080 円)
12Mbps	1,000 円(1,080 円)	1,000 円(1,080 円)
24Mbps	1,000 円(1,080 円)	1,000 円(1,080 円)
40Mbps	1,000 円(1,080 円)	1,000 円(1,080 円)

6 平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に、有線アクセスサービスに係わる IP 通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、当社が提供する契約者回線の設置場所の住所が変わる移転の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、移転に係わる工事費について、第 2 料金表第 3 表(工事に関する費用)第 1 工事費 1 適用(2)移転等の場合の工事費の適用に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

区分	単位	料金額(税込額)
コース 1、コース 2、コース 3、コース 4、コース 5 のプラン A、コース 6、コース 7	1 の工事ごとに	0 円(0 円)
コース 5 のプラン B またはプラン C	1 の工事ごとに	0 円(0 円)

7 平成 23 年 8 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に、有線アクセスサービスに係わる IP 通信網契約の契約者が、有線アクセスサービスのコース 6 またはコース 7 に係る IP 通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、回線品目変更に係わる工事費について、第 2 料金表第 3 表(工事に関する費用)第 1 工事費 2 工事費の額ア. 有線アクセスサービスに係るもの(3)回線品目変更に係わる工事に規定する額に代えて、0 円を適用します。

8 コ企第 163 号(平成 23 年 11 月 24 日)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」を「平成 23 年 12 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

9 コ企第 429 号(平成 24 年 9 月 26 日)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日 コ企第 555 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成 25 年 5 月 30 日 コ企第 193 号)の附則第 2 項および第 3 項(経過措置)中「平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間」を「平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

3 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当

社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスまたはADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくはADSLアクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間に行った場合は、本附則第2項(経過措置)の規定を適用しません。

- 4 附則(平成25年5月30日コ企第193号)の附則第5項、第6項および第7項(経過措置)中「平成25年6月1日から平成25年9月30日までの間」を「平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間」に改めます。
- 5 コ企第163号(平成23年11月24日)の附則第10項(経過措置)中「平成23年12月1日から平成24年2月29日までの間」を「平成23年12月1日から平成26年1月31日までの間」に改めます。
- 6 コ企第429号(平成24年9月26日)の附則第10項(経過措置)中「平成24年10月1日から平成25年1月31日までの間」を「平成24年10月1日から平成26年1月31日までの間」に改めます。
- 7 映像配信サービスのキャンペーンおよび特典等は、別に定めます。

附 則(平成25年11月29日コ企第729号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成25年12月1日から平成26年1月31日までの間に有線アカウントサービスのコース1またはコース6の 카테고리2および 카테고리3、もしくはコース5またはコース7の 카테고리1、 카테고리2または 카테고리3に係るIP通信網サービスの5年契約の新たな申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から起算して24ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する金額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、平成26年7月31日までにご利用回線が開通しない場合(当社都合は除く。)は、原則、適用対象外となります。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)
100Mbps	コース1	카테고리2	200円(216円)
		카테고리3	200円(216円)
	コース5	카테고리1	100円(108円)
		카테고리2	500円(540円)
		카테고리3	500円(540円)
1Gbps	コース6	카테고리2	500円(540円)
		카테고리3	500円(540円)

	コース 7	カテゴリー1	100 円 (108 円)
		カテゴリー2	500 円 (540 円)
		カテゴリー3	500 円 (540 円)

附 則(平成 25 年 11 月 29 日 コ企第 731 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 3 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 25 年 12 月 3 日より、ADSL アクセスサービスの新たな契約申込みの受付を停止します。

附則(平成 26 年 1 月 31 日 コ企第 937 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 附則(平成 25 年 9 月 30 日 コ企第 555 号)の附則第 2 項および第 3 項(経過措置)中「平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間」を「平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスまたは ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 4 附則(平成 25 年 9 月 30 日 コ企第 555 号)の附則第 5 項、第 6 項および第 7 項(経過措置)中「平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間」を「平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 5 コ企第 163 号(平成 23 年 11 月 24 日)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までの間」を「平成 23 年 12 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 6 コ企第 429 号(平成 24 年 9 月 26 日)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間」を「平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」に改めます。
- 7 附則(平成 25 年 11 月 29 日 コ企第 729 号)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの間」を「平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」に改め

ます。

8 映像配信サービスのキャンペーンおよび特典等は、別に定めます。
附則(平成 26 年 3 月 27 日 コ企第 1128 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 26 年 3 月 26 日より、ADSL アクセスサービスの新たな品目変更および移転の受付を停止します。

附則(平成 26 年 4 月 15 日 コ企第 42 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 15 日から実施します。

(経過措置)

2 料金表第 1 表(料金)第 2(ADSLアクセスサービスに係るもの)2 料金額に規定する額は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則(平成 26 年 5 月 30 日 コ企第 166 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成 25 年 5 月 30 日 コ企第 193 号)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間」を「平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

3 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスまたはADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項(経過措置)の規定を適用しません。

4 附則(平成 26 年 1 月 31 日 コ企第 937 号)の附則第 4 項(経過措置)中「平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」を「平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

- 5 附則(平成 26 年 1 月 31 日 コ企第 937 号)の附則第 5 項(経過措置)中「平成 23 年 12 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」を「平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 6 附則(平成 26 年 1 月 31 日 コ企第 937 号)の附則第 6 項(経過措置)中「平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」を「平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 7 附則(平成 26 年 1 月 31 日 コ企第 937 号)の附則第 7 項(経過措置)中「平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間」を「平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 8 映像配信サービスのキャンペーンおよび特典等は、別に定めます。
料金は平成 26 年 5 月 31 日以前の申込は利用料 1 申込ごとに月額 1,896 円(税込額 2,047 円)です。平成 26 年 6 月 1 日以降の申込は利用料 1 申込ごとに月額 1,990 円(税込額 2,149 円)です。
- 9 平成 26 年 6 月 1 日より、ビジネス VPN サービスの第 2 種アクセス回線 ADSL 伝送方式のものコース 4 およびコース 6 に係わるサービスの新たな品目変更および移転、また新たな契約申込みの受付を停止します。

附 則(平成 26 年 6 月 30 日 コ企第 236 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が有線アクセスサービスのコース 1、コース 5、コース 6 およびコース 7 のカテゴリー 2 またはカテゴリー 3 に係る IP 通信網契約の 5 年契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算して 24 ヶ月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)2 料金額 2-1 基本料に規定する金額から、次表に規定する料金額を減額して適用し、料金表第 3 表(工事に関する費用)第 1 工事費 2 工事費の額ア.有線アクセスサービスに係るもの(1)に規定する額および第 4 表(事務手数料等)第 2 料金額(1)契約事務手続きに係るもの(イ)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

また、適用期間中に、最低利用期間内の契約の解除等があった場合の料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)1 適用(2)最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用ア 区分 1 に規定する額および複数年契約期間満了前に複数年契約の廃止があった場合の料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)1 適用(13)コース 1 の複数年利用の申し出に係る料金の適用(複数年契約割引)カ、(14)コース 6 の複数年利用の申し出に係る料金の適用(コース 6 複数年契約割引)オおよび(15)コース 5 およびコース 7 の複数年利用の申し出に係る料金の

適用(複数年契約割引)オに規定する額に代えて0円を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)
100Mbps	コース1	カテゴリー2	1,400円(1,512円)
		カテゴリー3	1,400円(1,512円)
	コース5	カテゴリー2	700円(756円)
		カテゴリー3	700円(756円)
1Gbps	コース6	カテゴリー2	1,700円(1,836円)
		カテゴリー3	1,699円(1,834円)
	コース7	カテゴリー2	700円(756円)
		カテゴリー3	700円(756円)

附則(平成26年8月1日 コ企第312号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

附則(平成26年10月1日 コ企第460号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 附則(平成26年5月30日 コ企第166号)の附則第2項(経過措置)中「平成26年6月1日から平成26年9月30日までの間」を「平成26年10月1日から平成27年1月31日までの間」に改めます。
- 3 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスまたはADSLアクセスサービスに係るIP通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくはADSLアクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係るIP通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成26年10月1日から平成27年1月31日までの間に行った場合は、本附則第2項(経過措置)の規定を適用しません。
- 4 附則(平成26年5月30日 コ企第166号)の附則第4項(経過措置)中「平成26年6月1日から平成26年9月30日までの間」を「平成26年10月1日から平成27年1月31日までの間」に改めます。
- 5 附則(平成26年5月30日 コ企第166号)の附則第5項(経過措置)中「平成26年6月1日から平成26年9月30日までの間」を「平成26年10月1日から平成27年1月31日までの間」に改めます。
- 6 附則(平成26年5月30日 コ企第166号)の附則第6項(経過措置)中「平成26年6月1日から平成

成 26 年 9 月 30 日までの間」を「平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

7 附則(平成 26 年 5 月 30 日 コ企第 166 号)の附則第 7 項(経過措置)中「平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」を「平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

8 映像配信サービスのキャンペーンおよび特典等は、別に定めます。

附則(平成 26 年 11 月 28 日 コ企第 631 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

附則(平成 26 年 12 月 22 日 コ企第 704 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 22 日から実施します。

附則(平成 27 年 1 月 30 日 コ企第 814 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース1、コース5、コース6またはコース7に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、第 2 料金表 第 3 表(工事に関する費用)第 1 工事費 2 工事費の額ア 有線アクセスサービスに係るものに規定する回線接続装置の設置等に係る工事を負担する場合、35 回に分割した費用と同額の料金額を、その工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から 35 ヶ月後の料金月まで**基本料から減額して適用します。**

3 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスまたは ADSL アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスもしくは ADSL アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項(経過措置)の規定を適用しません。

4 平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、有線アクセスサービスに係わる IP 通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、当社が提供する契約者回線の設置場所の住所が変わる移転の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、移転に係わる工事費について、第 2 料金表第 3 表(工事に関する費用)第 1 工事費1適用(2)移転等の場合の工事費の適用に規定する額にかかわらず 0 円を適用します。

5 附則(平成 26 年 7 月 1 日 コ企第 236 号)の附則第 2 項(経過措置)中「ADSL アクセスサービスに

係るIP通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が有線アクセスサービスのコース1、コース5、コース6およびコース7の 카테고리2または 카테고리3に係るIP通信網契約の5年契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合を「ADSL アクセスサービスに係るIP通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が有線アクセスサービスのコース1、コース5、コース6およびコース7に係るIP通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合」に改めます。

6 平成27年2月1日から平成27年5月31日までの間に、有線アクセスサービスに係るIP通信網契約の契約者が、有線アクセスサービスのコース6またはコース7に係るIP通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、回線品目変更に係る工事費について、第2料金表第3表(工事に関する費用)第1工事費2工事費の額ア. 有線アクセスサービスに係るもの(3)回線品目変更に係る工事に規定する額にかかわらず、0円を適用します。

7 附則(平成26年5月30日 コ企第166号)の附則第5項(経過措置)中「平成26年6月1日から平成26年9月30日までの間」を「平成27年2月1日から平成27年5月31日までの間」に改めます。

8 附則(平成26年5月30日 コ企第166号)の附則第6項(経過措置)中「平成26年6月1日から平成26年9月30日までの間」を「平成27年2月1日から平成27年5月31日までの間」に改めます。

9 平成27年2月1日から平成27年5月31日までの間に有線アクセスサービスのコース6の 카테고리2および 카테고리3、もしくはコース5またはコース7の 카테고리1、 카테고리2または 카테고리3に係るIP通信網契約の3年契約の新たな申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合、24ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する金額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、平成27年11月30日までにご利用回線が開通しない場合(当社都合は除く。)は、原則、適用対象外となります。

また、暦月の途中から適用開始した場合、適用開始月および適用終了月の割引額は日割りして適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)
100Mbps	コース5	카테고리1	100円(108円)
		카테고리2	500円(540円)
		카테고리3	500円(540円)
1Gbps	コース6	카테고리2	500円(540円)
		카테고리3	500円(540円)
		コース7	카테고리1
	카테고리2	500円(540円)	
	카테고리3	500円(540円)	

10 平成27年2月1日から平成27年5月31日までの間に有線アクセスサービスのコース6の 카테고리2 および 카테고리3、もしくはコース5またはコース7の 카테고리1、 카테고리2 または 카테고리3に係るIP通信網契約の3年契約の申込みと同時に1回目の契約更新を予約し、当社がその申

込みを承諾した場合は、前項に規定する料金額に加えコース6の場合300円、コース5およびコース7の場合100円減額して適用する。この適用を受ける場合、第1表 料金 第1 有線アクセスサービスに関わるもの1適用(14)の力および(15)の力に規定する2年～3年未満の解除の料金額に次表のとおり加算する。

また、暦月の途中から適用開始された場合、適用開始月および適用終了日の割引額は日割りして適用します。

細目		料金額(税込額)
コース5	カテゴリー1	1,000円(1,080円)
	カテゴリー2	2,000円(2,160円)
	カテゴリー3	2,000円(2,160円)
コース6		9,000円(9,720円)
コース7	カテゴリー1	1,000円(1,080円)
	カテゴリー2	2,000円(2,160円)
	カテゴリー3	2,000円(2,160円)

11 映像配信サービスのキャンペーンおよび特典等は、別に定めます。

附則(平成27年2月26日 コ企第914号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年3月6日から実施します。

附則(平成27年3月31日 コ企第1015号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 ADSLアクセスサービスに係る契約については、平成27年3月31日をもってサービス提供を終了します。

3 この改正実施前に支払い、または支払わなければならなかったIP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成27年4月23日 コ企第58号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年4月23日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成27年1月30日 コ企第814号)の附則第2項(経過措置)中の対象となる有線アクセスサービスコースについてコース8のプランAを追加します。

3 附則(平成27年1月30日 コ企第814号)の附則第9項(経過措置)の対象となる有線アクセスサー

ビスコースについてコース8を追加します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目			料金額(税込額)
1Gbps	コース 8	カテゴリー2	プランA	500 円(540 円)

- 4 平成 27 年 4 月 23 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に有線アクセスサービスのコース 8 のプラン A に係る IP 通信網契約の 3 年契約の申込みと同時に 1 回目の契約更新を予約し、当社がその申込みを承諾した場合は、前項に規定する料金額に加えコース 8 のプラン A の場合 300 円減額して適用する。但し、平成 27 年 11 月 30 日までにご利用回線が開通しない場合(当社都合は除く。)は、原則、適用対象外となります。この適用を受ける場合、第 1 表 料金 第 1 有線アクセスサービスに関わるもの 1 適用(14)のみに規定する 2 年～3 年未満の解除の料金額に次表のとおり加算する。
- また、暦月の途中から適用開始された場合、適用開始月および適用終了日の割引額は日割りして適用します。

細目			料金額(税込額)
コース 8	カテゴリー2	プランA	9,000 円(9,720 円)

附則(平成 27 年 5 月 28 日 コ企第 130 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に有線アクセスサービスのコース 1、コース 5、コース 6、コース 7 またはコース 8 のプラン A に係る IP 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、第 2 料金表 第 3 表(工事に関する費用)第 1 工事費 2 工事費の額ア 有線アクセスサービスに係るものに規定する回線接続装置の設置等に係る工事を負担する場合、35 回に分割した費用と同額の料金額を、その工事が完了した日を含む料金月の翌料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から 35 ヶ月後の料金月まで基本料から減額して適用します。
- ただし、有線アクセスサービスの月額料金が満額請求されない場合は翌月に繰り越して適用します。
- 3 当社は、限定された期間内に申し込まれた IP 通信網サービス契約に限り適用する割引であって、当社が別に定めるものの適用を受けた者(同一世帯かつ別名義を含む。)が、有線アクセスサービスに係る IP 通信網サービス契約の契約中または解除を行った後に、その契約中または解除を行ったメニュー(有線アクセスサービスをいいます。)と同一のメニューに係る IP 通信網サービス契約の申込み(同一世帯かつ別名義を含む。)を平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に行った場合は、本附則第 2 項(経過措置)の規定を適用しません。
- 4 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、有線アクセスサービスに係る IP 通信網契約に基づく契約者回線を利用している契約者が、当社が提供する契約者回線の設置場所の住所が変わる移転の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、移転に係る工事費につい

て、第2料金表第3表(工事に関する費用)第1工事費1適用(2)移転等の場合の工事費の適用に規定する額にかかわらず0円を適用します。

5 平成27年2月1日から平成27年5月31日までの間に、有線アクセスサービスに係わるIP通信網契約の契約者が、有線アクセスサービスのコース6またはコース7に係るIP通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、回線品目変更に係わる工事費について、第2料金表第3表(工事に関する費用)第1工事費2工事費の額ア.有線アクセスサービスに係るもの(3)回線品目変更に係わる工事に規定する額にかかわらず、0円を適用します。

6 附則(平成26年5月30日コ企第166号)の附則第5項(経過措置)中「平成26年6月1日から平成26年9月30日までの間」を「平成27年6月1日から平成27年9月30日までの間」に改めます。

7 附則(平成26年5月30日コ企第166号)の附則第6項(経過措置)中「平成26年6月1日から平成26年9月30日までの間」を「平成27年6月1日から平成27年9月30日までの間」に改めます。

8 平成27年6月1日から平成27年9月30日までの間に次表に規定する品目および細目の有線アクセスサービスに係るIP通信網契約の3年契約の新たな申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合、24ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する金額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、平成28年3月31日までにご利用回線が開通しない場合(当社都合は除く。)は、原則、適用対象外となります。

また、暦月の途中から適用開始した場合、適用開始月および適用終了月の割引額は日割りして適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)	
100Mbps	コース5	カテゴリー1	100円(108円)	
		カテゴリー2	500円(540円)	
		カテゴリー3	500円(540円)	
1Gbps	コース6	カテゴリー2	500円(540円)	
		カテゴリー3	500円(540円)	
	コース7	カテゴリー1	100円(108円)	
		カテゴリー2	500円(540円)	
		カテゴリー3	500円(540円)	
	コース8	カテゴリー2	プランA	500円(540円)

9 平成27年6月1日から平成27年9月30日までの間に次表に規定する品目および細目の有線アクセスサービスに係るIP通信網契約の3年契約の申込みと同時に1回目の契約更新を予約し、当社がその申込みを承諾した場合は、前項に規定する料金額に加えコース6およびコース8のプランAの場合300円、コース5およびコース7の場合100円減額して適用する。この適用を受ける場合、第1表 料金 第1有線アクセスサービスに関わるもの 1適用(14)のカおよび(15)のカに規定する2年～3年未満の解除の料金額に次表のとおり加算する。

また、暦月の途中から適用開始された場合、適用開始月および適用終了日の割引額は日割りして適

用します。

細目		料金額(税込額)
コース 5	カテゴリー1	1,000 円(1,080 円)
	カテゴリー2	2,000 円(2,160 円)
	カテゴリー3	2,000 円(2,160 円)
コース 6		9,000 円(9,720 円)
コース 7	カテゴリー1	1,000 円(1,080 円)
	カテゴリー2	2,000 円(2,160 円)
	カテゴリー3	2,000 円(2,160 円)
コース 8	カテゴリー2	プラン A 9,000 円(9,720 円)

10 映像配信サービスのキャンペーンおよび特典等は、別に定めます。

附則(平成 27 年 6 月 30 日 コ企第 212 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成 27 年 5 月 28 日 コ企第 130 号)の附則第2項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

3 附則(平成 27 年 5 月 28 日 コ企第 130 号)の附則第3項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

4 附則(平成 27 年 5 月 28 日 コ企第 130 号)の附則第4項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

5 平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間に、有線アクセスサービスに係わる IP 通信網契約の契約者が、有線アクセスサービスのコース 6、コース 7 またはコース 8 に係る IP 通信網契約への変更の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合は、回線品目変更に係る工事費について、第 2 料金表第 3 表(工事に関する費用)第 1 工事費 2 工事費の額ア。有線アクセスサービスに係るもの(3)回線品目変更に係る工事に規定する額にかかわらず、0 円を適用します。

6 附則(平成 26 年 5 月 30 日 コ企第 166 号)の附則第 5 項(経過措置)中「平成 26 年 6 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

7 平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間に有線アクセスサービス契約者から付加機能のうち健康管理サービスの利用について申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのサービスの提供を開始した日の属する月およびその翌月の健康管理サービスの利用に係る料金額について、料金表第1表(料金)第3(付加機能利用料)に規定する料金額に代えて0円を適用します。

8 附則(平成 27 年 5 月 28 日 コ企第 130 号)の附則第8項および第9項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

附則(平成 28 年 1 月 28 日 コ企第 641 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第2項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。

3 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第3項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。

4 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第4項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。

5 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第5項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。

6 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第6項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。

7 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第7項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。

8 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第8項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 20 日までの間」に改めます。

附則(平成 28 年 2 月 26 日 コ企第 695 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

附則(平成 28 年 4 月 1 日 コ企第 765 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附則(平成 28 年 5 月 20 日 コ企第 78 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第2項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

3 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第3項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

4 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第4項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

5 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第5項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

6 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第6項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

7 平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に有線アクセスサービス契約者から付加機能のうち健康管理サービスの利用について申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのサービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の健康管理サービスの利用に係る料金額について、料金表第1表(料金)第3(付加機能利用料)に規定する料金額に代えて 0 円を適用します。

8 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第8項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」に改めます。

附則(平成 28 年 5 月 25 日 コ企第 91 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

附則(平成 28 年 6 月 30 日 コ企第 149 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

附則(平成 28 年 9 月 29 日 コ企企 163 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第2項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

3 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第3項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

4 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第4項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

5 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第5項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

6 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第6項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

7 附則(平成 28 年 5 月 20 日 コ企第 78 号)の附則第7項(経過措置)中「平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」を「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

8 平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に次表に規定する品目および細目の有線アクセスサービスに係る IP 通信網契約の 3 年契約の新たな申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合、12 ヶ月間の IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)2 料金額 2-1 基本料に規定する金額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、平成 29 年 7 月 31 日までにご利用回線が開通しない場合(当社都合は除く。)は、原則、適用対象外となります。

また、暦月の途中から適用開始した場合、適用開始月および適用終了月の割引額は日割りして適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)	
100Mbps	コース 5	カテゴリー1	200 円(216 円)	
		カテゴリー2	1,000 円(1,080 円)	
		カテゴリー3	1,000 円(1,080 円)	
1Gbps	コース 6	カテゴリー2	1,000 円(1,080 円)	
		カテゴリー3	1,000 円(1,080 円)	
	コース 7	カテゴリー1	200 円(216 円)	
		カテゴリー2	1,000 円(1,080 円)	
		カテゴリー3	1,000 円(1,080 円)	
	コース 8	カテゴリー2	プラン A	1,000 円(1,080 円)

9 平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に次表に規定する品目および細目の有線アクセスサービスに係る IP 通信網契約の 3 年契約の申込みと同時に 1 回目の契約更新を予約し、当社がその申込みを承諾した場合は、前項に規定する料金額に加えコース 6 およびコース 8 のプラン A の場合 300 円、コース 5 およびコース 7 の場合 100 円減額して適用する。この適用を受ける場合、第 1 表 料金 第 1 有線アクセスサービスに関わるもの 1 適用(14)のカおよび(15)のカに規定する 2 年～3 年未満の解除の料金額に次表のとおり加算する。

また、暦月の途中から適用開始された場合、適用開始月および適用終了日の割引額は日割りして適用します。

細目		料金額(税込額)	
コース 5	カテゴリー1	1,000 円(1,080 円)	
	カテゴリー2	2,000 円(2,160 円)	
	カテゴリー3	2,000 円(2,160 円)	
コース 6		9,000 円(9,720 円)	
コース 7	カテゴリー1	1,000 円(1,080 円)	
	カテゴリー2	2,000 円(2,160 円)	
	カテゴリー3	2,000 円(2,160 円)	
コース 8	カテゴリー2	プラン A	9,000 円(9,720 円)

附則(平成 29 年 1 月 30 日 コ企第 430 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第 2 項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

3 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第3項(経過措置)中「平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間」に改めます。

4 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第4項(経過措置)中「平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間」に改めます。

5 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第5項(経過措置)中「平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間」に改めます。

6 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第6項(経過措置)中「平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間」に改めます。

7 附則(平成28年5月20日 コ企第78号)の附則第7項(経過措置)中「平成28年5月21日から平成28年9月30日までの間」を「平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間」に改めます。

8 附則(平成28年9月29日 コ企第163号)の附則第8項(経過措置)中「平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間」を「平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間」に改めます。

9 附則(平成28年9月29日 コ企第163号)の附則第9項(経過措置)中「平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間」を「平成29年2月1日から平成29年5月31日までの間」に改めます。

附則(平成29年3月10日 コ企第556号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年3月13日から実施します。

附則(平成29年6月1日 コ企第138号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第2項(経過措置)中「平成27年6月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成27年6月1日から平成29年9月30日までの間」に改めます。

3 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第3項(経過措置)中「平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成29年6月1日から平成29年9月30日までの間」に改めます。

4 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第4項(経過措置)中「平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成29年6月1日から平成29年9月30日までの間」に改めます。

- 5 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第5項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 6 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第6項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 7 附則(平成 28 年 5 月 20 日 コ企第 78 号)の附則第7項(経過措置)中「平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」を「平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 8 附則(平成 28 年 9 月 29 日 コ企第 163 号)の附則第 8 項(経過措置)中「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 9 附則(平成 28 年 9 月 29 日 コ企第 163 号)の附則第9項(経過措置)中「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 10 平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に次表に規定する品目および細目の有線アクセスサービスに係る IP 通信網契約の 3 年契約の新たな申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合、IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表(料金)第 1(有線アクセスサービスに係るもの)2 料金額 2-1 基本料に規定する金額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、平成 30 年 3 月 31 日までにご利用回線が開通しない場合(当社都合は除く。)は、原則、適用対象外となります。
- また、暦月の途中から適用開始した場合、適用開始月および適用終了月の割引額は日割りして適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)	
			適用開始から起算した利用期間 1 年未満	適用開始から起算した利用期間 1 年 ～3 年未満
100Mbps	コース 5	カテゴリー1	800 円(864 円)	200 円(216 円)
		カテゴリー2	800 円(864 円)	200 円(216 円)
		カテゴリー3	800 円(864 円)	200 円(216 円)
1Gbps	コース 7	カテゴリー1	800 円(864 円)	200 円(216 円)
		カテゴリー2	800 円(864 円)	200 円(216 円)
		カテゴリー3	800 円(864 円)	200 円(216 円)

附則(平成 29 年 9 月 27 日 コ企企第 401 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第2項(経過措置)中「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 27 年 6 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

3 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第3項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

4 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第4項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

5 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第5項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

6 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第6項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

7 附則(平成 28 年 5 月 20 日 コ企第 78 号)の附則第7項(経過措置)中「平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」を「平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

8 附則(平成 28 年 9 月 29 日 コ企企 163 号)の附則第 8 項(経過措置)中「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

9 附則(平成 28 年 9 月 29 日 コ企企 163 号)の附則第9項(経過措置)中「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」を「平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

10 附則(平成 29 年 6 月 1 日 コ企第 138 号)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」を「平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」に改めます。

11 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間に次表に規定する品目および細目の有線アクセスサービスに係る IP 通信網契約の 3 年契約の新たな申込みがあり、当社がその申込みを承諾し

た場合、12ヶ月間のIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表(料金)第1(有線アクセスサービスに係るもの)2料金額2-1基本料に規定する金額から、次表に規定する料金額を減額して適用します。但し、期間終了から6ヶ月以内にご利用回線が開通しない場合(当社都合は除く。)は、原則、適用対象外となります。

また、暦月の途中から適用開始した場合、適用開始月および適用終了月の割引額は日割りして適用します。

1 契約者回線ごとに月額

品目	細目		料金額(税込額)
100Mbps	コース5	カテゴリー3	481円(519円)
1Gbps	コース6	カテゴリー3	410円(442円)
	コース7	カテゴリー3	481円(519円)

附則(平成29年10月30日 コ企企第484号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。

(経過措置)

- カテゴリー3に係るリモートヘルプサービスまたは映像配信サービスの提供について、一方への変更の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合、カテゴリー3における初回変更時は変更事務手数料については、料金表第4表(事務手数料等)第2(料金額)(1)契約手続きに係るもの(イ)に規定する額に代えて0円を適用します。

附則(平成30年1月26日 コ企企第684号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第2項(経過措置)中「平成27年6月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成27年6月1日から平成30年9月30日までの間」に改めます。
- 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第3項(経過措置)中「平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成30年2月1日から平成30年9月30日までの間」に改めます。
- 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第4項(経過措置)中「平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成30年2月1日から平成30年9月30日までの間」に改めます。
- 附則(平成27年9月30日 コ企第403号)の附則第5項(経過措置)中「平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間」を「平成30年2月1日から平成30年9月30日までの間」に改めます。

- 6 附則(平成 27 年 9 月 30 日 コ企第 403 号)の附則第 6 項(経過措置)中「平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間」を「平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 7 附則(平成 28 年 5 月 20 日 コ企第 78 号)の附則第 7 項(経過措置)中「平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間」を「平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 8 附則(平成 28 年 9 月 29 日 コ企第 163 号)の附則第 8 項(経過措置)中「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」を「平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 9 附則(平成 28 年 9 月 29 日 コ企第 163 号)の附則第 9 項(経過措置)中「平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間」を「平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 10 附則(平成 29 年 6 月 1 日 コ企第 138 号)の附則第 10 項(経過措置)中「平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間」を「平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間」に改めます。
- 11 附則(平成 29 年 10 月 30 日 コ企第 484 号)の附則第 11 項(経過措置)中「平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間」を「平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間」に改めます。